

劃して浴場となせり。區劃の外部に罽網を張れるは萬一の災に備へたるものなり。尙ほ別に十間餘を距て、脱衣場を設けたり。

本所にては、兒童は一組六名と定め、男兒九組、女兒八組とし、兒童の總數百名大正五年を收容せり。其の日程左の如し。

起床(但八月二日及三日は午前五時) 五時半  
 整容整頓、運動場にて空氣浴 五時半—七時  
 朝食 七時  
 自修及靜養 至九時  
 海岸若くは森林散歩、海水浴 九時—十一時  
 晝食 十一時半  
 靜養 至二時  
 海岸若くは森林散歩、海水浴 二時—四時  
 順次入浴 四時—六時  
 校庭に於て自由遊戯又は居室に於てお伽噺會 六時—八時  
 就床 八時

海水浴をなさしむる關係上、氣温は常に觀測せり。即ち天橋立に於て九十度以上又は七十度以下なる時は海水浴を行はざることゝ定めたり。海水浴實施時間及回数左表の如し。

| 月  | 日      | 前  |       | 後  |       |
|----|--------|----|-------|----|-------|
|    |        | 回数 | 一回の時間 | 回数 | 一回の時間 |
| 至白 | 八月五日   | 二  | 五分    | 二  | 五分    |
| 至白 | 八月十六日  | 二  | 七分    | 二  | 七分    |
| 至白 | 八月二十一日 | 二  | 十分    | 二  | 十分    |

次に食物竝に經費の點は、同所の報告書を左に掲ぐ。

食物

今夏は各地に惡疫の流行甚だしかりしも幸に保養所附近は素より北海に面する河川の流域及沿岸悉く健康地なりしが故に例年の如く魚類は沿海にて漁獲せるもの、中鯛、鱒、鱈、黒鯛等の類を用ひ牛肉は近傍産犢牛肉の新鮮なるものを供給せしめ其他野菜等に至る迄深甚なる注意を以て悉く出所を探查し嚴重なる監視の下に調理せしめたり。

米 飯 十三歳以上男兒平均百十五匁、十二歳以下及女兒平均九十五匁 (飯の不足を告ぐるもの甚多きを以て昨年に比し食量を増加せり)

一、食量(副食物) 晝 牛肉若くは鶏肉正味二十三匁、野菜及漬物  
 夕 魚肉約三十匁、野菜及漬物  
 間 食牛乳一合、菓子若干  
 野菜は可成多く添加し隔日には必ず食後果物を與ふ

二、献立實施表左の如し

第四章 自修・試驗・其他

| 十三日                          | 十二日                         | 十一日                        | 十日                           | 九日                          | 八日                          | 七日                            |
|------------------------------|-----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 百合根、<br>奈其、<br>澄マシ、<br>漬汁    | 葱豆腐、<br>澤梅味、<br>庵噌、<br>漬汁   | 茄子、<br>澤味、<br>庵噌、<br>漬汁    | 淺草煎餅、<br>調海苔、<br>澄マシ、<br>漬汁  | 瓜揚豆、<br>澤腐味、<br>庵噌、<br>漬汁   | カシラ、<br>茄子、<br>澤味、<br>漬汁    | フ焼、<br>葱、<br>澤味、<br>庵噌、<br>漬汁 |
| 牛(食肉)、<br>澤瓜、<br>庵後、<br>漬漬   | 牛(食肉)、<br>澤大根、<br>庵後、<br>漬漬 | 牛(食肉)、<br>澤瓜、<br>庵後、<br>漬漬 | 玉牛(食肉)、<br>澤茄子、<br>庵後、<br>漬漬 | 牛(食肉)、<br>澤大根、<br>庵後、<br>漬漬 | 牛(食肉)、<br>澤茄子、<br>庵後、<br>漬漬 | 牛(食肉)、<br>澤瓜、<br>庵後、<br>漬漬    |
| 玉子、<br>澤キ、<br>庵煮、<br>漬漬      | 南蒲、<br>瓜、<br>澤煮、<br>漬漬      | 玉子、<br>澤子、<br>庵煮、<br>漬漬    | 黒黒、<br>澤大根、<br>庵味、<br>漬漬     | 甘大、<br>澤奈、<br>庵煮、<br>漬漬     | 南黒、<br>瓜、<br>澤煮、<br>漬漬      | 赤ズイ、<br>瓜、<br>澤浸、<br>漬漬       |
| 牛乳、<br>支部長贈煎餅、<br>(月見ノトキ蒸いし) | 牛乳、<br>小笠原氏寄贈、<br>ビスケット     | 牛乳、<br>有井氏寄贈、<br>生姜板       | 牛乳、<br>文珠智恵ノ、<br>餅           | 牛乳、<br>岸木氏寄贈、<br>煎餅         | 牛乳、<br>味噌、<br>煎餅            | 牛乳、<br>落花生入り、<br>煎餅           |

献立實施表

| 八月二日                     | 日                            | 朝                         | 晝                      | 夕 | 間食 |
|--------------------------|------------------------------|---------------------------|------------------------|---|----|
| 葱、<br>澤味、<br>庵噌、<br>漬汁   | 折詰、<br>辨當                    | 膳利身、<br>松北、<br>澤豆、<br>庵吸物 | 牛乳、<br>パン(汽車中)         |   |    |
| 玉豆、<br>澤味、<br>庵噌、<br>漬汁  | 牛(食肉)、<br>澤玉子、<br>庵後、<br>漬漬  | 黒鯛、<br>澤奈、<br>庵煮、<br>漬漬   | 牛乳、<br>橋立、<br>煎餅       |   |    |
| 茄子、<br>澤味、<br>庵噌、<br>漬汁  | 牛(食肉)、<br>澤馬鈴薯、<br>庵後、<br>漬漬 | 鰻、<br>澤モミ、<br>庵煮、<br>漬漬   | 牛乳、<br>川村氏寄贈、<br>エンゼル給 |   |    |
| 瓜、<br>澤梅味、<br>庵噌、<br>漬汁  | 玉牛、<br>澤葱、<br>庵煮、<br>漬漬      | 茄子、<br>澤子、<br>庵煮、<br>漬漬   | 牛乳、<br>卵入、<br>煎餅       |   |    |
| 豆腐、<br>澤大根、<br>庵味、<br>漬漬 | 牛(食肉)、<br>澤瓜、<br>庵後、<br>漬漬   | 瓜、<br>澤煮、<br>庵漬、<br>漬漬    | 牛乳、<br>鳥田氏寄贈、<br>ビスケット |   |    |

|     |                   |                  |                  |                 |
|-----|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 十四日 | 瓜、葱、味噌汁<br>深庵漬漬汁  | 牛(食)肉、玉葱、煮梨、漬漬汁  | 瓜、蒟蒻、餅、煮ケ附       | 玉牛乳(月見ノトキ支會長)餅合 |
| 十五日 | カンラ芋味噌汁<br>大根漬漬汁  | 茄子肉、煮、漬漬汁        | 葱、玉子、煮、漬漬汁       | 牛乳一合            |
| 十六日 | 焼、昆布、味噌汁<br>深庵漬漬汁 | (包皮ノ竹辨) 海苔、煮、漬漬汁 | (包皮ノ竹辨) 海苔、煮、漬漬汁 | 牛乳一合            |
| 十七日 | 豆腐味噌汁<br>大根漬漬汁    | 牛肉、葱、煮、漬漬汁       | 茄子、鹽、燒、漬漬汁       | 山内氏寄贈 花生入り煎餅    |
| 十八日 | 茄、豆腐、味噌汁<br>深庵漬漬汁 | 牛肉、燒、豆腐、煮、漬漬汁    | 甘薯、煮、漬漬汁         | 高田氏寄贈 煎餅        |
| 十九日 | 甘、豆腐、味噌汁<br>深庵漬漬汁 | 牛肉、馬鈴薯、煮、漬漬汁     | 黒鯛刺身(瓜ノケン) 漬漬汁   | 牛乳一合            |
| 二十日 | 豆腐味噌汁<br>大根漬漬汁    | 南牛、瓜、肉、煮、漬漬汁     | 干、甘、漬漬汁          | 山内氏寄贈 煎餅        |

本年度は人員増加の爲め器具物品の補充を爲したるご関係者の増加、及物價の昂騰等により頗る多額を要せり、然れども保養者よりは多年の如く拾五圓を收納し、不足額は悉く補助したり、其收支計算左の如し。

經費

|      |                     |                                       |                                |      |
|------|---------------------|---------------------------------------|--------------------------------|------|
| 二十一日 | 大、豆腐、味噌汁<br>大根漬漬汁   | 葱、雞、燒、肉、煮、漬漬汁                         | 餅、照、燒、白、菜、漬、漬汁<br>(食、後、寄、贈、梨)  | 牛乳一合 |
| 二十二日 | 葱、揚、豆腐、味噌汁<br>白菜漬漬汁 | (當) 辨、海、苔、卷、握、飯<br>牛肉、時、雨、煮、瓜、煮、附、漬漬汁 | 蒲、餅、煮、子、煮、附、漬漬汁<br>(食、後、寄、贈、梨) | 牛乳一合 |
| 二十三日 | 甘、薯、味噌汁<br>茄子漬漬汁    | 牛肉、玉、葱、馬、鈴、薯、煮、漬漬汁<br>(食、後、寄、贈、梨)     | 白、蒲、菜、餅、煮、附、漬漬汁                | 牛乳一合 |
| 二十四日 | 白、揚、豆腐、味噌汁<br>深庵漬漬汁 | 牛肉、燒、豆腐、味噌汁<br>(食、後、寄、贈、梨)            | 小、餅、刺、身、(瓜ノケン) 煮、漬漬汁           | 牛乳一合 |
| 二十五日 | 豆腐味噌汁<br>大根漬漬汁      | (當) 辨、海、苔、卷、握、飯<br>牛肉、時、雨、煮、瓜、煮、附、漬漬汁 | 玉子煎餅                           | 牛乳一合 |

收入

第二編 教授衛生

三八四

一金千四百八拾圓拾錢  
 一金七百八拾五圓參拾七錢  
 一金貳拾圓四拾貳錢

保養兒童より收納金  
 補助金  
 雜收入

合計 金貳千貳百八拾五圓八拾九錢

支 出

一金參百六拾四圓七拾五錢  
 一金貳百〇八圓貳拾錢  
 一金貳百〇八圓九拾錢  
 一金貳百九拾七圓六拾四錢  
 一金六拾四圓六拾八錢  
 一金八百八拾圓九拾六錢  
 一金五拾四圓七拾七錢  
 一金六圓四拾五錢  
 一金參拾圓  
 一金百參拾四圓七拾九錢  
 一金八圓六拾錢  
 一金貳拾五圓七拾九錢  
 一金參拾六錢

慰勞及報酬  
 諸 雇 給  
 兒童往復汽車船賃、事務員旅費及日當  
 並保養中宮津往復舟車馬賃  
 設 備 費  
 消 耗 品 費  
 賄 費  
 通信運搬費  
 印 刷 費  
 寄宿借入料  
 雜 費  
 消毒藥品費  
 治療用品及消耗品費  
 翌年度へ繰越金

合計 金貳千貳百八拾五圓八拾九錢

右の報告に徴せば本保養所の試みも猶ほ經費の關係上、特に必要なる兒童を收容し能はざる狀況に在りと云ふべし、而して食物の供給は活用量に於て幾何を基礎となせるや、此の點に關する報告なきは惜し。

休暇中の遠足——休暇中の散策・遊戯的催し及び休日の小旅行等は、都市の兒童にとりては結構なる企なり、此等の時機に於ては休暇中の露營の場合と同じく、年長の生徒にも、アルコホル分を含める飲料を用ひしめざるべきや無論なり、此の場合牛乳は適當なる飲料なり、若し飲料水が絶對的に純潔なりやの疑ひある時は、必ず之を煮沸し、少量の「レモン」又は茶を加味すべし、次に兒童をして教師の附添の下に盛んに徒歩旅行を爲さしむるが如きも亦利益多し、總じて此の種の企ては、本邦各地に於て種々なる形式の下に、年を追ふて盛大に趣きつゝあり。

例へば東京市の小學校が徒歩獎勵と稱して、起床後直ちに一定の地に徒歩往復せしめ、日記に記入して休暇後提出せしむるの制を採れるが如きは其の一例なり、而して東京市神田區一橋小學校の大正七年度夏期休課中、兒童の狀況は左表の如し。

|      |      |      |     |     |     |     |      |      |     |     |
|------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 徒歩實行 | 水泳實行 | 名所見學 | 登 山 | 遠 足 | 釣 魚 | 擊 毬 | 歸省宴會 | 家事手傳 | 病 氣 | 總人員 |
| 六三二人 | 一二八  | ・ 八二 | 七二  | 一一四 | 一九九 | 六九  | 一二二  | 八〇六  | 一三九 | 八〇九 |

三八五

京都東山＝於ケル林間學校



京都市に於ては近年登山會の催あり。こは同市の遠藤校醫其他の有志の熱心なる鼓吹によりて組織立ちしものにして、昨夏の如きは非常の盛況を呈したり。而して京都市民は其の家屋の構造竝に習慣上、殊に商家に在りては日光浴竝に空氣浴に遠ざかれるを以て、兒童を山上に引卒すると同時に、家族の同伴を勧誘し、兒童竝に一般市民の幸福上に裨益せんとせるものなり。而して此の種の企ては、格段なる設備と費用とを要せずして相當の効果を收め得可きを以て、各地に於て歓迎せられつゝあり。

京都夏期林間學校―大正七年の夏期休暇中に開催せられたる京都東山林間學校の成績竝に同市の朝起き登山會の成績は大略左の如し。

林間學校の位置は大開坦と稱し、京都市中央より云へば東南方に在り、松柏鬱蒼南北二方は遠望の景なし。巖西は全市を眼下に瞰し、一時快活洛西の連山を淡烟の外に望み、東は阿彌陀峰の深林に連る。攀て峰頭に登れば四望開闊意氣壯快、豊公廟は其中央に在り、蓋世の雄略と偉動を想見し其志氣を鼓舞するに足る。而して此の林間と市内の氣温比較は、最高氣温にて五・五度、最低氣温にて三・八度、平均にて七・四度の差ありき。

兒童の身體検査成績を概括するに、顔面蒼白・營養不良・胸廓細長・肋間陷没・神經質又は腺病質等の者なりき。偶々營養佳良にして筋肉堅實に似たる者あれども、是等は腎炎・盲腸炎・腹膜炎・肋膜炎・腸胃病等の恢復期中に屬せるものなりき。此等の兒童にして入學を希望せし者申込百五十餘名に達したるも、全部收容するを許さざる事情ありて、百十一名を收容して開催せしが、其の出席の狀況は皆出席者三十六人、三週間以上出席者五十七人、一週間以上出席者十二人、一週

間以下出席者六人なりき。

次に實施要項及時間は左の如し。

- 復習 十九時間 體操及遊戯 二十時間
- 植手工寫生 二十時間 唱歌 九時間
- 講談及娛樂 十九時間 自由遊戯 三十八時間
- 遠足 二回 見學 一回

食事は白米を主食とし、左記の副食物を與へたり。此外に毎食香の物を付し米は一人平均一合三勺餘の割なりき。

| 日  | 晝食       | 午間   |   | 日  | 晝食      | 午間     |   |
|----|----------|------|---|----|---------|--------|---|
|    |          | 前    | 後 |    |         | 前      | 後 |
| 三  | 卵卷、紅生姜   | 菓子パン | ン | 一三 | 蜆汁、ナラ漬  | ゼリービンス | ン |
| 四  | ハンペイ、葱   | 菓子   | ン | 一四 | 蒲鉾、葱    | 湯      | ン |
| 五  | 鯖、煮付     | 菓子   | ン | 一五 | 生、節、鉄   | 菓子     | ン |
| 六  | 煮豆、豆腐汁   | 菓子   | ン | 一六 | カヤク飯    | 菓子     | ン |
| 七  | 牛、肉、葱    | 菓子   | ン | 一七 | 茄子、煮物   | 菓子     | ン |
| 八  | 蕪、ユバ、蒲鉾  | 菓子   | ン | 一八 | 鯖、豆腐汁   | 菓子     | ン |
| 九  | 生、節、鉄、煮付 | 菓子   | ン | 一九 | 薩摩芋、葱煮付 | 菓子     | ン |
| 一〇 | カヤク飯     | 菓子   | ン | 二〇 | 牛、肉、葱   | 菓子     | ン |
| 一一 | 醬、茄子、煮付  | 菓子   | ン | 二一 | 蒲鉾、ナラ漬  | 菓子     | ン |
| 一二 | 角、豆シタシ   | 菓子   | ン | 二二 | 生、節、鉄   | 菓子     | ン |

林間學校が兒童の體重に及ぼしたる影響を總括するに、市内より七・四度低温なる林間清涼の場所に三伏の苦熱を避けて其業を終へたる薄弱兒の體質は三週間以後顔色營養共に恢復して活氣を帯び、左表の如き體重増加を見るを得たり、此の成績は他の健康兒に比して攻究するの要あり、仍て之を大正三年尙徳尋常小學校兒童五六年生體格三等混合にて八十七名を率ひ、早起登山を東山に試みたる際の成績と比するに、林間學校の成績は稍良なりと謂ふを得へし、而して其發育の最も優秀なるは五六年生にして、最も劣るは四年生とす、三年以下は少數にして信じ難し、雖も亦其大概を観るに足る、即ち第一週に甚しく増加し、第二週は僅に増加し、第三週に至て更に増加の率を高めたるは頗る興味あり、此率を以て増加するにせよ、第四週は更に増加を見る可きを卜するに足る、蓋し第一週の額に増加したるは其所以を解するに苦しむも、炎塵堆積の中を出て、林間清氣中に入り、食機俄に亢進し、營養額に増加せしに由るか、之を要するに將來の開校期間は、四週を爲す可きに似たり。

每週體重増加總量 四拾五入

| 年級 | 性 | 身體検査時 |       |       |       |
|----|---|-------|-------|-------|-------|
|    |   | 第一週終  | 第二週終  | 第三週終  | 總人員   |
| 六年 | 女 | 四二・六二 | 四二・七七 | 四二・九四 | 四三・四三 |
|    | 男 | 九四・五六 | 九六・四二 | 九七・二七 |       |
|    |   | 總計    | 一三六   | 一三六   | 一三六   |

| 年級   | 性 | 第一週    |        | 第二週    |        | 第三週     |    | 合計 | 平均一人増加量 |
|------|---|--------|--------|--------|--------|---------|----|----|---------|
|      |   | 女      | 男      | 女      | 男      | 女       | 男  |    |         |
| 五年   | 女 | 六八・四九  | 七〇・〇六  | 七〇・三五  | 七〇・七〇  | 一六〇・二六  | 二五 | 一〇 |         |
| 五年   | 男 | 一五五・六三 | 一五八・六七 | 一五九・四六 | 一六〇・二六 | 三六六・六三  | 五五 | 二六 |         |
| 四年   | 女 | 二二・八九  | 二二・〇〇  | 二二・三〇  | 二二・四四  | 四七・三七   | 四  | 八  |         |
| 四年   | 男 | 四六・六一  | 四六・六六  | 四六・九三  | 四七・三七  | 一七二・二三  | 二六 | 二  |         |
| 三年   | 女 | 二四・〇七  | 二四・七六  | 二四・六〇  | 二四・九五  | 三七・四四   | 二  | 六  |         |
| 三年   | 男 | 三六・六八  | 三七・〇四  | 三七・〇六  | 三七・四四  | 九七・七一   | 三  | 二  |         |
| 二年以下 | 女 | 九・二三   | 九・六六   | 九・七一   | 九・七一   | 一七二・二三  | 二六 | 二  |         |
| 二年以下 | 男 | 二二・九五  | 二三・二八  | 二三・四六  | 二三・六四  | 三六六・六三  | 五五 | 二六 |         |
| 合計   | 女 | 一六七・三一 | 一七〇・二五 | 一七〇・九〇 | 一七二・二三 | 三六六・六三  | 五五 | 二六 |         |
| 合計   | 男 | 三五六・四三 | 三六二・〇七 | 三六四・二五 | 三六六・六三 | 一三三九・〇〇 | 一八 | 一〇 |         |
| 總計   | 女 | 五二三・七四 | 五三二・三二 | 五三五・〇二 | 五三八・八六 | 一三三九・〇〇 | 一八 | 一〇 |         |
| 總計   | 男 | 九一三・一六 | 九二四・三二 | 九二三・二七 | 九三二・八九 | 三六六・六三  | 五五 | 二六 |         |

每週體重増加一人平均

| 年級 | 性 | 第一週   |       | 第二週   |       | 第三週   |       | 合計    | 平均一人増加量 |
|----|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|    |   | 女     | 男     | 女     | 男     | 女     | 男     |       |         |
| 六年 | 女 | 〇・二四〇 | 〇・一七〇 | 〇・四九〇 | 〇・八〇〇 | 〇・一三三 | 〇・二五八 | 〇・一三三 |         |
| 六年 | 男 | 一・八六〇 | 〇・八五〇 | 〇・六五〇 | 〇・三三六 | 〇・二五八 | 〇・一八五 | 〇・一三三 |         |
| 五年 | 女 | 一・五七〇 | 〇・二九〇 | 〇・三五〇 | 〇・二二〇 | 〇・二二一 | 〇・一八五 | 〇・一三三 |         |
| 五年 | 男 | 三・〇四〇 | 〇・七三五 | 〇・八五五 | 〇・六三〇 | 〇・一八五 | 〇・一三三 | 〇・一三三 |         |
| 四年 | 女 | 〇・一一〇 | 〇・三〇〇 | 〇・一四〇 | 〇・五五〇 | 〇・一三三 | 〇・一三三 | 〇・一三三 |         |
| 四年 | 男 | 〇・〇五〇 | 〇・二七〇 | 〇・四四〇 | 〇・七六〇 | 〇・一三三 | 〇・一三三 | 〇・一三三 |         |
| 合計 | 女 | 〇・〇五〇 | 〇・二七〇 | 〇・四四〇 | 〇・七六〇 | 〇・一三三 | 〇・一三三 | 〇・一三三 |         |
| 合計 | 男 | 〇・〇五〇 | 〇・二七〇 | 〇・四四〇 | 〇・七六〇 | 〇・一三三 | 〇・一三三 | 〇・一三三 |         |

| 總計     | 三年    |       | 二年以下  |       | 合計    |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 女     | 男     | 女     | 男     | 女     | 男     |
| 八・五八〇  | 〇・六九〇 | 〇・三六〇 | 〇・四三〇 | 〇・三三〇 | 二・九四〇 | 五・六四〇 |
| 二・七〇五  | 〇・〇二〇 | 〇・〇五〇 | 〇・一八〇 | 〇・六五〇 | 二・〇五五 | 二・七〇五 |
| 三・八三五  | 〇・三五〇 | 〇・三八〇 | 〇・一八〇 | 一・三三〇 | 二・五〇五 | 三・八三五 |
| 一五・一二〇 | 〇・七八〇 | 〇・七六〇 | 〇・四八〇 | 〇・六九〇 | 一・〇二〇 | 四・九二〇 |
| 〇・一九九  | 〇・二二〇 | 〇・二二七 | 〇・二四〇 | 〇・二三〇 | 〇・一八五 | 〇・一八五 |

備考 百十一人中八十一人を計上したるは、初回身體検査に缺席したる者も出席極めて少数なる者は對照し難きを以てなり。

尙德尋常小學校五六年生早起登山成績

| 合計 | 總人員 |    | 體重一人平均增加量               |
|----|-----|----|-------------------------|
|    | 女   | 男  |                         |
| 八七 | 五二  | 三五 | 〇・一二七<br>〇・二三二<br>〇・一八〇 |

(四拾五入)

次に京都市菊濱尋常小學校は、本年夏期休業中全校生を獎勵して、早起大間垣に歩行せしめ、休業の前後に體重を計測して、之れが研究をなしたり、彼我を對照するに、林間學校の薄弱兒が三週間に得たる體重増加は、菊濱校の一ヶ月間増加に比して稍良なりと謂ふを得べし、而して

朝起會に出席せる者もせざる者との比較表は、林間學校に入りたる者も入りざる者との比較に利用するを得べし。

大正七年夏季休業前後兒童體重比較増減一覽表

| 學年  | 一學年 |    | 二學年 |    | 三學年 |    | 四學年 |    | 調査人員  | 休業前體重合計 | 休業後體重合計 | 増減    | 休業前體重平均 | 休業後體重平均 | 増減 |
|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------|---------|---------|-------|---------|---------|----|
|     | 男   | 女  | 男   | 女  | 男   | 女  | 男   | 女  |       |         |         |       |         |         |    |
| 一學年 | 三九  | 三二 | 三七  | 四五 | 四八  | 四七 | 五三  | 四二 | 一八・二六 | 一八・一五〇  | 二・九〇    | 四・六四九 | 四・五三三   | 〇・一一七   |    |
|     | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 三六・二〇 | 三〇・三三〇  | 四・八七    | 四・五三三 | 四・五三三   | 〇・〇     |    |
| 二學年 | 八七  | 八二 | 八七  | 八二 | 八七  | 八二 | 九二  | 八二 | 二七・七〇 | 二七・五三〇  | 二・一七〇   | 五・〇九九 | 五・三三二   | 〇・二三三   |    |
|     | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 二七・七〇 | 二七・五三〇  | 二・一七〇   | 四・八四  | 四・九〇    | 〇・〇六六   |    |
| 三學年 | 四八  | 四七 | 四八  | 四七 | 四八  | 四七 | 五三  | 四二 | 二五・七〇 | 二五・七〇   | 〇・〇     | 五・七四  | 五・七七一   | 〇・〇六六   |    |
|     | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 二五・七〇 | 二五・七〇   | 〇・〇     | 五・七四  | 五・七七一   | 〇・〇六六   |    |
| 四學年 | 五三  | 四二 | 五三  | 四二 | 五三  | 四二 | 五三  | 四二 | 三〇・七〇 | 三〇・七〇   | 〇・〇     | 六・〇五  | 六・二三四   | 〇・一九三   |    |
|     | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 平均  | 合計 | 三〇・七〇 | 三〇・七〇   | 〇・〇     | 六・〇五  | 六・二三四   | 〇・一九三   |    |



| 全級  | 六學年 |     |     | 五學年 |     |     | 合計  |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 平均  | 合計  | 男女  | 平均  | 合計  | 男女  | 平均  | 合計  |
| 平均  | 四八四 | 二五〇 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九五  | 九九〇 |
| 合計  | 二五〇 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |
| 男女  | 二三四 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |
| 同平均 | 二五〇 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |
| 同平均 | 二五〇 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |
| 同平均 | 二五〇 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |
| 同平均 | 二五〇 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |
| 同平均 | 二五〇 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |
| 同平均 | 二五〇 | 二三四 | 二三四 | 八一〇 | 四三三 | 四三三 | 九九〇 | 九九〇 |

備考 本表に於ける調査人員は在籍児童中、休業前後共測定を缺きたるものは勿論尙其の何れかの一方を缺きたるものをも控除して計上したるものをいふ。

大正七年夏季休業中に於ける朝運動出席者と全缺席者の體重増減比較一覽表

| 四學年 | 三學年 |    |    | 二學年 |    |    | 一學年 |    |    | 朝運動出席者 | 朝運動出席者 | 全缺席者 | 全缺席者 |
|-----|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|--------|--------|------|------|
|     | 平均  | 合計 | 男女 | 平均  | 合計 | 男女 | 平均  | 合計 | 男女 |        |        |      |      |
| 平均  | 二六  | 二〇 | 二〇 | 二八  | 二〇 | 二〇 | 二八  | 二〇 | 二〇 | 二八     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 合計  | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 男女  | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 同平均 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 同平均 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 同平均 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 同平均 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 同平均 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |
| 同平均 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇  | 二〇 | 二〇 | 二〇     | 二〇     | 二〇   | 二〇   |

| 全級 | 五學年    |        |        | 六學年    |        |        |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    | 平均     | 合計     | 男女     | 平均     | 合計     | 男女     |
| 平均 | 1.171  | 117    | 117    | 1.171  | 117    | 117    |
| 合計 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 |
| 女  | 5,005  | 5,005  | 5,005  | 5,005  | 5,005  | 5,005  |
| 男  | 5,006  | 5,006  | 5,006  | 5,006  | 5,006  | 5,006  |
| 共  | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 |
| 平均 | 1.171  | 117    | 117    | 1.171  | 117    | 117    |
| 合計 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 |
| 女  | 5,005  | 5,005  | 5,005  | 5,005  | 5,005  | 5,005  |
| 男  | 5,006  | 5,006  | 5,006  | 5,006  | 5,006  | 5,006  |
| 共  | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 | 10,011 |

備考 朝運動皆出席者にして體重の減少せる児童一人の平均數ミ、朝運動全缺席者にして體重の減少せる児童一人の平均數ミを比較すれば、前者は後者に比して體重の減少少きは全く朝運動参加の結果なりミ認むることを得べし、又朝運動皆出席者にして體重の増加せる児童一人の平均數ミ、朝運動全缺席者にして體重の増加せる児童一人の平均數ミを比較すれば、却て前者の後者に劣れる所の成績を表せるは、稍疑なきに非ずミ雖も、こは附録に示す如く朝運動ミしては全く出席せざりしも、夏休中に於て田園生活又は海濱生活をなし、或は

家庭に於て夏休中に限り牛乳飲用を勵行したる等特に體育方面に注意せる者約半數を占むる者あるに依る。

朝起運動皆出席者の體重増加が皆缺席者の増加量に劣る所あるは、聊か怪しむ可きに似たれども、之を深思せば其然らざるを知る、乃ち個人別に詳細なる取調をなしたる諸表に由り更に之を精算するに、皆缺席者中にも海濱或は田舎に暑を避け又は水泳を爲し、林間學校に入會したるミ同一意味に一ヶ月を送りたる者あり、朝起會に出席したる者ミ其揆を一にす、六學年總人員中より之を算すれば十七人あり、其體重増加總計三貫八百九十匁なり、又皆缺席者は五十七人にして、體重増加總計十貫二百二匁なり、故に其の差は六貫二百二十二匁なる、今五十七人より十七人を除去したる四十人にて之を除すれば、一人増加平均百五十八匁なるなり、又朝起會皆出席者體重増加總計二十二貫百二十一匁に、前記三貫八百九十匁を加へ、皆出席者總人員百三十七名に前記十七人を加へて百五十四人ミし、之を以て是れを除すれば、一人平均増加百六十九匁なるべし、即ち體育的行爲を爲さざる者ミ爲したる者ミの效果は、何れ然るに足るべし、然れども是れ皆三等體格混合したる計算にして、尙疑雲の散ぜざるものあり、若し之を體質別にして精算せば其差一層顯著なるものあるべきなり。

又京都市學事要覽に基き同市學童一ヶ年増育を概算し、更に之を十二分して一ヶ月平均増育を算出せば、百匁に達するものなし、増育は月々平均にする者ならざる可きも、假に之を平均するものとして論ずれば、而して薄弱兒の體重は普通には暑中減少す可きに、却て平均増量二百匁に近きは、良成績ミ謂ふも過言に非ざるべし、然れども學童の多くが暑中休暇中に著しき

増量をなすこの説に對しては、將來の攻究を待ちて決定せざる可からず、遠藤氏調査

寄宿舎學校——寄宿舎附設の學校に於ける生活は、衛生上の便宜多し、特に大市の中等程度以上の諸學生に於て然り、然れども其の弊害も亦少なからず、吾人が便宜の點を云ふは寄宿舎に於ては家庭に在るよりも時間の配當と利用とは良好に行はれ、且つ身體の運動は適當に行はれ、醫師が手近に在りて其の監視充分に行き届き、時を定めて之を檢診し、或は其健康の保持と増進とを充分に策し得るにあり、但し此等の便宜の點の存するは、上等なる寄宿舎學校に限る事なり、又吾人が寄宿舎の弊害と目するは、傳染病及病的性慾の習慣が速かに傳播する點なり、要するに中等程度以上の諸學校に於ては、家庭の便宜と學校の便宜とを兼備するを以て理想と爲す、故に若し生徒をして朝に善良なる學校に出席せしめ一日中長く此所に留り、夕に至りて歸宅せしむる事と爲さば、寄宿舎學校の弊害を受くること無くして、其の長所のみを採り入るゝを得べし、又家庭的感化力も損失を蒙る事なからしめんが爲めに、小なる宿舍を數多く作り、一軒當り二十人以下を收容し、且つ一軒ごとに夫婦者の教師に監督をなさしむる事とせば、恐らく理想的なる寄宿舎を得べし、斯くして出來たる師弟間の關係は、一軒の家庭に多勢の兒供ある場合と同じかるべし、仍て生徒の人數過多なるが爲に蒙むる如き弊害は、跡を絶つに至らん。

寄宿舎の衛生と其の建築とは、常に密接の關係に立てり、吾人が學校々舎の建築に就

きて前述したる事項は、又寄宿舎に就きても言ひ得べし、勿論寄宿舎の事なれば、學校の場合に言ひし事以外に個人々々の爲に施設する所なかるべからず、例へば食堂・炊場・自修室・病室・寢室等の設備是れなり、就中寢室の事は最大の難問題を生ず、若し小さく別々の寢室を作るときは、就床後談話の禁止は行はるべきも、個性々々の監視は困難なるべく、且つ小さき室にては通氣法も掃除も共に困難なり、之に反して共通の寢室にありては、監視は容易ならず、且つ彼等が自由に往來する事も禁じ難し、然れども通氣と掃除とは容易なり、故に設備上の缺點は、監督者の慧眼に待つの外なし、但し寢具は少くとも腕の届かぬ丈の距離に並ぶべし、又寄宿舎にては、アルコール分を含む飲料を用ひしむ可からず、尚ほ寄宿舎の便所は常に清潔に保持し、決して淫卑なる感を起こさしむ可からず、又生徒中格段なる疾病なくして顔貌蒼白元氣消沈せるものあらば、不自然なる性慾行爲に關して注意すべし、又暑中休暇等の後に開校する場合には、必ず傳染病豫防上より見て檢身・隔離等の手段を怠るべからず、寄宿舎は學校にとりて傳染病の鬼門に當れり、**戶外寄宿舎學校**——戶外寄宿舎學校の事は、特に一言し置くの要あり、此の種の最初のものは、**新式學校**と稱せられしものにして、一八八九年初めて**ダービー**なるアポトシヨルムに於て、**レデー**なる人によりて起されしものなり、獨逸にては其の最初の現はれは一八九八年にして、**埃太利**及**瑞西**に同様のものゝ起りしは、其の後に屬す、而して今日にては女兒にも此の設けあるに至れり、此の種の學校が有する衛生上の特色の主

要點は、それが簡易生活を爲し、合理的の粗食を爲し、アルコホルは絶対禁止、精神上の働きと身體の働きの交互に課せらるゝ事にあり、身體の働きの内には庭仕事あり、畑作り及び細工作業等をも含めり、兒童の身體を鍛へんが爲め、彼等は戶外に於て眠らしめらる。而して兒童に智的の作業を課するは朝の間に限れり、此等諸學校の教育上の理想は、自依自立の念を覺醒し、師弟間の情誼を深くせんとするにあり、尤も此等の學校は其の主義を守るの餘り、甚しく寒冷なる日にも戶外に眠らしめ、容赦も無く兒童の手足を冷氣に晒らすが如き事少しく極端に走るの嫌有り、雖も、兒童が受くる鍊練は、普通の學校に於ける訓練の遠く及ばざる所に屬す、而して其の效驗は、獨り身體上の衛生にのみ限られざるなり、然れども、此種の學校は現在にては、少數の兒童を收容せる場合にのみ適當なりとさる。

### 第五章 戶外學校

歴史は繰り返へさるゝものなり、昔の人間は野に山に其の生活を營みぬ、彼等を養ひ彼等を教へしものは山なり河なり將た森なり、然れども人類は其の本能の要求によりて、隠れ住む可き、家なるものを造れり、幾千年の昔吾人の先祖が營みし、猛獸生活時代の法則としては、病めば敵に滅さるゝに定まつたり、唯に他種族の動物によりて襲撃せらるゝに止まらず、其の時代に於ては、彼等自身の同族すらも亦敵の一人なり、彼等を

教養せし自然さへ、時に猛烈なる攻勢を取りて、風は砂を巻き、雨は盆を覆して來り襲ふ、斯くて彼等が弱りたる折に、隠れ潜む可き場所は、獸が穴を求むると等しく人間に於ても熱心に求められ、そはやがて、家屋なる形となつて人間の生活に必須のものとなり了んぬ。

病み又は弱き者等が屋内に潜むは其の本能による、こは自然の事なり、故を以て今を去ること僅かに七十餘年、グイクトリア王朝時代に於ても、猶病室は恰も隱者の室の如くなり、病者は成る可く暗き部屋に出來得る限り風の通りを避けて、潜ましむ可し、こは、其の當時病者處遇法の隨一なる手段と見做されたり、今日にして此の状態を追想せんが自然は實に残酷なるものにして、當てにならぬものと云ふ可し、然るに近代科學と稱する系統的なる常識は、之に代はりて現はれたり、窓を開けよ戸を開け、日光と空氣は充分に採るべし、冷水も亦多量に使用すべしと叫び出でたり、何ぞそれ人類の本能に遠ざかり、彼等が従前の手段に背反するの甚だしきや、然かも此の新たなる叫びは著々として實效を收めて、其の眞價を發揮し來れり。

文明が進むにつれ、戶外生活は變じて、戸内生活となれり、學校の生活亦何ぞ此の常範を逸せんや、ギリシヤの哲人が教へし時代より今日の學校經營に推移し來りし時代の影響は、既に兒童の上にも顯著なり、殊に近代の都會生活は餘りに戸内生活に陥り過ぎたるを以て、自然に歸れ、この聲は、文明の反響となつて響き渡れり、果ては學校の教育も



に應用方面の處方を書くものゝす、即ち衣服・入浴等に對する方箋(注意の指示)は兒童各個に就きて爲されたり、尙ほ校醫には一名の看護婦を附けたり、

シャルロットテンブルグ戶外療養學校の第一回は三ヶ月にて終りしが、第二回(一九〇五年)は之を六ヶ月に延長し、第三回(一九〇六年)は更に之を八ヶ月に延ばし、後には一年を通じて開校するに至れり、而して此の學校の第一回の試みは、兒童の肉體上に良好なる成績を收めたるのみならず、智育上も亦一般の豫期以上に好成績を挙げたり、其の成績が一旦世間に發表せらるゝや、獨逸全國に亘りて此の新しき試みは波動を起して擴がり行きぬ、其の波はやがて英國に打ち寄せ、遂に米國に逆捲けり、恰かも靜かなる池の面に投げ入れられし一つの小石が立てたる漣が廣がり廣がりて岸を打つに例へつべし、戶外學校は正に成功しぬ、世は之を雀躍して迎ふるに至れり、長きノノ人類の偏見は斯の如くにして破られ、文明が生みし暗黒なる影響は、こゝに一道の光明を認めて兒童は大自然の懷に飛び入りしなり、

一九〇四年シャルロットテンブルグの戶外療養學校に次ぎて、一九〇六年にはミュールハウゼンに一枝起り、同じくミューンヘンにも同國皇帝の銀婚式記念として一枝は開かれたり、次で一九〇七年にはエルベルフォルドに此の種の學校は設けられぬ、爾來年を追ふて増加し、遂には獨逸全體に於て二百五十個所に此の設備を見るに至れり、(プロートン)又盛なる哉、吾人は此の機會に於てシャルロットテンブルグ第一回の試みに努

カセシ(1) Dr. Pendlis、(2) Dr. Neufertドクトル、ベンディングクス及びノイフェルトを紀念せんごす、

英吉利の戶外學校—英吉利に於ては獨逸に後るゝこと三年即ち一九〇七年に、倫敦府會の設立にかゝる戶外學校はボストルウッドに現はれたり、こは同市の視學委員がシャルロットテンブルグを參觀せし御土産なり、學校の目的も獨逸と等しく、兒童の撰法も同一なりと雖も、此處にては身長の割に體重の少なきものに注目せり、別言せば都會の影響を蒙りし兒童を收容せんと努めたるなり、開校十三週間、兒童數一四九名、九時に始まり六時に終る、内授業時間三時間と四十五分、あとの五時間と十五分は食事・睡眠・遊戲及び林間逍遙等に向けらる、但し食事は三回、教師は校長一名、男教師二名、助手二名、醫師は一名に、看護婦一名、保母一名を附し、調理の爲料理人一名、助手二名を置きたり、尙ほ本校に關係せし教師に對しては必要なる旅費以外は普通の學校通りの俸給を給與し、學校閉鎖と共に母校へ復歸することを就職條件となせり、次に食事は九時に朝食(牛乳・シラップ)及羹物、十二時三十分、中食(肉・馬鈴薯・野菜・ブチング)、午後三時に間食(ビスケット・果物)、五時三十分夕食(バター・麵包・ジャム・甘麵包・薄き茶又は珈琲)を支給し、毎回の食卓は出來得る限り清潔なる布にて覆ひ花を飾り、食事中上品にして愉快なる氣分を食堂に溢らしめんとせり、次に身體検査は府の學校衛生官直接に手を下し、入學當初の檢身に力を凝げり、又毎週の體重検査は看護婦之を行ふ、猶ほ營養状態を確かめんが爲めに行ふ、ヘモグロビン量の検査は、在校中二回と定めたり、

ポストルウッドに児童を送りし學校は五十六校にして、何れも皆な充分なる満足を以て戶外學校閉鎖後に児童を受け取れり、児童は皆肉體精神兩方面の効果を收めて歸校せしなり、面して平均體重増加は一週に約半ポンド、シャルロッタンプルグにても同量なりき、本校は所期の成績を收め得しかば、次年にはロンドンに同様なる學校は三校に増加せしのみならず、遂にはハリファックス・パーミンガム・ブリスル・バルンスレイ・ノールウキチ・ケツテリング・マンチ・スター・リバーブル等に於ても各々戶外學校を設置するに至れり、之に加ふるにハリファックス及びクラーリントン、オン、シーに於ては連續宿泊の戶外學校をさへ設けたるなり。

亞米利加に於ける戶外學校——米國に於ける戶外學校は獨、英二國に比し、其の創設の趣旨に於て稍々異なるものあり、即ち戶外學校の最初の踏み出しが、結核豫防と關聯せる點に於て相違す、之を事例に徴するに、一九〇八年ロードアイランドのプロビデンスに設けられたる最初の戶外學校にては、結核豫防協會附の看護婦が學校看護婦の名の下に働きて、入學兒童の豫診に従事し、骨の結核・腺の結核及び肺結核の初期のもの二十八名を撰拔せり、而して本校は當時空家なりし煉瓦造りの普通家を借り受け、其の南側の壁を取り毀して特別なる窓に改めし迄にて、特設の戶外學校に比すれば、經費は非常なる小額にて事済みたり、此の教室に設けたる窓は、天井に沿へる窓の上框に蝶番ひを附し、恰かも日本の吊節の如くに窓全體を天井裏に引き上げ得る様にせり、児童は窓

を脊にして著席し、冬は防寒袋にて下半身を包み、足温めを配せり、但し此の教室の温度は、氷點を降らざるを限度とし、ストーブ一個は其の用意に据え置かる、又學校食事に際し生徒の辨當を利用して適當に調理せしことは、一つの特色たるを失はず、又花園造りに特に専門家を招聘せし事も一の特色なり、而して學校の設備費及び教員の俸給等は市學務課之を負擔し、食費並に電車賃は結核豫防協會にて支辨せり、醫師は協會より女醫一名を是に向けたり、斯くして本校は優良なる成績を以て第一回を閉ぢぬ。

次にポストンに於ては、同年に一つの戶外學校を設けたり、之も亦教育會と結核豫防協會との聯合事業なりき、此等の試みは言はば結核兒童の屋外生活にして、歐洲のそれは範圍に於て異なれりと云ふ可し、然れどもポストンの學務委員と結核豫防協會との協議の結果、一九〇九年にはフランクリン公園内の建物を借りて、戶外學校を組織するに至れり、此の場合に於ても防寒袋を使用し、防寒用長靴を支給し、風雨を防ぐ爲めには、カーテンを使用することとせり、此の所に於て注目すべきは、各科専門醫師と密接なる聯絡をとりしことなり、即ち眼を病めば眼科専門の病院に送り、齒を病めば齒科病院へて依頼せしなり、此の學校の成績も豫期の通り優良なりしかば、學校を全然市當局の事業となすを便なりと認め、後には市專屬の學校に編入せり、尙ほ當時ポストンにて開催せられたる學校衛生特別委員會に於て協議せられたる事項は、此の方面に有力なる參考資料なるを以て、左に之を抄録す。

市の諮問事項は七項目に分かる(第一)戶外教室に收容す可き必要ある兒童の撰抜方法如何(第二)兒童が有する症候中特に教育上注意すべきもの如何(第三)此の目的に使用せらるべき室は如何なる室なる可きや(第四)教室の窓は常に開放せられ置く可きものなりや若し然らずせば如何なる場合を例外と認むるや(第五)斯かる教室に置かるゝ兒童の服装如何(第六)此種の教室を受け持つが爲めに健康を増すが如き教師ありや(第七)斯かる特別な取扱ひを必要とする兒童の家庭に於ける境遇に就きて教師及學校看護婦をして調査せしむることは望ましきことなるや。

右の諮問に對し委員會は、全會一致を以て左の答申をなしたり。

『肉體上に於て普通の發達を遂ぐることは能はざる兒童の爲めに、學校の校舎内に戶外教室を設くることは望ましきことなり、斯かる教室には完全に射入する日光と新鮮なる空氣とを必要とす、又特別教室に收容せらるゝ兒童は身長の割に體重の僅少な者、腺の肥大せるもの竝に疾病の恢復時に在るもの等を以てす、此の場合に醫員は體重と身長を計測して參考に資す可きこと、又現在の學校々舎にて然かも都會の賑なる場所に設置せる學校に於ては、二階の教室中より特別教室を撰定し、其の南側を開放し、十分に日光を射入せしむる手段に出づべし、若し屋根を利用して戶外教室となす場合には、屋根は陸屋根なるを要す、此の場合丸太小屋の設備にて足れりとなす、又今後學校の新築に際しては、必ず戶外教室の目的に適合す可き教室を設計中に編入し置く可し、又現

時の教室を改造するに當り、費用の關係上全部の窓を改め難き事情ある場合には、窓の下を切り下げ、現在の窓を擴大すれば可なり、次に脚部を冷却せざらんが爲めに毛布の袋は必要なり、又教師の中には斯かる教室にて特別な教授に従事するが爲め、其の健康を増加する如きものあらん、次に家庭の境遇調査は望ましきことなり。』

以上を通覽せば、米國に於ては戶外學校は戶外教室として發達し、其の應用を廣めんとする傾向あるを認め得べし、是れ經費僅少にして經營法も簡單なるのみならず、實際の效果に至つては、特設の戶外學校と大差なきが爲めなり。

次に紐育に於ける戶外學校の發達は極めて興味深し、こは紐育所在の一結核病院が渡船の古くなりしもの(汽船)を利用して、入院中の學童に戶外療養法を施せし間に、兒童等は教師一人を與へられたしとの要求をなせり、依て病院は之を市に交渉せしに、學務課は奇特の事となし、一人の教師を派遣し、遂に一九〇八年十二月に公立學校附屬小學校と認可したり、然るに此の渡船の學校は著しき成績を挙げたるを以て、更に紐育には三つの戶外學校は開かれぬ、内二校は船を利用し、他の一校は結核病院の屋根の上に設けられ、何れも附近の公立小學校の附屬小學校となれり、斯の如くにして紐育の戶外學校は次第に其の成績を認められ、一九〇九年に至つて、市は一萬三千圓を投じ、市内各小學校の教室を一室宛此の目的に模様替へせしめたり、而して一學級二十五名と限り、兒童の撰抜は校醫と學校附近の結核病院長其の任に當り、教室の最低溫度を華氏五、十度





○胸圍の平均増加は一時なり而して女兒に於ては體重の平均増加五磅七、ヘモグロビンの増加一〇、胸圍の平均増加一時なりき。又米國プロビデンスに於ける血液検査の成績は、入學の折の七割四分は六ヶ月を経過して八割四分に増加し、次て夏休みとなりて學校を閉ぢたるが爲めに七割四分に減少し、九月に再び開校せられて七割九分となり更に六ヶ月を経て八割四分に増加せり。以上の各成績は何れも皆戶外學校が兒童の肉體に良好に作用するものなることを證明せるものなり。

戶外學校の精神上に及ぼす影響 シャルロットテンブルグに開かれたる最初の戶外學校の成績が世に發表せらるゝや、多數の人士は怪異と驚嘆の眼を以て其の成績を見たり。就中此の學校の兒童は普通の學童に比して其の半に過ぎざる授業を受けしにも拘はらず、學問上に何等の支障を惹起せざるのみならず、三ヶ月の經過後彼等が普通の學校に復歸するに及んで、他の同級生に比して何等の遜色なく且つ中には却つて優良なる成績を現はせしが如きは、當時の教授法上一つの大なる疑問を解決せり。さて歡迎せられしものなり而して教師側がなしたる觀察の概要は次の如し。

兒童は先づ第一に敏捷となれり。注意集注力は増加せり。彼等は快活となりしのみならず、缺席日数は著しく減少せり。更に教師側に取りて大なる興味は、普通の學校にて授く可き事柄は郊外に於て一層よく教へ得べく且つ生きたる教材利用の自在なる點にありき。例へば算術を授くるにも徒らに數字の羅列をなすが如きことなく、兒童は尺度

を持ちて樹木の周圍を測り、或は土地の面積又は其の高低を實測せり。地理、礦物及動植物の教授には生きたる教材は隨所に發見せられ、到る所に於て實物教授は行はれたり。或は天文に關し又は氣象の觀測演習の如き總て是れ活氣ある自然の教授なり。ロッセが喝破せし所は實際となつて此處に現はれたり。云ふ可し。

之を要するに戶外學校は成功せり。歐米に於ては既に試験的の時代は經過したり。今は早や實際の制度に編入せられ、小學系統の一つとなり終へんぬ。

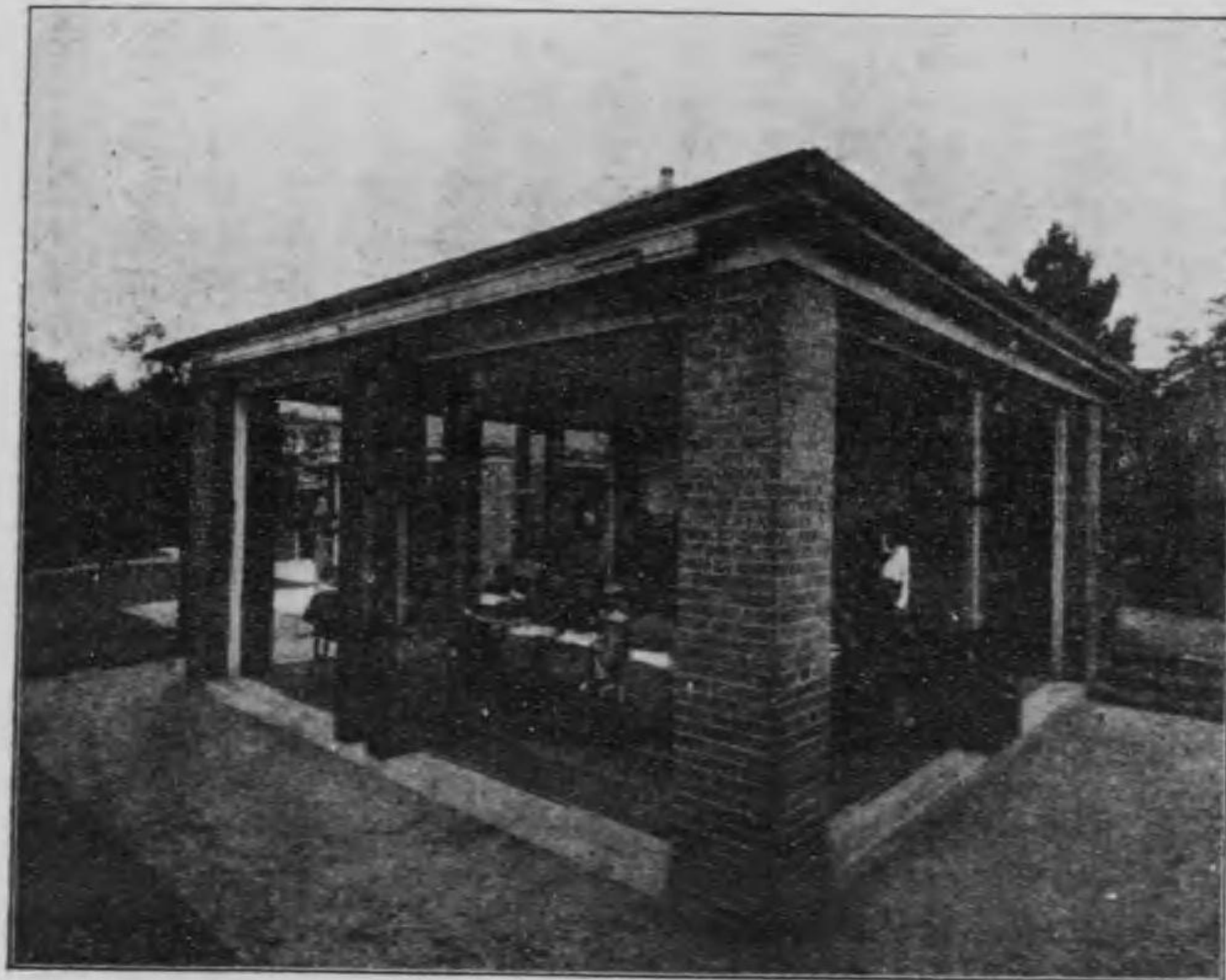
戶外學校の敷地・校舍及校具一般 好んで松林を撰ぶは、松林の空氣は概して佳良にして一種の香氣を帯べるを喜ぶが故なり。土地の濕潤は元より避けざる可からず。従つて配水工事を加ふるに必要あり。又敷地内には大なる樹木の存在するを一つの條件とす。是れ樹陰を得んが爲めなり。讀書・圖書及び寫字等の諸學科は、樹陰にて授けらるゝこと多し。猶ほ敷地内には適當なる遊戯場を撰定するに必要あり。綠草の平原を一部に有せんことは最も希望せらるゝ所なり。次に敷地の撰定上に必要なる條件は、新鮮なる空氣と日光と及び寒風の防禦是れなり。斯くて南又は東南に面せる丘陵の半腹にして、後面に松林を負ひ、前に綠草野を控へたる個所は、屢々戶外學校の敷地として入撰す。

建物は全體左記の種類を必要とす。

(a) 教室

(b) 食堂及び炊場

第 百 三 圖



(c) 不良なる天氣の折、晝間の休憩所として使用する集會室

(d) 醫局・浴室・職員室及び納屋

(e) 化粧室及び便所

(f) 番人室

若し連續宿泊制度となさば、右の外宿舎(寢室)の設備を附加す可きなり。

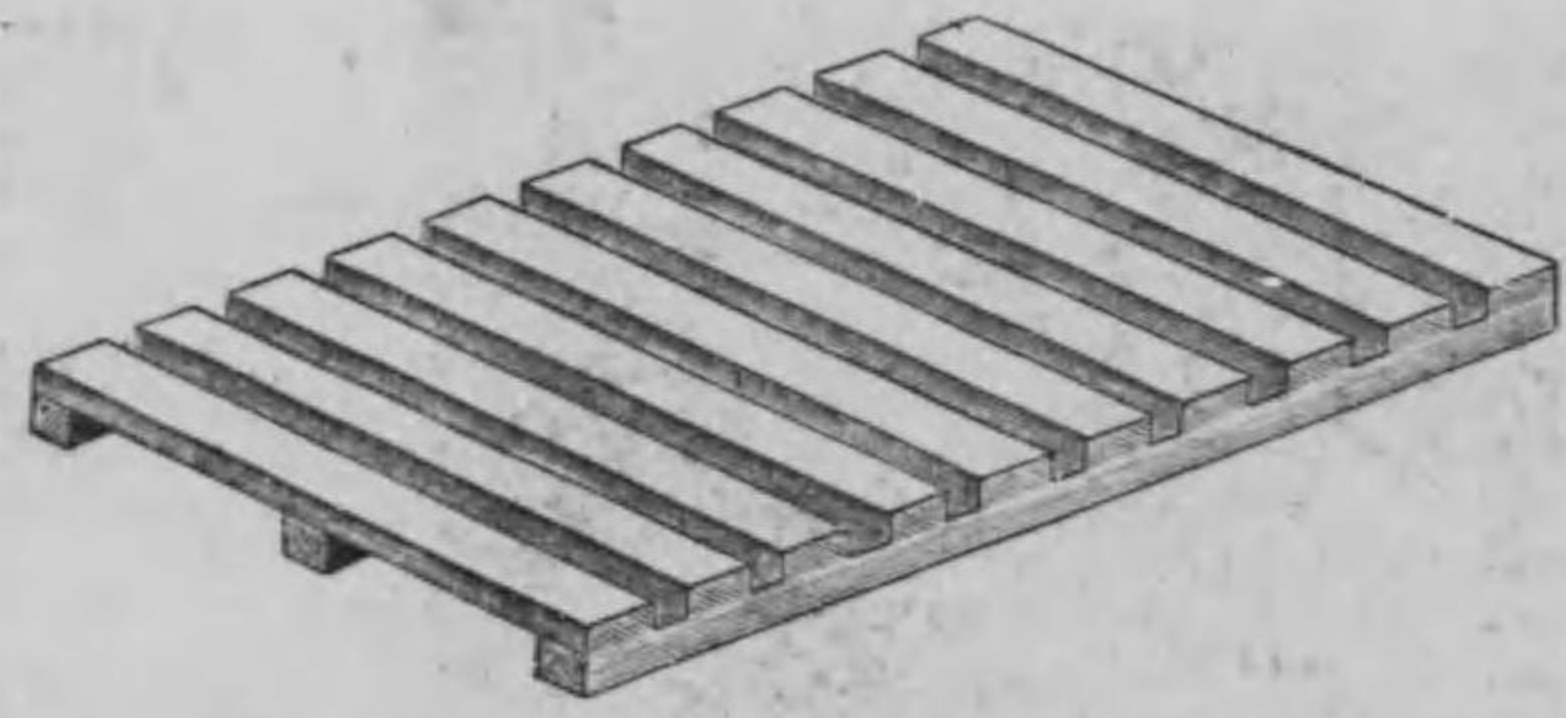
教室は普通二十五人を一教室に收容するを例とせり。斯く小人數となせるは、畢竟兒童の個々に深き注意を拂はんが爲めなり。而して此の小人數を收容する室は、二〇呎平方にて事足るべし。又教室の壁は出來得る丈、縮少することを工夫し、

(1) A.J. Green.

三方開放のものを良とす。之に風雨に對する用意として窓掛けを設くるも、此の窓掛けは高く軒に沿ふて巻き上げ得る様に仕組む可し。グリーンが撰定せし教室の構造法は一五呎平方の教室にして、柱は小なるものを選び、屋根には、カンバスを使用し、側壁は木製框に、カンバスを張りたるものにて格子造りとなせり。此の格子は取外し自在にして三分間内に全側壁を取外すを得。而して風強き日には最下部の格子のみを残すこととし、其の高さ四呎六吋あり。之にて風は吹き入ることも、兒童の頭上を通り過ぐる迄なり。又雨天に際しては上部の格子も嵌め込むことなるが、此の部分の格子に張れる布は薄手のものにして通氣性の大なるものを用ひたり。但し「カンバス」の面には「ソリグナム」(Solignum)を塗布せるを以て、雨の爲めに萎縮することなく、格子の張り具合によりて比較的、水密となれるを以て、雨水が教室内に漏れ入るが如きことなしと云ふ。第百〇三圖に示せるは、パーミンガムのアプカルム戸外學校の教室にして、恐らく此種の教室の最も成功せるものならん。尙第百〇四圖は同校全體の配置圖にして、是れ亦理想的のものなりとなさる。配置は各室が均等に空氣と日光との十分なる供給を受け得る様にし、教室は北側のみを壁となし、其處に黑板又は掛圖類を掛くる様にせり。三方吹き通しの構造と之に附したる窓の構造と並に軒に沿ふて巻き上げられたる窓掛けとは、圖に就きて觀察すべし。

冬季暖房装置としては「ストーブ」を据え付くるもあれど、理想的なるは温水を通すべ

第 百 五 圖

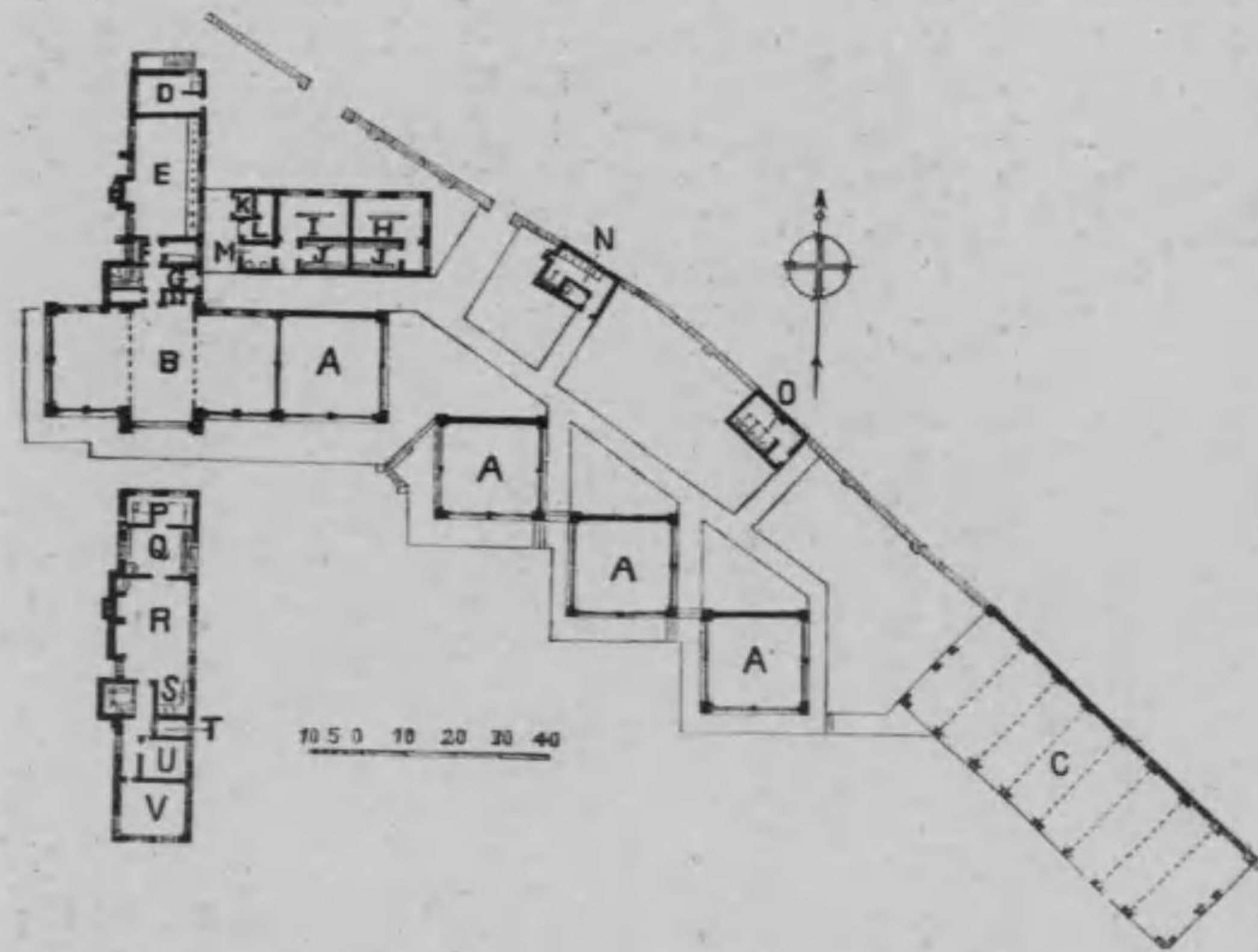


第五章 戶外學校

き鐵管を布設することなり、然れどもプロートンは、外氣の溫度華氏三五度以下に降下せずば人工的に暖房を爲す必要を認めずと云ひ、又米國に於ては零度を標準となせるもあり、總じて戶外學校の暖房裝置の實用は兒童の服裝並に運動等を一方に考慮して決定すべきものたるなり。

食堂の構造は教室と大同小異なり、全體を丁字形に建て横に食堂を配し、其の中央より縦に配せる一室を炊場として使用するを最も便利なりとす。食堂の廣さは百名の兒童の場合に、長さ五〇呎、奥行二五呎にて理想的の食堂を得べし。  
集會室（晝間の休憩・睡眠用）も亦、大體教室と同一の構造なり。百名の兒童に對し、長さ六〇呎、奥行四五呎を要す。  
浴場の設備は最初の戶外學校（シャルロットテンブルグの）以來重要視せらるゝ設備の一つにして、驟雨浴を一般に採用せり。之に普通の温浴を加へ、或は特に鍍泉浴を設けたるものあり。溫度の調節と其の監視を寒暖計にて測るは、正確を期する場合に必要なり。  
校具類は出来るだけ輕便のものを撰び、持ち運び得る様

第 百 四 圖



- A.....教室
- B.....食堂
- C.....集會(就眠)室
- D.....圖書室
- E.....驟雨浴場
- F.....槽浴場
- G.....浴場入口
- H.....男兒用衣裳室
- I.....女兒用衣裳室
- J.....洗面所
- K.....灰燼室
- L.....石炭室
- M.....便所入口
- N.....男兒用便所
- O.....女兒用便所
- P.....食物置場
- Q.....食器洗場
- R.....調理所
- S.....食器部屋
- T.....衣裳室
- U.....校長室
- V.....教員室

第二編 教授衛生

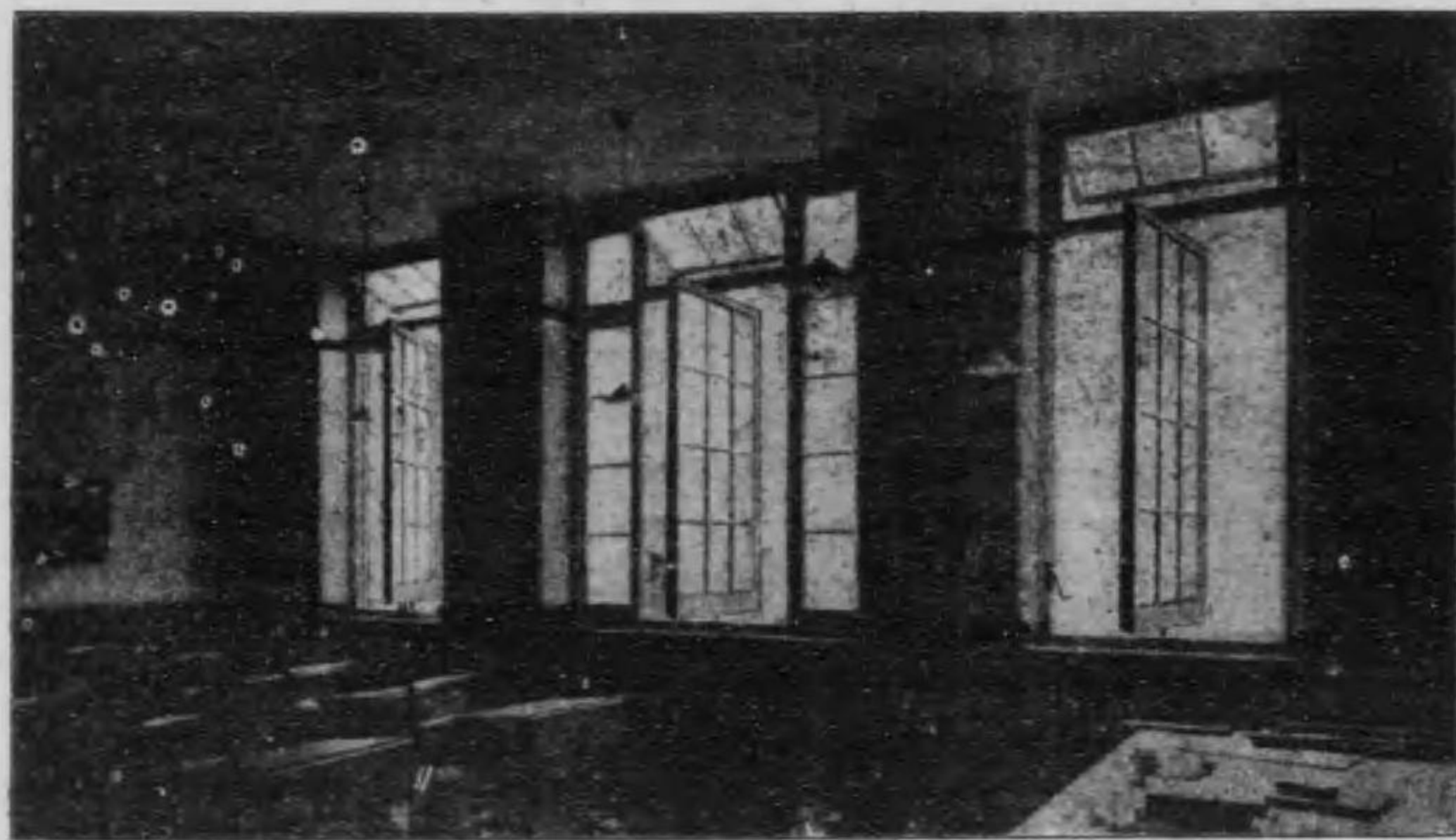
第百六圖



にす、然れども机腰掛は便利主義に流れて不適合のものを支給するは大に悪し、床は第百〇五圖に示せる如き格子床板を敷き列ぶる時は最も便利なり、殊に極めて簡単に天幕を張りて教室を仕繕ふ場合には、此の式の床を張るを良しとす。

寝具としては、寐臺及び毛布の用意を要す、寝臺は屢々畳み込み自在なる軍艦椅子の類を使用し來りしが、此の種の椅子は時として兒童の脚部に十分なる休憩を與へざるのみならず、餘りに高く頭部を支持せる爲め、身體は自然下方に墮り落つる傾きあり、故を以て少しく頭位を高くせる寝臺の四脚の内、頭部の側の二脚を少しく長くし置く、平面の寝臺を良しとす、此の寝

第百七圖



臺の框及び脚は畳み込み得る様に構造し、上には「カンバス」を張り置く可し、第百〇六圖は軍艦椅子の不都合多くして、平面寝臺の具合宜しきを示せるものなり。  
所謂「吹き通し教室」普通の學校の一教室を改造して、戶外教室或は所謂「吹き通し教室」となすは、戶外學校を特設するに比して簡便なるが如し。

紐育市が一九〇九年に斷行せし市内小學校の教室の模様替への如きは、戶外學校の趣旨を迅速に遂行する上に有利なる遣り口なり、此の種の教室は前にも述べし如く、一側の窓を出来るだけ擴大することに、よりて目的は達せらる、窓の構造は之を第百〇三圖の如く折り重ね戸となすも可なり、又第百〇七圖に示せるシャドック式窓(Chaddock Window)の如く、窓を縦の中軸に

(1) Sir Rose

よりに九十度に回轉せしむるも可ならん、或は又本邦の雨戸の如く繰り出し窓となすも便ならん、蓋し此の種の改築は經費を要すること少なきを以て、實行も亦難からず。

戸外學校の必要—先づ第一に攻究す可きは、幾何の戸外學校を起せば其必要を充たし得るかの問題なり、倫敦の顧問たるローズ博士は、學童の三乃至五%は此の種の學校に收容すべき性質のものなりと云へり、又一九〇四年ポストンの學校衛生報告には二・二五%と計上し、一九〇九年紐育市視學の報告によれば百分の四とあり、瑞典の調査(一九〇四年)は一・六%と稱し、一九〇九年のポストンの報告は五%、一九一〇年のパッハローの報告には七%と記せり、故を以てローズ博士の百分の三乃至五と下したる推定は、大體に於て適當なるもの、如し本邦にては特に此の目的を以て調査せしものなきを以て、俄かに斷定し難しと雖も、毎年四月に實施せらるる身體検査の成績を統計したるものを基礎として考ふるに、結核又は腺病質の兒童等を合算して、先づ百分の二に當るが如し、然れども東京市内小學校の一部の成績に基づきて推定する時は、約百分の二乃至三に相當するものあり、然れども若し特に此の種の兒童を撰拔せんとして檢身を行はば、恐らく此の推定數は超過せらるべし、今假りに三%を標準とせば、千人の學校に三十名なり、故を以て一校に一教室を戸外教室として仕繕へば、紐育のそれと等しく收容を了せんなり、近年本邦に於て休日殖民若くは林間學校等の催しが各地に著しく増加し來りたるは、吾人の深く喜ぶ所にして、同時に此の種の學校設立の氣運が速かに其の一步

を進めんことを切望して止まず、然れども戸外學校の形式は之を舊大陸の其れに倣つて特設す可きものなりや、或は米國に流行する所謂「吹き通し教室」にて満足す可きものなるやは、之を當事者と共に熟考せざるを得ず。

## 第三編 衛生の教授及學校衛生の監督

## 第一章 衛生の教授

學校衛生の主張を組織的に且つ不斷に行はんには、先づ學校内の教師自から此の種の諸問題に通曉し、又其の理想を實現する方法を心得ざる可からず、校醫ありても日常の衛生事項は取扱ふ能はず、必ずや各教師自から之に任せざるを得ず、校醫は唯時を定めて學校を訪問するに過ぎず、之に反し教師の影響は不斷に行はるゝものなり、故に學校衛生に關する特殊の智識を有し居らん事は、教師に取りて絶對的に必要なり、衛生上の要件に對し絶へず注意を喚起せん事は、是れ教職者の責任なりと云ふ可し、教師自から之の責に任じてこそ、新校舎の建てられし場合又は舊校舎の改築の場合等に、間違の生ずる事も少なきをを得るなり、然れども衛生上の理想が一層廣く行はれ且つ其の主義の鼓吹せらるゝ方面は、實に教室に於てなり、何となれば教室内にては、衛生上の理想に對する不斷の注意が、日々行はるるものなればなり、而して學校衛生の効果を擧ぐべき方面尙他に一あり、何ぞや、此の方面に於て堪能なる教師及此の事業に十分の時間を献げ得る教師が、衛生に關する科學的なる研究を爲さん事は、なり、教授衛生學の如きは此の方面の研究上無数の問題を提供するものと云ふ可し、次に兒童に衛生上の事に關

する教授を爲す事の如きは、個人問題としても、社會問題としても、重大の意義あるものなり、兒童の育て方に就き其の父兄と談話を交へ、社會の非衛生的なる状態を論ずるが如き事も亦有效なる手段たるなり、最後に一言すべきは、教師が此等の事項に關し智識を有するときは、教師自身も亦益する所多かるべし、即ち自己の職務勤勉によりて健康を害せざる様自から注意する上に參考となる所大なるべし。

師範學校の衛生教授——若し師範學校の學年中に於て、可成り深く學校衛生の事項を教授する事とせば、特に利益多し、之に依りて年若き教師等は、常に理論上の智識を獲るのみならず、又十分なる實際上の智識をも獲るに至るべし、又師範學校をして一層深く且つ汎範に各種の異なる趣を學校内に取入れしめ、以て各種の學校事情に處するの方法を教へしめば、都市の學校も地方の學校も均しくよく處理し得る如き教師を養成し得べく、師範教育の成績は更に大なるべきなり、蓋し都市衛生と地方衛生との間には大なる差違ありて、決して劃一的に教らるべき性質のものに非ず。

次に教師は疾病の最初の兆候特に兒童の傳染病に關する初發症徴を認識し、兒童が氣分悪しと言ひ、咽喉に疼痛ありと訴へ、物を呑むに困難を覺ゆと言ひ、頭痛を訴へ、絶へず咳をし、又は粘液の分泌なくして唾のみを爲し、或は熱ありと訴ふるが如き疑はしき病症の場合には、直に歸宅せしめて醫師の診察を乞はしむる事とする如きは、最も望ましき事なり、多數の赤痢又は室扶斯の發生せし地方に於ては、教師が初發の症徴を知り

之に處するの方法を心得居る時は、大に其の蔓延を防止する上に與つて力あるべきなり。之を要するに師範學校に於ける衛生の教授は將來幾百千の子弟を預り、其の身身の健全なる發達を催進すべき使命を帯べる生徒に對して爲さるゝ關係上、他の中等學校に比して極めて重要な學課たるなり。充分に力を盡さるべき性質のものたるなり。然るに本邦に於ける師範學校教授要目を見んか、第四學年に於て教育制度及び學校管理法の授業を受くる際に、學校衛生に關して學ぶ所あり、而して其の習得する主なる事項は採光・通風・暖房・清潔法・教授上の衛生・身體検査・學校傳染病及び救急法の大要等にして、學校の設備に就きては、別に教へを受く、但し之れに向けるゝ時間は一週三時間なり。此の時間は元より學校衛生のみの時間に非ず、近世教育史も教育制度も管理法も亦此の時間内に學ばざる可からず、斯くては學校衛生に就きてのみ多くを望み得んや、吾人は常に思ふ、生徒が將來教師として立たんが爲めには、此等の諸學科皆共に必要なるべくも、今少し多くの時間を學校衛生方面に使用するを得ば、其の將來に於ける成績は必ず大なるものあらんご。

師範學校に於て個人衛生及學校衛生に就きて教授をなすに最も適任の人は、勿論堪能なる醫師其人なるべし、然るに其の需要は多くして供給は足らず、是れ斯かる地位を得ん爲め之に必要な素養を態々受けんとする醫師も少なかるべければなり、故に現在にては醫師の教師は殆んどなく、醫師以外の教師によりて授業は進行しつゝあり。

若し校醫の中等學校に於ける地位を本官となし、校醫は校醫としての職務以外に、學校に於ける體育の任に當り、又は衛生の教授をなし、或は又動植物學の教授をも爲す事とならば、上述の困難は減じて校醫は學校と一層密接なる關係を有するに至るべし、紐育の市立カレッジに於ける衛生部の如きは、蓋し理想的の施設なり、此所にては、ストロー | 現に醫學上の監督と體育と衛生學の教授とを行ひ、成績を挙げつゝあり。

衛生上の事項に關し科學的訓練を受け居らざる(舊式の)人は、概して衛生の改良には反對の態度を採るものなり、故に若し年少氣銳の教師ありて、此般の事業に關する素養を待のみ、四圍の人々が舊式の人なるにも拘らず熱心のみならず、自己の事業に性急なるに於ては、終に其の業に失敗するに至る事あるべし、彼や宜しく用心に用心を重ね、足元を見ては、一步々々と進み、先づ其の密接なる關係者の多數より信望を受け、然る後自己の新主義を實現せんと努力すべきものなり、然れども又多年教員を勤め、頭髮白きに至るも尙熱心に新らしきを歓迎するが如き教師あり、概して云へば、教師と云ふものは一體に自己の智識範圍を擴むる事には熱心なるを特色とす、されば教師をして學校衛生に關する文書を読ましめ、又其の講義を聴かしめば、以て其の心胸を開拓し得べく、斯くて舊き教員は却て師範學校の新卒業者たる若き教師以上に、大なる長所を有するに至るべし、蓋し彼は理論と新智識とを自己の觀察と老熟なる經驗とに併せて、自家藥籠中のものたらしめ得べきを以てなり。



小學校の衛生教授——大凡學校にては、衛生的生活の實習を爲す好機極めて多きものなり、此の點に於ても教師の日常の言行は、兒童に對して模範的ならざるべからず、身體を清潔にし且つ衛生的ならん事を教ふるは、一の學校正課と認む可きものなり、故を以て一學年中一定の時間は、之を食物・仕事・身體各部の注意・顔面・頭髮・手指の洗滌及手入れ・耳の掃除・鼻の擤み方・其他傳染性病豫防等總て正當に生活するに必要なる要件を教へんが爲めに費さらるべきものとす、此の外にも尙確乎たる方案によれる適當なる讀み物を讀ましめ、以て其の補ひとなさざる可からず、即ち衛生法に關する小冊子を讀ましむるは、基本的原理に關する明瞭なる觀念を兒童に與ふる上に益あり、又眼に訴ふるに都合よき歌の形を爲せる金言を張紙に書きて教室に掲ぐるは有益なり、之によりて兒童は衛生の教訓を讀み覺ゆるに至るなり、特に場合々々に相當する金言を掲ぐる時に於て然りとす、然れども昔の口碑にして現代の理想を表はす金言は少なし、仍て新らしき金言を造りて、必要を充たすも亦不可なし。

小學校にて初めて衛生を教授せしは、獨逸のアイヒスタットを以て嚆矢とす、即ち一七八五年の學校規定中、此の事に就きての條項を掲げたり。

中等學校以上の學校に於ける衛生教授——中等以上の學校には、衛生上特別の問題あり、先づ中等以上の諸學校の教師は衛生に通曉せん事を要す、彼等の教室にての責任は小學教師と大體は異らざれども、他に特種の分別を要する事情あり、是れ中學校以上の

(1) Fachstadt.

學生は、勉強の程度も分量も大なるを以てなり。

中等以上の學校の中には將來教職に就かんとして其の資格を付けんとする者もあるべし、故に埃國に於て又獨逸の或部分に於て現に引續き行はるゝ如く、此等學校の學生に對し衛生の特別講義を聽かしむるが如きは望ましき事なり、而して中等教員は概して小學校員よりも衛生に關して興味を懐く事少なしと雖も、學生が恰も春情發育期に際しながら其勉強は長き間に亘り負擔は重き事を思へば、教師たるもの宜しく衛生の領域が一層擴大せられたるに鑑み、生徒の健康上深く焦慮攻究する所なかる可からず、中等學校時代も小學校時代と同じく、生徒は衛生上の特別教授を要す、衛生の教授が中等以上の學校に特に必要なる理由は、社會衛生の重要なる事が此の時代に於て認められ始むるが故のみに非ず、生徒の多數は他日社會の衛生理想を支持するに必要なる階級の大部分を構成するが故なり、衛生問題の重要なるに鑑み、歐洲にては中學課程中に此の事項を加へんとする運動屢々行はれたり、然れども他の科を廢し其の代りに衛生科を入るゝならば格別、若し然らずして現在の負擔以上に此の學科をも負擔せしむるが如きは、却て非衛生的なる處置と言はざるを得ず、若し過重負擔を避け能はずとせば、中等教員の衛生的興味を刺戟し、以て衛生思想が教科書の中にもより充分に現はれ、他の題目の談話の中にも入り來るやうに志ざしむるに留め、之を以て當分満足せざる可からず、斯くする時は、賢明なる教師は機會ある毎に衛生を説くに至るべし、又上級

に於ては、例へば自然研究の如き他の學科を短縮して代ふるに衛生科を以てするも一方法ならん。

衛生の教師が醫師なる場合には、學校衛生の事に關し自から十分の素養を付けん事を要するや言ふ迄もなし、而して學校衛生の中にて論ず可き項目も多かるが中に、アルコール及煙草の使用並に性の問題等は、特に綿密なる論究を要す。

アルコール科學的研究の結果に徴する時は、アルコールは少量と雖も兒童に有害なる事疑ふの餘地なし、アルコールは一種の毒なり、兒童が之を用ふる事は禁止すべきものなり、中等諸學校に於ける犯罪の研究並に狂疾の原因に關する調査及びアルコールを使用する學生の間に花柳病の感染往々之ある事に關しての研究によれば、アルコールの弊害の如何に甚だしきかを知るに足るべし、此の如き毒物に對し戰を挑むは、言ふ迄もなく道理至極の事に屬す、然るにも拘らず、此の當然の戰も多數者により未だ十分尊重せられざるを遺憾とす、アルコール問題が學生に關係ある事は、獨逸の中等學生社會に飲酒の惡習の流行するに徴して明なり、飲酒の習慣は學生の秘密の會に於て其の下級の學校生徒の模倣する所となり、惡習の傳搬は速に行はるゝに至るものなり、斯の如くして惡しき風儀の弘まるは、風教上の一大汚點たるなり、然り而して最も悲しむべき現象の一は、教師に飲酒の癖ある事是なり、此の惡習は理論のみを以てしては矯正し難し、學校の感化は必ずや之を學校外の時

間に迄も及ぼさざる可からず、而して、アルコールを含める飲料は、學生の社交上より排斥し、夜半の噪喧は輿論によりて非議せられざる可からず、學校は其の休養野天生活・遠足・送別會・賀會等に於て一切、アルコールの使用を嚴禁する時は、此の矯正上大に有效なるべし、學生の爲を思ひ身を以て禁酒の範を示すが如き教師は、學生の爲に計つて忠なるものとして吾人の深く尊敬する所なり。

○學校生徒飲酒取締ニ關スル注意明治四十二年九月九日 文部省訓令第十二號

學校生徒ノ飲酒ハ教育上取締ヲ要スヘキハ言ヲ俟タズ從來各學校ニ於テモ常ニ適當ノ方法ヲ講シテ訓戒監督ヲ怠ラサルハ本大臣ノ認ムル所ナリ然レトモ訓育ノ目的ヲ貫徹セント欲セハ學校ト家庭ト常ニ聯絡ヲ保タンコトヲ要ス因テ各學校ニ於テハ自今飲酒ノ取締ニ就キ一層家庭ト聯絡ヲ保ツコトニ注意シ以テ教育ノ效果ヲ完ウセンコトヲ努ムヘシ

煙草―喫煙は多くの有害なる結果を伴ふのみならず、其の惡習は年少兒童の間にも傳搬する傾あるが故に、是れ亦學校生徒間に嚴禁すべきものとす。

國法を以て喫煙飲酒の弊害を矯正せんとする國々も少なからざる事なり、例せば合衆國にては一八八六年五月二十日を以て議會を通過せる法令あり、こは一切の州及領土に於て實施せらるゝに至りしものなるが、國民は男女の別なく、一生一度は酒と煙草との害に關する衛生上の教訓を聞くべしと規定せり、斯くて現に少くも二千萬の兒童は、此の法律の支配を受くる譯けなり。

本邦にては明治二十七年文部省訓令第六號を以て、小學校に於て生徒は喫煙すること及煙器を携帯することを禁すべしと訓示せしが、越て三十三年には未成年者喫煙禁止法發布せられたると同時に再び左の訓令は發せられたり。

學校生徒喫煙禁止明治三十三年三月二十六日  
文部省訓令第五號

學校生徒ノ喫煙ニ關シテハ小學校ニ在リテハ明治二十七年文部省訓令第六號ヲ以テ生徒ノ喫煙スルコト及煙器ヲ夾帶スルコトヲ禁スヘキ旨訓令シ中學校等ニ在リテモ實際喫煙ヲ禁止セルモノ多シ蓋シ學校生徒ノ喫煙ハ衛生上有害ナルノミナラス風紀上ニ關スルコト少ナカラス殊ニ此際未成年者喫煙禁止法ノ發布アリタルニ就キテハ小學校中學校師範學校及等位ノ之ニ準スヘキ學校ニ在リテハ取締上其ノ生徒ノ成年以下ナルト以上ナルト學校ノ内外トヲ問ハス喫煙シ及煙草煙器ヲ夾帶スルコトヲ禁止スヘシ其ノ他ノ學校ニ在リテモ特ニ注意ヲ加ヘ法律違反ノ者ナカラシムコトヲ期スヘシ

右の訓令によりて各學校に於ては各々其の取締に努めたるも、猶ほ喫煙の弊害を認めて、更に内訓を發するに至れり。

文部省直轄學校學生々徒喫煙取締ニ關スル注意明治四十三年七月  
三十日文部省訓令

學生生徒ノ喫煙ニ關シテハ明治三十三年文部省訓令第五號ノ訓示ニ基キ各學校ニ於テ適宜取締ノ方法ヲ講シツ、アルハ勿論ノ次第ナレトモ尙往々教室內ニ於テ猥リニ喫煙ヲ爲ス者有之其ノ結果或ハ火災ノ原因トナルノ例ナキニ非サルヲ以テ自今火災ノ取締上ヨリモ一層ノ注意ヲ加ヘ成年者ニ對シテモ校舍內ニ於テハ一定ノ場所ニ限り之ヲ許シ教室實驗室製圖

室等ニ在リテハ一切學生生徒ノ喫煙ヲ禁止シ以テ不測ノ禍害ヲ未然ニ豫防スル様注意セラルヘシ

右内訓ス

性的衛生—右の外にも重大にして困難なる問題あり、年少者に性的事項を教示するの問題是れなり、結核に次で恐るべきものは、實に飲酒癖と花柳病の感染となり、此等は人間の幸福を危うするものなるに拘らず、之を豫防せんせば豫防し得べきの禍害たるなり、兒童期に於ける手淫は男兒の間に廣く行はるゝものなるが、其結果は有害なるのみならず、更に他の弊害の因を爲すものなり、故に學校は極力之を矯正せざる可からず、然れども直接に教授によりて本人を戒しむるは甚だ困難なるを以て、家庭をして學校を補佐するの實際方案を講せしめざる可からず、例へば父兄會の席にて協議せば、益する處も少なからざるべし、獨逸諸都市の多數に於ては、中等學校の卒業生に對し、餘りに早く性交を爲すの危険なる事を講じ聽かざる慣はしあり、然れども斯の如き折角の方案も、遺憾ながら六日の菖蒲たる場合甚だ多し、唯適當の時期に適當なる體育を行はしむる事は、最も有力なる豫防策の一なり、芬蘭のヘルシングブラス市に於ては、(1)オーカー・プロムの手を借りて、從來以上に性的教訓を施さんとし、小學校の卒業生に對し、此の種の問題に就き智識を授くるの方案を實行するに至れり。

相當年齢の女兒には、女教員より月經の意義と其の衛生とに關して、教授する所ある

べきなり。然れども此の教授は時として實行困難の事あり。例へば若き醫師をして衛生を説かしむるが如き女學校に於ける例は夫れなり。されば此の特殊方面の任務を女教員の手にとし、又は適當の印刷物を女兒の母親に送りて、母親をして各自の娘を訓誡せしむる時は、右の如き困難も之を避け得べきなり。

## 第二章 學校醫及學校衛生の監督

學校醫—家族の爲は素より公衆の爲にも、學校醫を設けることは必要なり。兒童の教育を衛生的と爲さんとするは、教師及び學事當局の目的なり。雖も遺憾ながら學校當事者は此の理想を實現し難き個性に出逢ふ事あり。又各文明國に行はるる、法令の學校衛生に關する方面を多年研究せし結果によれば、良好なる先例も手近にありて、財政上の心配も無き場合に於てすらも、衛生上の理想に對し適當なる努力を爲さざる遺憾事を認むるなり。此の如き事情を改革せんことを老練なる専門家の助力に待つの外なし。こは既に此の方面に於て進歩を爲せし諸國の先例に徴して知らるる通りなり。獨逸諸州の或ものに於ては、最近に於て、此の方面の事業大に良好なるものありき。特に小なる諸州に於て然りとす。

學校醫の需要は今始まりし事に非ず。一世紀以前にも其の必要は既に感せられしなり。而して其の特に絶對的必要と認めらるるに至りしは、過ぐる五十年の間の事なり。其

れ以前に於ては衛生の事と一言へば、一般に公の衛生官の任務とせられ、其の成績も面白からざる有様なりき。想ふに學校醫に關して多くの議論の起りし事、世に獨逸の如きは非ざるべし。各種の議場に於ける此の争論及び教育者並に醫師社會に於ける幾多の新聞雜誌等に掲載せられたる此の種の議論を今茲に詳述せんは興味なき事なるべきも、校醫問題の危険視せらるる點を簡單に記述せんは必要なるべし。其の當時教師側は、學校醫と言ふ新職の設置によりて自己の職權に立入らるる憂有る事及び學校醫より種々なる小言を聞くことを心配せり。然るに其の實學校醫の事業を觀察せし諸國の經驗に徴すれば、右の如きは一の杞憂に過ぎずして、獨逸に於てすらも其の心配の無用なりしは後に至りて知られたり。

歐洲の都市にして校醫を採用せるの今や數百の多きに達す。而して如上の憂の正當なりし事が證明せられしものは未だ曾て一度びも之無し。其實、教育、醫學又は一般の各新聞雜誌等に於て、此の事柄に關する不平の見えし事も甚だ稀なりき。元來人間の共接せる此の社會に於ては意見の衝突は有り得べき事にして、教師と醫師との衝突の如きも亦將來全然之を避け得可からざる所に屬すべし。雖も今日迄經驗の證する處によれば、老練なる醫師が學校兒童の身體検査を行ふ事は極めて望ましき事にして、校醫制度に對する反對の如きは、多くは想像説に過ぎざるものなり。

學校醫に對する反對論には更に他の論據有る可し。例へば教師の仕事が増加すと言

- (1) H. Griesbach (7) Schotten  
 (2) Dörr.  
 (3) M. Hartmann  
 (4) Herberich  
 (5) Harn  
 (6) F. Schiller

が如きは是れなり、其の實、學校に於ける各種の強健法或は疾病豫防上の新らしき施設が設けらるる度毎に教師の仕事は彌が上にも殖へ、此等の事を一々記録するの煩ひ有るのみならず、更に兒童の體重・身長・胸圍等を計り、其の視力・聴力を計るが如き事の爲に、一々教師は繁雜なる仕事に従事せざる可からざるに至るなり、而して瑞西及び亞米利加の或る部分に於ては、教師は此等の難務を執るべしとの責任を附したるを以て、場合によりは教師に對する此の種の餘分の仕事に對して、多少の報酬を與ふる必要もあるべしと論せらる。

今日の初等教育諸學校に於ては、校醫に對しては別に反對も聽かざれど、中等以上には必ずしも然らず、尤もグリースバッハの説によれば、獨逸の中等諸學校は近來多くは校醫に贊成の意見を有し、デル・ハルトマン・ヘルベリヒ・ハルン・シラー及びのシヨッテン等有名なる校長の多數は贊成論の鼓吹に其れ、盡力せり、然れども兎も角中等以上の諸學校に於ては未だ小學校に於ける如き衛生監督の興味が深厚ならざるは事實なり、其の然る所以の理由は、一は學科課程に妨害を蒙むる恐ある事及び今日生徒に對して爲さるゝ要求が不當なりなど言ふ批判を學校醫より受けんかこの懸念有るに依るなり、素より場合によりては此の懸念も至極尤もなる事ならん、然れども元來健康に關する法則を犯して迄教育するは間違にして、學科課程は宜しく之を犯さざる範圍に仕組むべきものたるなり、此の考を以て進まば校醫の共働は反對すべきもの

に非ずして歡迎すべきものなること多辯を要せず、若し夫れ教員の職權が縮小すと言ふが如き事に關しては、是れ學務當局の獨り與り知る所に屬す、此の種の論争盛なりし獨逸に於てすら、既に今日にてはザクセン・マイニンゲン・ハンガリー及サクソンの中等以上の各學校には總べて校醫を置く事となれるが、校醫制度の爲に衝突の起りしが如き事は未だ曾て之あるを聞かず、言ふ迄も無く、中等以上の學校にて衛生監督を充分に爲さば、幾多の觀察若くは經驗は收むるを得可く、從つて學務當局が一層衛生的なる教育制度を樹立するの参考となる事亦少なからざるべきなり。

次に中等以上の諸學校に於ける事情が初等學校に於けるよりも比較的良好なりと考へ得らるる點は、中等以上の學校生徒には多少淘汰の行はるゝ事は是れなり、其の結果小學校程異種異類多からずと雖も、此等の淘汰されし生徒に於ても尙ほ中等學校の上級者に神經病者多しと論せらるゝに非ずや、されば何よりも先づ必要なるは、年少者の健康状態を明瞭に理解せんことなり、而してこは校醫の助力に待つてのみ目的を達し得べし、教師と學校醫の熱心なる共働によりて初めて現状の實際は洞破さるべく、其の改良も望み得べし、二者の内一を缺きては能はず。

學校醫問題に關し尙ほ一言すべきは、醫師の社會が校醫と公の衛生官との衝突及び校醫と父兄との衝突を憂ふる事は是れなり、家族の主治醫の憂ふる所は學校に於ける校醫の仕事が自己の實際に行ひつゝ有る所に妨害を加へ又は之を制限する事無きかに

あり、然るに之を事實に徴するに、此の如き憂慮も亦根據薄弱なる事明白なり、蓋し校醫と一般開業醫との衝突は稀に聞くことあるに過ぎず、若し夫れ校醫と衛生官との關係に就て言はんか、獨逸の如きは市が校醫を任命し、校醫に私の開業によりて其の收入を増加する事を許可する慣例あり、然れども學校衛生監督と開業とを明に區別し、其分業の範圍を理解する時は衝突は起らざるべし、獨逸に於て一層理想的なるものととして勸告せらるゝ學校醫の任命制度は、學校醫の多數中より特に堪能なるもの又特に學校仕事に興味を有するものを選び、十分の手當を與へ、以て私の開業を廢し得るやうにせんとするの案是なり、斯くなる時は校醫も開業醫としては片手間に爲し得ざりし事迄も爲し得べく、其の業務の分科を行ふ事を得べきなり、現在にては醫師も學校の事に打込みて盡力する丈の張合ひなし、故に開業醫としての仕事が増せば學校の方は粗略になる傾き一般に之あり、吳々も忘るまじきは、進歩の望みもあり且つ俸給も厚からずば一般の場合に人を誘ふ事能はざる事是れなり、大なる都市の爲に計るに最も實行に適するの案は、先づ各地方に於て學校事業に關與せる公の衛生官の數を増加し、次に學校に於ける身體検査に最も適任なるものを選抜し、之に其の方面の研究を一層深く行はしむるにあり、次に家庭との衝突に至りては、恐らくあり得べき儀なり、例へば甘やかされて育てらるる兒は病ありと稱するも、校醫は病なしと云ふが如き事あるべし、又女生徒は教師の眼前に於て、之も若き醫師より身體検査を行はるる事を拒絶するが如き

面倒なる場合もあるべし、然れども斯様の例は、多數の生徒中其の一小部分に過ぎず、特に第二の例の如き場合には、女醫の數さへ増せば面倒もなくなる譯なり、但し之を實行せる國も既に二三あり、概して之を言へば、父兄との交渉は宜しく其の兒童の爲に如何なる事を爲す必要ありやを忠告するの態度に出づべし、斯くせば父兄は之を自宅の主治醫に相談する事も出來得べければなり、然して後家庭の主治醫が家庭より相談を受ける機會は、以前よりも増すとも減する事はよも有るまじきなり、又貧困なる父兄は、特定の醫院又は施療院に就きて此の相談を爲し得べし、遺憾なるは、何れの國の經驗に徴するも、折角の忠告を受くるも父兄が其の兒童に治療を受けしむる割合の少なき事なり、是れ一には縱令其の出費に堪ふるも面倒なればとて打ち捨て置く事、又二つには其の氣は有るも貧しき父兄は施療を請ふべき所の不足なるに苦しむが爲めなり、又三には母親多忙にして施療院迄行かず、行きても待合はす暇なきにも因るなり、

衛生監督の沿革——白耳義は學校に衛生監督の制を設けし最初の國として、此の方面に於ける急先鋒を以て目せらる、校醫がブルッセルにて任命されしは、一八七四年の事なり、其の後他の白耳義諸市に於ても此の先例に倣ひしが、ブルッセルの舊制は多くの點に於て其の儘に模倣せられたり、此のブルッセル制の特色は校醫自から滋養劑——肝油又は鐵劑を調合して必要ある者に施し、教師は學校に於て定時に之を服用せしむるの責任ありとせし點なり、而して吾人の知れる範圍にては、同様の規則を設けしもの

は此の他には露西亞のベトログラードあるのみ、又學校の記録に徴するに、白耳義の諸學校に於ける兒童の約一割は年々此の如き治療法の必要ありしが、其の結果は最も満足なりとの事なり、從て今日と雖も白耳義には、良き校内治療室の設けあり。

獨逸にては一八九二年、ザクセンが先鋒となりて校醫を設けたり、此の年ライプツヒ市にては十五名の校醫任命せられ、其の後各州各地に校醫の制度は起り來りしも、獨逸の事情は州によりて其の趣を異にす、而して獨逸に於ける學校衛生の監督に關する事業は、シューベルトの獨逸諸學校に於ける衛生監督と題する著書に、其の要領を掲げあり、但し其の以後に一層の發展をなせしは事實なり、シューベルトによれば、最も多數の校醫を有するはザクセン・マイニンゲンなり、尙ほロイプセルが孜孜として倦まざる盡瘁によりて、學校看護婦の設置を見、又衛生監督を中等以上の諸學校にも行ふ事となれり、一八九六年ウァーイスバーデン市に設けられし衛生監督の制度は、特別の注意に値す、蓋し衛生監督の制を新たに創むる各市は皆之れを模範とし、既に其の制度を設けし諸都市も、漸次之に倣つて改良を加ふるに至れり、而してウァーイスバーデンに於ては、兒童の父兄には印刷物を配布して制度の目的を通告し、新らたに入學する者は、其の家庭の主治醫よりの證明書を提出せし上にて、最初の學校身體検査なるものを受く、之の検査は簡單に兒童の傳染病及び寄生蟲の有無に關し、校醫之を行ふものとす、次いで入學の月に第二回の検査あり、こは比較的詳細なる検査にして、一定の衛生監督を要するや否

(1) P. Schulert  
(2) G. Leubuscher

や及び學修上特別の負擔輕減を講ずるの必要ありや否やを確かめんとするものなり、但し此の試験の折には、母親の列席を請ふ事となれり、而して検査の成績は之を健康通告簿に記入し、記入済のものは綴り込みて保存し、兒童が學校を去るに當り其の轉する他の學校に之を送る事となせり、又衛生監督の必要ある兒童の健康簿中には、衛生監督中なる評語を記入す、此等の兒童は其の在學中、第三年、第五年及び第八年の學年に於て再検査を行ふ、而して學校最後の検査には、兒童將來の職業撰定に關する相談が兒童の父母と醫師との間に行はらるゝこととなれり。

校醫は一週二回學校内にて事務を執る、但し傳染病の場合には二回以上なり、又校醫が來校する前日には、各教室に廻章を發し、主任教師は之れに、衛生監督中の兒童の姓名を記入す、此の如く記入されし兒童のみが、翌日に身體検査を受くるなり、教師は又此等の兒童の健康簿を校醫に致す、校醫は來校日は時間の半を先づ教室の臨檢に費やし、各室が少くも一學期間二回は暖房・通氣・座席其他に就き検査せられん事を期す、此等の視察を終はりし後、校醫は名簿に記入せられし兒童を私室に引見し、檢診の上病あるものは其の家庭の主治醫若くは治療所に行けと命ず、又年少の兒童には其の身體狀態を説明せる書類を自宅に持ち歸らしむ、又缺席の理由が正當なりや否やを確めんが爲には、校醫は校長の命により兒童の自宅訪問を爲すの要あり、次に校醫は學校職員に對し命令を下すの權能なしと雖も、其の勸告の等閑に附せらるゝ場合は、學校衛生委員に訴ふる

の權能あり、又若し至急の場合ならば、學校監督官又は衛生官に之を訴ふるを得、尙ほ校醫は教室の衛生状態に關して記録を作り、之を學校備付の衛生簿に記入し、定時に之を主任者に報告す、而して主任者は之を自己の記録せる他の事項と併せて市當局に上申す、又校醫は總會を開き、地方衛生官の出席を乞ひ、以て議論ある衛生事項を決す、校醫の辭職は三ヶ月前に申出づべく定めたり、然れども職務怠慢の場合には直に之を罷免し得べし。

以上はウキースバーデン制の主要なり、而して獨逸にはウキースバーデン制を種々に作り替へしもの甚だ多しと雖も、治療手當等に關しては何れの都市に於ても尙ほ改良の必要ありとなさる、爰に序でを以て伯林に於ける事業に就き一言せん、伯林にては甚だ頑固なる頭髮の疾病を根絶せんとの事業あり、此の病は獨逸にては比較的稀なるに拘らず傳染力は甚だ強きものにして、從來検査せられし兒童の數は十萬に達せり、而して眞に此の病ある者に至ては全快せし者甚だ少なく、然かも之に要したる費用は頗る多額に上ばれり、然れども若し此の疾病が廣く蔓延する如きことあらば、更に多額の費用を要すべきを以て、此の方面に極力努力せる次第なり。

英吉利及び威斯にては、國家の力を以て諸學校の衛生監督を實行しつゝあり、こは衛生監督上の一大進歩たり、其の教育令は地方當局に學校兒童の身體検査に關する規定を設くるの義務ありとし、又兒童の健康の爲に他の施設を爲すの權能ありと爲せり、政

府は年々在學人員一名當りの年補助金約七千萬弗を下附するを以て、各市町村にこりては在學人員の割合の多からん事は物質上より言ふも利害關係あり、従つて總べて政府の要求する所は之を遂行せんとする精神あり、是れ然せざるに於ては國家の補助金の撤回せらるゝ憂あるが故なり、事情斯くの如きは國家の手に學校の衛生監督を強制するの權能を置く所以なり、一九〇八年より一九〇九年の間に三百二十八校區の中三百十四校區は校醫を有し、五十五校區は既に兒童治療所の設備をなせり、之に加ふるに一九〇九年より一九一〇年の間には、百五十二校區に學校看護婦を置きたり、又地方町村の中にも、賞揚すべき事業を行ひつゝあるもの有り、故に國家制度として學校衛生の監督を遂行する點より、云ふ時は、英國の遣り口は世界の第一に推すべし、若し強ひて此等の事項に關して英國の進歩と比肩す可きものを求めなば、過去數年間に於て合衆國の諸州にて行はれし進歩を擧げんのみ、此等の諸州にては、此の事業に關する法制を議決せり、即ち一九〇六年マサチューセツツに於ける法律の如き、或は一九一三年に發布せし紐育の法律の如きは其の例なり。

一九〇九年奧國は、衛生監督を國立師範學校に迄擴張せり、斯くて前途有望の教員は教職に就く以前に、衛生監督の制度の實際に通曉し得る様になれり、而して此等の教員は將來の衛生鼓吹者となるべき人々なるが故に、其の將來の成功如何は師範學校に於ける衛生監督事業の行き方一つに依るものなり、又匈牙利にては一八八五年の昔より



中等諸學校に國家任命の校醫を置く事となせり、但し此等の校醫は書類を提出して自ら其の任務に關する素養ある事を證明するを要す、而して其の任務の中には兒童の身體検査は素より、校舎の衛生的臨檢を行ふ事をも含めり、又學校の最後の二學年に於ては課程中に衛生の教授を加へたり。

本邦に於て學校醫の設置を規定せしは明治三十一年のことにして、之によりて北海道廳府縣郡市町村學校に學校醫を置くべきものとなれり、但し人口五千人以下の土地にて特別の事情ある場合には、當分の間地方長官の意見により、特に此の令を免せらる

(參照)

公立學校醫設置ニ關スル規定明治三十一年一月十二日勅令第二號

朕公立學校ニ學校醫ヲ置クノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 北海道廳府縣郡市町村ノ設置ニ係ル學校ニ學校醫ヲ置ク

地方長官ハ特別ノ事情アルトキハ村立學校及人口五千未満ノ町立學校ニハ當分ノ内學校醫ヲ置カサルコトヲ得

第二條 學校醫ハ地方長官之ヲ囑託ス

第三條 學校衛生事務ニ關シ學校醫ハ地方長官郡市町村長ノ諮問ニ應シテ意見ヲ述フヘク又之ニ建議スルコトヲ得

第四條 學校醫ニハ學校經費ヨリ相當ノ手當ヲ給スヘシ

第五條 學校醫ノ囑託執務及其ノ他ニ關シ必要ナル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第六條 本令ニ於テハ北海道沖繩縣ノ區ノ設置ニ係ル學校ハ町立學校ト同視シ沖繩縣ノ間切及島ノ設置ニ係ル學校ハ町立學校ト同視ス

第七條 市制町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ本令中市町村長ニ關スル規定ハ島司郡長北海道ニ在テハ支廳長區長戸長又ハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

第八條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

次に學校醫たるべきものは、一定の有資格者中より囑託せらるべきものにして、其の基つく所は、學校醫の資格なる文部省令なり。

(參照)

學校醫ノ資格明治三十一年三月二十日勅令第七號

明治三十一年勅令第二號第五條ニ基キ學校醫ノ資格ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 學校醫ヲ囑託スルニハ左ニ掲クル各項中ノ一ニ該當シ且醫術開業免狀ヲ有スル者ノ中ニ於テスヘシ

- 一 帝國大學醫科大學醫學科卒業ノ者
- 二 元東京大學醫學部醫學科本科又ハ別課卒業ノ者
- 三 高等學校醫學部醫學科卒業ノ者
- 四 元高等中學校醫學部醫學科卒業ノ者

第二章 學校醫及學校衛生の監督

五 大阪府京都府愛知縣醫學學校醫學科卒業ノ者

六 元府立甲種醫學學校卒業ノ者

七 試験ヲ經テ帝國大學醫科大學國家醫學講習科ニ入學シ同科ヲ修了シタル者 (明治三  
加道) 四年一

第二條 第一條ノ資格ヲ具フル者ヲ得難キ場合ニ於テハ明治十六年布告第三十五號醫師免  
許規則第二條又ハ第四條ニ依リ醫術開業免狀ヲ有スル者ニ囑託スルコトヲ得 (明治三四年)  
(號改正)

(參照)

第三十五號布告醫師免許規則

第二條 開業免狀ヲ得ントスル者ハ試験及第證書ヲ以テ地方廳ヲ經由シテ內務省ニ願出ツ

ヘシ

第四條 外國ノ大學醫學部若ハ醫學科ニ於テ卒業シタル者或ハ外國ニ於テ醫術開業免許ヲ  
得タル者其卒業證書又ハ開業證明書ヲ以テ開業免狀ヲ得ンコトヲ願出ツルトキハ內務大  
臣ハ其證書ヲ審査シ試験ヲ要セスシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

次ニ學校醫が爲すべき職務に關しては文部省令を以テ學校醫職務規定なるもの設  
けられたり。

(參照)

學校醫職務規程 明治三十一年二月二十

明治三十一年勅令第二號第五條ニ基キ學校醫職務規程ヲ定ムルコト左ノ如シ  
六日 文部省令第六號

學校醫職務規程

第一條 學校醫ハ本令ノ規程アルモノ、外地方長官ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル職務ニ從  
事ス (明治三三年  
省五號改正)

第二條 學校醫ハ毎月少クトモ一回授業時間内ニ於テ當該學校ニ到リ衛生上ノ事項ヲ視察  
スヘシ

學年ノ終及學期ノ始ニ於テハ特ニ當該學校ニ到リ視察スルコトヲ要ス

第三條 學校醫ハ學校視察ノ際左ノ事項ヲ調査シ之ヲ視察簿ニ記入スヘシ

- 一 換氣ノ良否
- 二 採光ノ適否
- 三 机腰掛ノ適否
- 四 前列及最後列ノ机ト黑板ノ距離
- 五 煖爐ノ有無及煖爐ノ最近生徒トノ距離
- 六 室内ノ温度
- 七 圖書掛圖黑板ノ衛生上ノ適否
- 八 學校清潔法實行ノ狀況
- 九 飲料水ノ良否
- 十 其ノ他衛生上必要ナル事項 (明治三十三年五號追加)

第四條 學校醫ハ學校視察ノ際疾病ニ罹レル生徒ヲ發見シタルトキハ其病症ニ依リ缺課休

第三編 衛生の教授及學校衛生の監督

四四四

學又ハ療治ヲ爲サシムヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ

第五條 學校醫ハ明治三十三年文部省令第四號學生々徒身體檢查規程ニ依リ生徒ノ身體ヲ檢查シ身體檢查票ヲ調製スヘシ(明治三十三年省令第五號本條改正)

第六條 學校醫ハ生徒ノ入學退學等ニ際シ學校長ノ請求ニ應ジ其ノ生徒ノ身體ヲ檢查スヘシ

第七條 學校醫ハ學校ノ近傍若クハ學校内ニ於テ傳染病ノ發生シタルトキハ數次學校ニ到リ必要ナル豫防消毒方法ヲ實施シ尙其情況ニ依リ學校ノ全部若クハ一部分ノ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ管理者及學校長ニ申告スヘシ

第八條 此規程施行ノ爲メ必要ナル細則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

學生生徒及幼兒身體檢查規程明治三十三年三月二十日六日民政部省令第四號

學生々徒身體檢查規程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一條 學生々徒ノ身體檢查ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スヘシ(明治三十七年省令第一八號本條改正)

第二條 學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ學生々徒ニ就キ臨時身體檢查ノ全部若クハ一部ヲ施行スルコトヲ得

ノ小學校及各種學校ハ本令ノ身體檢查ヲ行ハサルコトヲ得

第三條 身體檢查ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ但シ學校醫ヲ置カサル場合ニ於テハ他ノ醫師ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得

第四條 身體檢查ハ左ノ項目ニ就キ施行スヘシ

- 一 身長
- 二 體重
- 三 胸圍
- 四 脊柱
- 五 體格
- 六 視力
- 七 眼疾
- 八 聽力
- 九 耳疾
- 十 齒牙
- 十一 疾病

(明三七省一八號第二項削除)

小學校生徒ニ在リテハ視力及聽力ノ二項目ヲ檢查スルコトヲ要セス但シ著シキ障害アリト認ムル者ハ此限リニ在ラス

第五條 身體檢查ハ左ノ各號ニ準據シテ施行スヘシ

一 (明四五省一號削除)

二 檢查ノ表記ハ度ハ尺衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分衡ハ忽ニ止ムヘシ(明治四五省一號改正)

三 身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ兩膝ヲ密接シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムヘシ又女子ニシテ髒アル者ハ小桿ヲ髒下ヨリ水平ニ横ヘテ測定スヘシ

四 體重ハ著衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ著衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スヘシ(明三七省一八七號改正)

五 胸圍ハ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ自然ノ位置ニアラシメ乳頭ノ水平線ニ於テ常時ヲ測定ス

第三編 衛生の教授及學校衛生の監督

ヘシ充盈空虚ノ差ヲ測定スルトキ亦同シ但シ小學生徒ニ在リテハ常時ノミヲ測定スルモノトス

- 六 脊柱ハ正左彎右彎前屈後屈ヲ検査シ屈彎ニ就キテハ其ノ程度ニ依リ各強中弱ノ三種ニ區別スヘシ(明四五者一號改正)
  - 七 體格ハ強健中等薄弱ノ三等ニ區別スヘシ
  - 八 視力ハ中心視力ヲ兩眼ニ就キテ各別ニ検査スヘシ
  - 九 聽力ハ其ノ障害ノ有無ヲ検査スヘシ
  - 十 齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スヘシ(明四五者一號改正)
  - 十一 疾病ハ腺病營養不良貧血脚氣肺結核血神經衰弱鼻疾咽喉病傳染性皮膚病其他慢性疾患等検査ノ際ニ發見シタルモノヲ記入スヘシ(明四五者一號改正)
- 前各號ノ外身體検査上必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フヘシ
- 第六條 身體検査ヲ施行シタルトキハ左ノ様式ニ依リ身體検査票ヲ調スヘシ

身體検査票(男)(明四五者一號表中改正)

|      |   |     |     |
|------|---|-----|-----|
| 姓名   |   | 出生地 |     |
| 姓    | 名 | 學年  | 出生地 |
| 出生年月 |   | 視力  |     |
| 身    | 長 | 左   | 右   |

|    |   |    |    |   |   |    |   |   |    |   |   |    |   |   |    |   |   |    |   |    |    |    |   |    |   |
|----|---|----|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|---|----|---|----|----|----|---|----|---|
| 體  | 胸 | 常時 | 胸  | 眼 | 疾 | 耳  | 疾 | 齒 | 牙  | 疾 | 本 | 人  | 注 | 意 | 事  | 對 | 項 | 備  | 考 | 検査 | 醫  | 姓名 | 印 |    |   |
|    |   |    |    |   |   |    |   |   |    |   |   |    |   |   |    |   |   |    |   |    |    |    |   | 圓  | 盆 |
| 體  | 格 | 柱  | 差  | 疾 | 疾 | 疾  | 疾 | 疾 | 疾  | 疾 | 疾 | 疾  | 疾 | 疾 | 疾  | 疾 | 疾 | 疾  | 疾 | 疾  | 疾  | 疾  | 疾 | 疾  |   |
| 検査 | 年 | 月  | 検査 | 年 | 月 | 検査 | 年 | 月 | 検査 | 年 | 月 | 検査 | 年 | 月 | 検査 | 年 | 月 | 検査 | 年 | 月  | 検査 | 年  | 月 | 検査 | 年 |

第六條ノ二 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ各本人ニ關スル検査ノ結果ヲ學生々徒又ハ其ノ保護者ニ示スヘシ(明四五者一號追加)

第七條 身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ左ノ様式ニ依リ統計表ヲ調製シ翌月限り文部省直轄學校ニ在リテハ文部大臣ニ其ノ他ノ學校長ニ在リテハ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ取纏メ其ノ年六月限り文部大臣ニ報告スヘシ(明三四者六號明三七者一八號改正)

(様式は卷末の附録第一表参照)

- 一本表ハ男女生徒女生徒ヲ置クモノ及學科ノ部數ヲ異ニスルモノハ各別ニ調製スヘシ
- 一年齡ハ四月一日ノ計算ニ依リ滿六年一日以上滿七年迄ノ者ヲ七年トシ其ノ他之ニ準ス
- 一身長胸圍ニ係ル總長體重ニ係ル總重ノ各欄ニハ熟モ同一年齡ニ於ケル各検査人員ノ身長胸圍又ハ體重ノ各合計ヲ掲ケ最大最小ノ各欄ニハ其ノ検査人員中ノ最大最小ナルモノヲ掲ケ平均ノ各欄ニハ其ノ検査人員ヲ以テ身長胸圍ノ總長又ハ體重ノ總重ヲ除シタル商ヲ掲ケヘシ

一 視力ニ就キテハ兩眼ヲ備ヘハ兩眼トモ正視、遠視、近視又ハ其他(亂視、斜視、弱視等)ノ者ノ人員ヲ掲ケ左眼又ハ右眼ノ備ヘハ左眼又ハ右眼ノ一方ノミ正視、遠視、近視又ハ其他(亂視、斜視、弱視等)ノ者ノ人員ヲ掲ケヘシ但シ失明者ニ關シテハ兩眼又ハ片眼ニ區別シ備考ノ備ニ於テ其ノ數ヲ示スヘシ

- 一 検査スヘキ項目ノ一部ノ検査ヲ缺キタル者ハ之ヲ表中ニ計入スヘカラス
- 一 外國人ニ係ルモノハ之ヲ計上スヘカラス
- 一 備考ノ備ニハ表記人ノ事實ニ關シ説明ヲ要スル事項其ノ他特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ
- 一 學校ニ於ケル重ナル疾病ノ原因及預防等ニ關シ學校醫等ノ意見アルトキハ之ヲ表末ニ附記スヘシ

第八條 幼稚園ニ於テハ本令中小學校生徒ノ身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス

附 則

第九條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ施行ス

以上の如くにして本邦の學校醫は、其の資格定まり、其の職務として爲すべき事項も一定せられたるが、學校醫の法律上の性質如何に關しては、文部省武部參事官は左の如くに解説せり。

『學校醫の囑託は公立學校職員の任命にあらずして、囑託を受くるによりて唯限定せられたる勞力を供するの義務を負ふのみ、故に彼等は學校職員にあらず、従つて學

校長の監督に屬せず、又彼等は公共團體の機關として府縣知事郡市町村長の指揮監督を受くるものにもあらず、要するに彼等は國家に對して私法上の契約關係に立つものにして、恰も鐵道工夫と國家との關係と同一なり』と。

此の法律關係の下にて、我が學校醫は所謂限定せられたる勞務を提供しつゝあるなり、而して學校醫の設置に關シ大正五年度文部省年報によれば、『學校醫ヲ設置スル學校ハ逐年増加シ、大正五年ニ於テハ總數一萬六千七百六十三校ニシテ、前年度ニ比シ四百二校ヲ増セリ。然レトモ小學校ノ如キハ、尙未タ之ヲ設置スルニ至ラサルモノ頗ル多ク、即チ公立小學校本校二萬七百五十三校中ニアリテ學校醫ヲ設置スルモノハ一萬五千三百九十三校ニシテ、未タ之ヲ設置セサルモノ五千三百六十校アリ、其ノ設置ノ割合ハ百校ニ付約七十四校ニ當リ、前年度ニ比シ百校ニ付僅ニ一校ヲ増シタルニ過キス。即チ未タ之ヲ設置セサルモノハ總數ノ四分ノ一以上ヲ占ムルノ狀況ナルヲ以テ、將來一層其ノ増加ヲ圖ルノ要アリ』と記述せり。過去二十年間に亘る努力にして猶且つ如斯んば、吾人も共に慨せざるを得ざるなり、而して最近に於ける學校醫の設置狀況及び其の手當に關してより深くを知らんとせば、左の表を見るべし、同時に勅令によりて定められたる學校の經費より受くる相當の手當なるものが、如何なる程度に在るやを計算し見らるべし。

學校醫設置ノ學校及學校醫

| 種別    | 大正五年度           |                | 同四年度            |                | 同三年度            |                | 同二年度            |                | 同一年度            |                | 明治四十五年          |                |
|-------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
|       | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 |
| 小學校   | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          |
| 師範學校  | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          |
| 中學校   | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          |
| 高等女學校 | 1,903           | 1,903          | 1,903           | 1,903          | 1,903           | 1,903          | 1,903           | 1,903          | 1,903           | 1,903          | 1,903           | 1,903          |
| 專門學校  | 2,697           | 2,697          | 2,697           | 2,697          | 2,697           | 2,697          | 2,697           | 2,697          | 2,697           | 2,697          | 2,697           | 2,697          |
| 實業學校  | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          |
| 各種學校  | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          |
| 總計    | 12,000          | 12,000         | 12,000          | 12,000         | 12,000          | 12,000         | 12,000          | 12,000         | 12,000          | 12,000         | 12,000          | 12,000         |

本表學校醫人員ハ一人ニシテ二校以上擔任スル者ヲ各校各一人トシテ掲載セリ又\*印ハ手當ヲ  
 分割記載シ難キ者及手當ヲ給セザル者ナリ

尙ほ學校醫の資格と擔任する學校數と兒童數とを知らんとせば左表を見るべし。

學校醫資格擔任學校擔任生徒又ハ兒童別

| 種別                                     | 大正五年度           |                | 同四年度            |                | 同三年度            |                | 同二年度            |                | 明治四十五年          |                |
|--|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
|  | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 | 設置<br>シタル<br>學校 | 人員<br>年手<br>額當 |
| 帝國大學醫科大學醫學科卒業ノ者                        | 361             | 361            | 322             | 319            | 294             | 278            | 266             | 266            | 266             | 266            |
| 元東京大學醫學部醫學科本科又ハ別科卒業ノ者                  | 240             | 240            | 240             | 240            | 240             | 240            | 240             | 240            | 240             | 240            |
| 官立醫學專門學校醫學科及元高等學校並元高等<br>中學校醫學部醫學科卒業ノ者 | 2,870           | 2,870          | 3,128           | 2,589          | 2,249           | 2,004          | 2,004           | 2,004          | 2,004           | 2,004          |
| 大阪府、京都府、愛知縣醫學科及元府縣立甲種<br>醫學科卒業ノ者       | 1,688           | 1,688          | 1,239           | 1,462          | 1,708           | 1,653          | 1,653           | 1,653          | 1,653           | 1,653          |
| 東京帝國大學醫學科大學國家醫學講習科修了ノ者                 | 45              | 45             | 59              | 91             | 55              | 65             | 65              | 65             | 65              | 65             |
| 其ノ他醫術開業免狀ヲ有スル者                         | 4,623           | 4,623          | 4,444           | 4,331          | 4,226           | 4,197          | 4,197           | 4,197          | 4,197           | 4,197          |
| 總計                                     | 9,827           | 9,827          | 9,432           | 9,060          | 8,780           | 8,463          | 8,463           | 8,463          | 8,463           | 8,463          |
| 一校                                     | 6,006           | 5,747          | 5,375           | 5,216          | 5,010           | 5,010          | 5,010           | 5,010          | 5,010           | 5,010          |
| 二校                                     | 2,051           | 1,897          | 1,909           | 1,810          | 1,810           | 1,764          | 1,764           | 1,764          | 1,764           | 1,764          |
| 三校                                     | 949             | 963            | 942             | 891            | 891             | 870            | 870             | 870            | 870             | 870            |
| 四校                                     | 394             | 394            | 394             | 382            | 382             | 375            | 375             | 375            | 375             | 375            |
| 五校                                     | 168             | 181            | 191             | 208            | 208             | 189            | 189             | 189            | 189             | 189            |
| 六校                                     | 102             | 91             | 80              | 88             | 88              | 88             | 88              | 88             | 88              | 88             |
| 七校                                     | 49              | 55             | 61              | 61             | 51              | 57             | 57              | 57             | 57              | 57             |
| 八校以上                                   | 108             | 104            | 107             | 124            | 124             | 110            | 110             | 110            | 110             | 110            |
| 三百人未満ヲ擔任スル者                            | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          | 1,883           | 1,883          |
| 三百人以上五百人未満ヲ擔任スル者                       | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          | 2,830           | 2,830          |
| 五百人以上七百未満ヲ擔任スル者                        | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          | 2,008           | 2,008          |

| 學校醫一人ノ最多擔任生徒又ハ兒童數 | 學校醫一人ノ最多擔任學級數 | 別兒童ハ又生徒任擔        |                   |                    |
|-------------------|---------------|------------------|-------------------|--------------------|
|                   |               | 七百人以上九百人未滿ヲ擔任スル者 | 九百人以上千三百人未滿ヲ擔任スル者 | 千三百人以上千五百人未滿ヲ擔任スル者 |
| 一八、三六五            | 三〇            | 一、一八三            | 六四五               | 四九三                |
| 一七、三六三            | 三〇            | 一、一〇三            | 六二五               | 四五四                |
| 一六、六五三            | 三〇            | 一、〇三六            | 五七九               | 四四二                |
| 一五、八五三            | 三〇            | 一、〇〇二            | 五六八               | 四〇二                |
| 一五、五〇二            | 三〇            | 九七三              | 五八九               | 三六七                |

右の二表は果して何事をか語る。學校衛生の監督上重大の役割を演すべき我が學校醫は、正に如斯き状態に置かれたり。吾人は茲に多くを言はず、唯左にレオ、ブルゲルスタインが我が日本の學校衛生監督制度に向つて下したる辛辣なる批評を掲げて、吾人の將來を警せんぞ。

日本の諸學校に於ける衛生監督の費用は極端に小額なり。然るにも拘らず學校醫の數は比較的とし、獨り遺憾なるは最も重要な一點に關し、精確なる調査の缺げし事は是れなり——一點とは他なし、衛生監督の制度によりて個性が如何程の利益を得しかの問題是れなり。

學校衛生主事及び學校醫會——近年我が學校衛生諸施設の内注目すべき一事は、各公共團體が競ふて學校衛生主事を設けつゝあること是れなり、而して此の學校衛生主事

(1) Leo Burgerstein.

なる名稱は地方によりては縣學校衛生醫と呼ばれ、或は學校衛生技師とも又は單に技師とも稱せらる。何れも學校衛生に關する視察及調査をなし、且つ管下教員の身體検査並に學校醫會等に於ける講話を行ひ、同時に小學校恩給顧問醫・小學校教員檢定醫若しくは小學校教員疾病療治料給與規程、廳府縣令中の所謂指定醫を兼ねつゝ、其の地方の一般學校衛生並に學校醫の指導監督をなしつゝあるなり。

明治三十一年公立學校に學校醫を設置するの件勅令によりて公布せられしも、越えて三十六年には文部省に於ける學校衛生主事は廢止となり、學校衛生の氣勢に一頓挫を來せり。其の後學校醫の員數は兎にも角にも増加し來りしが、我が學校醫界は寂漠なるものなりき。恐らく世人の一部は學校衛生なるものを忘却せしならん。然るに明治の終りより大正の初めに掛けて、小學校教員の肺結核てふ問題は呪の焔の如くに燃え上りぬ。世俗の多くは其の子弟が今にも其の焔に焼かれ、恐るべき結核の感染をなす可しとて、驚き且つ騒ぎ立ちたり。やがて教員と校醫と府縣當局の三者は恰も巴の如くに旋廻し始め、各地に響す可き好ましからぬ幾多の紛事は湧き出でたり。况んや大正三年の教育基金令並に大正四年の公立小學校教員疾病療治料給與準則の發布に際しては、教員對學校醫の問題は彌が上にも紛糾し、果は兩者の感情問題となれり。故を以て府縣當局は此の間に處して省令第八號の目的を達せんが爲めには、特に一名の醫師を專任して教員の身體検査乃至は疾病の診定に従事せしめ併せて學校衛生の監督と指導の任に

當らしむるを至便なりと認め、爰に學校衛生主事なる一職は其の出現を催進せられたるものゝ如し、而して本施設の出發點が斯の如き關係に立つ以上は、之に要する費用の出所を如何にせしや、或る縣は特に縣費を縣會に要求せしも、多くは縣市直屬の學校に囑託醫なりしもの數名を廢して、其の手當を集めて一名の主事の手當となし、別に資格上の確保は縣技師として任用するの形式を採用するに至れり、故を以て學校衛生主事は、一面には縣下の學校に對して學校衛生上の指揮監督をなすと同時に、一面には自ら被監督者の位置に立ちて學校醫としての職責を負ふもの少なからず、而して學校衛生の指揮監督に要する費用は充分に其の手腕を揮はしむるに足るか、又學校醫としての任務は餘りに多きに失することなき乎との世評あり、且つ主事の權能上にも問題ありと聞く、若し事實然りとせば將來に於ては、此等の諸方面に對して改正せらるゝことなるべし。

次に學校醫會に關する施設に就きては、大正五年十二月文部省編成、全國學校施設狀況中に左の如く梗概を掲げたり。

一、縣學校醫會

縣學校醫會ヲ設置セルモノニハ會則ヲ設ケタルアリ、或ハ然ラザルモノアリト雖モ、其ノ會員ハ縣下學校醫ニシテ、知事之ヲ招集シ、學校衛生ニ關スル諮問・協議等ヲナスノ外、學校衛生ニ關スル知名ノ士ヲ招聘シテ講演會ヲ開催セルモノアリ。

二、郡學校醫會

郡學校醫會ヲ設置セルモノニハ公私ノ兩様アリト雖モ、會則ヲ定メテ之ニ依ルモノト然ラザルモノアルコトハ縣學校醫會ト異ナルコトナク、其ノ會員ニ至リテハ學校醫ヨリ成ルモノ及ビ校醫並郡視學・小學校長・町村長等ヨリ成レルモノ等アリ、而シテ其ノ開催ノ數ハ年一回ナルモノアリ、數回ナルモノアリ、其他臨時ニ開會スルモノアリト雖モ、其ノ會則ニ依ルモノハ概ネ定期ノ開催ニ係レリ。

三、市學校醫會

市ニ於テ開催スル市學校醫會モ亦會則ヲ定ムルモノト然ラザルモノトアルコトハ前者ト異ルコトナシト雖モ、會則ニ依リテ開催スルモノ多ク、其ノ會員ハ學校醫ニ加フルニ市長・助役並市視學等ヲ以テスルモノアリ、而シテ其ノ開催ノ數ハ毎月一回及隔月一回或ハ毎年一・二回開會スルモノ、又ハ臨時ニ開會スルモノ等アリ、東京市ノ如キハ學校醫會ノ稱ナキモ、毎年二回學校醫全部ヲ召集シテ協議ヲ爲セリ、其他學校醫會ノ名稱ナキモ必要ニ應ジ學校醫・小學校長・町村長等ヲ召集シテ臨時打合會等ヲ爲スモノ、外、私設トシテ隨時會合スルモノ亦尠カラズ、而シテ是等ハ何レモ學校衛生ノ改善進歩ヲ企圖セルモノニシテ、會議ニ要スル經費ハ會員ノ負擔トスルモノ、又市町村ノ負擔ニ屬スルモノ、或ハ寄附ニヨリテ成レルモノ等アリ。

尙ほ、全國學校衛生施設狀況中には、調査其他の施設に就きて梗概を掲げれば、序に





|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 滋 | 岐 | 長 | 宮 | 福 | 青 | 山 | 秋 | 福 | 石 | 富 | 島 | 島 | 岡 | 廣 | 山 | 和 | 德 | 香 |
| 山 | 梨 | 賀 | 早 | 野 | 城 | 手 | 森 | 形 | 田 | 井 | 川 | 山 | 根 | 山 | 島 | 山 | 口 | 島 | 川 |
| 不 | 明 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一 | 六 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一 | 二 | 三 | 三 | 五 | 四 | 一 | 一 | 八 | 四 | 一 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一 | 二 | 三 | ナ | シ | 四 | 五 | 六 | 一 | 五 | 〇 | 四 | ナ | シ | 二 | 一 | ナ | ナ | 三 | ナ |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 不 | 明 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一 | 六 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 一 | 五 | 〇 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

(参照) 教育基金令 大正三年十二月十二日 勅令第二百五十九號  
 朕教育基金令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

教育基金令

第一條 教育基金ハ本令ニ依リ之ヲ使用ス  
 第二條 教育基金ハ文部大臣ニ於テ其ノ一部ヲ前前年度末現在ノ學齡兒童數ニ應シテ北海道及府縣ニ配付シ他ノ一部ヲ普通教育ノ普及改善ニ關シ必要ト認ムル費用ニ使用ス  
 第三條 北海道及府縣ハ前條ノ配付金ヲ以テ教育資金ト爲シ特別會計ヲ設置スヘシ教育資金ハ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 愛   | 高 | 福 | 大 | 佐 | 熊 | 宮 | 鹿 | 汗 | 兒 |
| 媛   | 知 | 岡 | 分 | 賀 | 木 | 崎 | 島 | 島 | 總 |
| 一   | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 七   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一〇七 |   |   |   |   | 三 |   |   |   |   |
| 二一  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 六   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一四一 |   |   |   | ナ | ナ | ナ | ナ | ナ | ナ |
|     |   |   |   | シ | シ | シ | シ | シ | シ |
| 六   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 一三五 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

第三編 衛生の教授及學校衛生の監督

第四條 教育資金ヨリ生スル收入ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ

第五條 教育資金ハ左ノ各號ノ用途ニ之ヲ用ウルモノトス

一 公立學校設備費ノ貸付又ハ補助

二 公立小學校教員ノ疾病療治料

三 公立小學校教員ノ獎勵其他地方長官ニ於テ普通教育ノ普及改善ニ關シ必要ト認ムル費用

第六條 前條第一號ノ規定ニ依リ使用スル教育資金ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ公立尋常

小學校ノ校地校舍ノ設備費ニ充ツル爲之ヲ市町村又ハ之ニ準スヘキ公共團體ニ貸付シ市

制又ハ町村制若ハ之ニ代ハルヘキ制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ之ヲ小學校設置區域ニ

補助ス

公立高等小學校ノ校地校舍ニシテ變災ニ罹リ設備ノ復舊ヲ要スル場合ニ在リテハ前項ノ

規定ヲ準用ス

前二項ノ貸付金ニ對シテハ一年百分ノ五ノ利子ヲ附セシムヘシ

第一項ノ規定ニ依ル補助金額ハ設備ニ要スル費用ノ十分ノ五以内トス

第七條 地方長官ハ教育資金使用ニ關スル規程ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

(參照) 公立小學校教員疾病療治料給與ニ關スル準則 大正四年四月八日 文部省令第八號

公立小學校教員疾病療治料給與ニ關スル準則左ノ通定ム

公立小學校教員疾病療治料給與ニ關スル準則

第一條 教育基金令第五條第二號ノ公立小學校教員疾病療治料ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ給スヘシ

第二條 公立小學校正教員ニシテ兒童ノ衛生上特ニ考慮ヲ要スヘキ疾病ニ罹リ退職ヲ命セラレタル者ニハ勤続年數其他ノ事情ヲ斟酌シ百圓以上四百圓以下ノ疾病療治料ヲ給スヘシ

第三條 公立小學校正教員ニシテ兒童ノ衛生上特ニ考慮ヲ要スヘキ疾病ニ罹リ退職ヲ命セラレタル者ニハ勤続年數其他ノ事情ヲ斟酌シ百圓以上四百圓以下ノ疾病療治料ヲ給スヘシ但シ休職期間中退職ヲ命セラレタル者ニハ此ノ限ニ在ラス

第四條 公立小學校准教員ニハ前二條ノ規定ヲ準用ス但シ疾病療治料ノ額ハ休職ノ場合ニハ五拾圓以上百五拾圓以下退職ノ場合ニハ百圓以上二百圓以下トス

第五條 公立小學校代用教員ニシテ第三條ニ準スヘキ者ニハ勤続年數其他ノ事情ヲ斟酌シ百圓以下ノ疾病療治料ヲ給スヘシ

第六條 地方長官ニ於テ本令ニ依リ公立小學校教員ニ對シ疾病療治料ヲ給セントスルトキハ學校醫又ハ其ノ他ノ醫師ヲシテ該教員ノ身體検査ヲ行ハシメ診斷書ヲ徴スヘシ

學校衛生中央機關ノ文部省に於ける學校衛生の統轄機關は、明治二十四年に學校衛生取調囑託を置き、二十九年五月學校衛生主事の制に改ため、三十六年主事の制を廢して再び囑託制となし、大正五年に新に學校衛生官を設置するに至れり、而して此の永き年月の間に學校衛生事務に關與せしもの變遷は次の如し。

- 一 明治二十四年九月 醫學博士 三島 通良氏 學校衛生取調囑託
- 一 二十九年五月 學校衛生主事 張被仰付次テ二ケ年間學校衛生研究ノ爲獨塊へ留學ヲ命セラル大正三年一月歸朝
- 一 三十一年四月 學校衛生顧問會議幹事 學校衛生會委員 醫學士 古潮 安俊
- 一 三十六年四月 學校衛生顧問及顧問會議幹事廢止
- 一 三十六年十二月 學校衛生主事廢止
- 一 三十六年十二月 醫師 駿河 尚庸氏 學校衛生取調囑託
- 一 明治三十六年十二月 學校衛生取調囑託 農商務省工場監督官ニ轉任學校衛生取調囑託ハ如故
- 一 明治四十二年十月 學校衛生取調囑託ヲ解
- 一 明治四十四年五月 醫學博士 北豐 吉氏 文部省學校衛生官
- 一 大正五年七月 內務省保健會委員 學校衛生會幹事
- 一 同一年十二月 現職ノ儘ドレスデンニ關
- 一 同一年 學校衛生會幹事
- 一 明治四十三年一月 醫學博士 石原喜久太郎氏 學校衛生取調囑託
- 一 四十四年 學校衛生會幹事

現行文部省官制第十條には、文部省に學校衛生官專任一人を置く奏任とす、學校衛生に關する事務を掌るゝあり、目下學校衛生の事務は普通學務局第二課に於て分掌し、衛生官の下に屬一名、囑託三名にて事務を採りつゝあり、猶ほ別に文部大臣の諮詢に應じ

學校衛生に關する事項を調査する學校衛生會なるものあり、此の會は委員長一人(文部次官を以て之に充つ)委員十五人以内を以て組織さる而して臨時必要ある場合には臨時委員を置くこと、せり、尙ほ此の會には幹事一名を置き學校衛生官を以て之に充てたり、又書記を置きて庶務に従事せしむ。

學校齒牙治療所—社會病理學者のグロッチャーンが、齒牙の疾病に就きて論せし所のものは、深く吾人の意に滿てり、齒牙疾患の極めて多數なる事實は既に萬人周知の事に屬す、世界の總べての文明國を通じて、又あらゆる階級を通じて、齒牙の疾患程普遍的なるものは他に在る可くもなし、現時に於ては完全無缺の齒牙を有する者を發見することすら寧ろ難きに在る状態にあらずや、而して齒牙の然かく不良なるは其の罪を先づ清潔保持の不足に歸せずんばあらず、之に加ふるに人類の過密も亦其の、一因たるなり、翻つて思ふに、僻學の保護法が其の手を伸ばすや、下級細民は清潔なる上著と澤磨せる長靴と塵に汚れざる帽子とを得て流石に注意細心の美舉なるが如し、雖も細民の口腔齒牙は如何にして其の清潔を保たんとするか、如何なる留意を此の方面に示せるや、吾人評して僻學と言ふも敢て過言にはあらざる可し、僅かに前世紀の末葉に到りて此等の細民は水の使用の便を得たるに皮膚の清潔を保つ途開かれたるとは、注目すべき改良に屬す、雖も、其の口腔に著目せざるは何ぞ、口腔は改良の手が達せんには餘り遠きか、試みに社會の状況を觀よ、上流の者は能く齒牙の治療を爲し、其の子女をして日

日一回以上の清掃をなさしむ。中流の人士は一定の年齢に達して後、齒牙の手入を始む。然れども時は既に遅れたるを如何にせん。見よ、彼等の齒牙は既に不治の病症を呈せるに非ずや。中流人にして然り、况んや細民をや。此等の細民は都會に於けると田舎に於けるを問はず、多數は齒磨刷子の使用をすら知らざるなり、憐む可き哉。

齒牙カリエスの何が故に然かく普遍的なりやとの間に對しては、直ちに答ふるを得べし。夫は清潔法の不足竝に手入れの缺乏に因るなり。彼の一度、カリエスの侵襲を蒙りたる口腔こそ、正に好個の例證なりと。然れども吾人は尙ほ齒牙不良の原因は、其の根本に於て齒牙を組織せる實質及び顎骨形成上の價値其のものに劣れる所無きやを思念せざるを得ず。或は又小兒期の慣習に依るか、或は別に先天的の關係存せざるなきか、更に育兒法若しくは攝取食物等の關係が、其責任の一部を負ふ可きに非らざるなきか。數へ來れば吾人は齒牙を劣惡にする事項の多きに驚かざるを得ず。故を以て兒童の保護事業を爲さんと欲する者は、先づ齒牙カリエスの根源に溯りて社會的に討究する所なるべからず。此等諸種の原因竝に齒牙疾患の直接原因たる諸因相幅轉して、吾人の齒牙に惡影響を及ぼす以上は、此等幾多の加害原因の艾除は正に齒牙保存上大なる効果を現はす可し。雖も、吾人の同胞が、齒牙に就き無關心なる事實も亦惡結果を助長する一大原因なるに考慮し、先づ改良の歩武は此の地點より出發せざる可からず。

文化が齒牙カリエスに向つてなしたる効果は極めて小なり、吾人は此の點に關し社

會病理學上の例證を到る所に捕ふるを得、之に反して黑人種の如き、其他未開化國民間には、齒牙の保護極めて嚴にして其の清潔保持に注意周到なるのみならず、齒牙の保存上有利なる種々の液汁を使用して幾多の旅行家を驚かせるあり、又生肉食を主とせるノーマーレン人種は、極めて善良なる齒牙を有するに非ずや。斯の如くにして文化が歐米人の齒牙に及ぼせし影響は、其の作用只僅かに上流社會に留まりて中流以下には波及せしことの少なきを忘る可からず。別言せば中流以下にては、人邊に集合する生活上の幾多の弊害を征服せんには、尙ほ不充充分なる開化をなせりと云ふ可し。而して吾人は世の文明がなせし影響の跡として、歐洲の上流家庭は、之を中流或は細民の家庭に比し佳良の齒牙を有するの事實を承認せん。然れども翻つて本邦の状態を觀んか、文化も未だあらゆる社會の口腔には達せずとの嘆聲を發せざるを得ず。本邦の家庭に於て學校に於て將た又幾多の職業關係に於て、口腔齒牙に向つて爲すべき事の多くが放棄せられたるを見れば、吾人何ぞ奮起せざるを得んや。

齒牙の疾患に對し其治療效果の顯著なることは、今更ら言ふ迄もなし。凡そ北米に於て其の發達の胎芽を下したる齒科醫學は、十九世紀の後半に於て各國陸々たる進歩をなしたり。而して時勢は漸く下層社會に向つて齒科的救助を役立たしめんとするの傾向を示せり。猶ほ且つ之の傾向は、獨逸に於ては疾病保險に關する事業が最も良く活動せるものあり。而して齒牙疾患の治療を受くるは、患者を義務的に強要するに非ずして

患者の多数が自ら進んで其の治療を受くるに至りたるは、一つの進歩を爲したりと云ふべし。

吾人は齒牙疾患の普遍的なる第一の原因として、各社會に有り勝ちなる惡習慣の打破に勉めざる可からず、別言せば口腔の清潔保持を極力鼓吹せんとするなり、即ち先づ小學校の最下級より勸めて、規則正しき清潔法の勵行を習慣付けざる可からず、之の運動に向つては教師率先して起つ可し、若し教師にして無關心、不注意の状態に在らんか、此の企は蓋し過半の勢力を失はんのみ、而して齒科的督視の福祉を徹底的に行はんせば、恐らく學校齒科治療所(Schul-zahn-Klinik, School-dental-clinic)を開設するに若くものなけん。

校内治療所の設置は、一九〇二年ストラスブルグ(獨逸)の「ヂェッセン」教授によりて、齒科治療所の形に於て設けられしを嚆矢とす、其後文明諸國には一般に擴がり、今日にては多くの都市に存置せらるゝに至れり、此所に於ては醫學的検査は兒童一般に對して之を行ひ、費用負擔に堪へざる者は無料にて治療を受けしめ、或は名義ばかりの治療代を支拂はしむる事とし、支拂能力ある父兄に對しては、其の支拂ひの通告をなす事とせり。

歐米の都市には齒科疾患以外の一般疾病に對しても、校内治療所を設けしものあり、此所にては治療も、多少の手術をも行ふ事とせり、尙ほ先進諸國に於ては、貧兒の施療は重大なる問題として取扱はる、但し此の問題は複雑なるも、速かに解決せらる可き種

類の問題たるなり、然かるに治療代支拂の能力無き者が、治療所に行く事を欲せざるの事實あり、而かも其の之を欲せざるは、單に慈善的なるが爲めなりと云ふに至つては遺憾なる事どもなり、故を以て此の際必要なるは、父兄側に責任の觀念の深くならん事及び父兄をして治療を請はしむる様法令を以て強制す可しとの説をさへ聞くに至れり、一九〇二年ストラスブルグに設けられたる學校齒科治療所に於て、二年間に二千の女兒と二千の男兒とは検査せられしが、男女兒各々其の三〇%は全齒の三分の一が病症を呈せるものなりき、又女兒は男兒に比して不良なるもの多かりき、尙ほ右四千の兒童中一〇四名のみが健全なる口腔を有せしに過ぎず、而して此の種の検査は、次の二ヶ年間に獨逸内十二の大都市に於て執行せられしが、略同一の成績を示したり、又デンマーク・イギリス・イタリア・ノールウェー・オーストリア・ルシア・スウェーデン・ズィース・ハンガリー・アメリカ等にてなされたる検査の成績も亦略同一の程度に在りたりき、即ちルシアに於ては一八七九年、此の種の調査の嚆矢に、ベトログラードにて八〇%、ベルリンにて九〇%(リッター)、獨逸各地にて行はれし十萬の學童検査にて八一乃至九九%なりき、米國にては、ラッドローにて五〇〇の兒童、自八歳至十五歳は殆んど總てが清潔上に非難を受けき、紐育にては五〇〇の兒童中僅かに三%のみが非難なきものなりき、又クリブランドに於ては七九%は病症あるものなりと云ふ、英國にては一九〇八年ブラッドフォードに於て一四九一名の兒童五歳―十三歳を検査せしが、其の成績は左の如し。

| 健全齒の比例% | 齲齒三個以内 | 齲齒四個以上 |
|---------|--------|--------|
| 富裕地域    | 四・七二   | 一九・五一  |
| 細民地域    | 七・六二   | 二六・〇六  |
|         |        | 六六・三二  |

又英國體格調査委員が歐洲人の體格減衰を調査し且つ齲齒に苦しむもの、統計を發表したるものを見るに、其の成績は左の如し。

|             |       |
|-------------|-------|
| 英國人         | 八六%   |
| 伯林市の小兒      | 九四    |
| ハリフゴグスの小兒   | 九五    |
| 北獨逸の小兒      | 九五    |
| ケンブリッヂ齒科治療所 | 九六    |
| チャタリングの小兒   | 九八    |
| ハンブルグの小兒    | 九八・四  |
| バーデンの小兒     | 九八・七五 |

以上の如き状態より兒童を救助せんが爲めに、學校齒科治療所は活動し始めたも此の制度が盛況を呈する半面には、齒科醫を中心とせる齒科的社會運動が縦横に活躍するものあるを忘る可からず、而して學校齒科治療所並に齒科的運動の状況は、左に掲ぐる英米に於ける二三の都府の状況報告齒科學報二―二二卷に徴して、其の一般を

窺ふを得可し。

英國シラフィールド市の學校醫務官たる(1)チャットウッドは、一九一四年の報告書中に同市の學童の齒牙に關する記事を載せたり、同市の學校齒科醫は(2)パーシー・バートル及び(3)トーマス・エドモンドソン兩名にして、一九一四年中一四二三名の學童を検査し、その三三八四名を治療せり、而して診査の結果によれば、被檢者百中二〇人は齒牙健全、四五人は四本以下の齲齒を有し、三五人は四本以上の齲齒を有するものなり、即ち左の如き状況に在り。

(1) T. Chetwood.  
(2) Percy Bartle.  
(3) Thomas A. Edmondson.

| 検査總數               | 新入生               |                   | 二年生                |                    |
|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
|                    | 男                 | 女                 | 男                  | 女                  |
| 健全                 | 七三三六 <sup>A</sup> | 七五三一 <sup>A</sup> | 二二六〇 <sup>A</sup>  | 二二二四 <sup>A</sup>  |
| 齲齒 <sup>四本以下</sup> | 二〇・五%             | 二一・七%             | 一五・六%              | 一五・一%              |
| 齲齒 <sup>四本以上</sup> | 四〇・六              | 四〇・五              | 四二・五               | 四五・〇               |
|                    | 三八・九              | 三七・八              | 四一・九               | 三九・九               |
|                    |                   |                   | 二八・四               | 二〇・七               |
|                    |                   |                   | 三三・五二 <sup>A</sup> | 四〇・二二 <sup>A</sup> |
|                    |                   |                   | 二〇・二%              | 二〇・七%              |
|                    |                   |                   | 五一・四               | 五八・六               |

科醫の事業は、中央中學校生徒・給費志願者・教生希望者並に戸外學校入學志望の兒童及び工藝學校生徒の診査及び治療に迄擴大せらるゝに至れり。

一九一四年度事業成績は左の如し。

|               |        |
|---------------|--------|
| 小學兒童の診査數      | 一四二三〇人 |
| 通信發送數         | 四四一人   |
| 治療を受けし兒童數     | 三三八四人  |
| 應召したる兒童數      | 四二九〇人  |
| 應召せざる兒童數      | 四七五人   |
| 拔去されたる永久齒の數   | 一四〇三個  |
| 拔去されたる乳齒の數    | 四七五八個  |
| 充填數           | 三四七六個  |
| 全身麻酔を施されし數    | 一七八八回  |
| 硝酸銀療法を施されたる數  | 一九一回   |
| 其の他の貼藥を施されたる數 | 一八二回   |

次に齒刷牙俱樂部 (tooth brush club) の設立は、有益なる結果を收め得たり、幼稚園に於ける成功は非常なるものなり、乳齒を健全に保持することの重要な意味は、此の俱樂部によりて世間に廣められつゝあり。

細育に於ては一九一三年市設學童齒牙治療所を六ヶ所に開設せり、而して各治療所には監督齒科醫一名、部員九名、合計一〇名宛の齒科醫を配置せり、之より先き同市に於ては、約六〇%の學童は高度の齲齒に悩みしを以て、特に學校看護婦を教養して齒牙衛生の一般を習得せしめ、所謂齒刷牙教練 (tooth-brush drill) なるものを兒童に教へ來りしが、其の實施の第四年目に此の齒牙治療所は開設せられたる次第なり。

一九一三年一月より一五年七月迄二ヶ年間に於ける治療の成績は左の如し。

|             |          |
|-------------|----------|
| 治療せる兒童の數    | 二〇八七九人   |
| 治療所訪問兒童數    | 一七八二五〇人  |
| 正常なる數       | 一四一、〇〇〇人 |
| 治療せる數       | 一二七八七人   |
| 中途廢止せる數     | 五、〇二七人   |
| 治療せる齒數      | 一四四、六〇一個 |
| 充填せる齒數      | 五七、五六七個  |
| 一時的處置をなせる齒數 | 四八、六八九個  |
| 拔齒數         | 三八、三一五個  |
| 乳齒數         | 三三、二〇八個  |
| 永久齒數        | 五、一〇七個   |
| 齒石除去數       | 一九、八七一一個 |



其の他の治療數

一、五〇〇個

四七六

(附記 高度の齲齒に罹むもの六〇%ミ云ふは醫師の簡單なる検査にして精密なる検査を爲さば九〇%に及ぶ可し)

次にシンシナチー無料齒牙治療所の一九一五年九月一日より一九一六年八月三十一日に至る成績は、左の如し。

|             |       |
|-------------|-------|
| 充填數         | 六、一三九 |
| 豫防處置數       | 一、四七三 |
| 治療數         | 五、八九〇 |
| 繼續及金冠       | 一一    |
| 治療完了數       | 一、八八六 |
| 治療未完了數      | 一、二四九 |
| 學校検査        | 九     |
| 作業時間數       | 六、〇二〇 |
| 治療約束數       | 九、六九三 |
| 齒牙検査兒童數     | 四、六六八 |
| 齲齒を有する兒童數   | 四、四一五 |
| 兒童百人中齲齒あるもの | 九四五%  |

次にポストンに於けるフーサイス診療院に於ては、齒牙の診斷事業中特に矯正齒科

學の研究をなし、極めて良好なる成績を挙げつゝあり、同院には部長以下二十三名の部員活動し、一八一五年には矯正科クリニクにて診察せし總數六二七名にして、其の分類は第一級六八%、第二級二二%、第三級五・八%、正常四・二%なりき。

同院は約七年前フーサイス兄弟が三百萬弗を出資して創設したるものにして、設備の完全なるを以て名あり、但し此の診療所は無料に非ず、五仙を徴收して市價二十五仙位の磨齒粉と十仙位の齒刷子とを供給す。

フーサイス診療院と共に有名なるは、紐育洲オンタリオ湖岸のロチエスター市に於けるロチエスター齒科治療院なりとす、該院は其の建築費に二百萬弗を要し、一ヶ年の經費豫算は六萬弗を計上せりと云ふ、而して此の施設はデューチ、イーストマンの寄附に基くものなりとす。

同院の組織は評議員十三名、實行常務委員五名、院長は評議員によりて任命せられ、其の下に補佐・顧問・所員・助手及看護婦を隷屬せしむ、而して同院幹部の希望は、ロチエスター市に於ける總ての兒童即ち第一齒出齦の時期にある嬰兒より十四歳位迄の全市の兒童の口腔・齒牙・咽喉・鼻腔の疾患・畸形・缺點の處置並に攝生を取扱ひ、苟くも兒童が此の方面の處置を必要とする場合には必ず遺漏なきを期し、同時に兒童に對して齒牙の攝生の重大なる價值を知らしむるに努め、就學兒童には口腔・齒牙・咽喉及び鼻腔の綿密なる検査を行ひ、其の成績と記録の複寫は之を兒童の父兄に交付し、父兄は之によりて兒

童の衛生状態を知るのみならず、登載記事に従つて必要なる手段を探るに至るなり、又同院は各齒科醫學校診療所等に於ける單なる救濟的仕事をなすにあらずして、其の根本に溯りて第一齒出眼期の嬰兒より直接同院と關係あらしめ、十二乃至十四歳に至るまで其の關係を持續せしめ、以て幼少時代の等閑より起る諸種の困難を除去し、同時に兒童の心裡に齒刷牙子の適當なる使用の必要並に齒牙保存の價値の重大なる意義ある事を印象せしめんとするにあり。

尙ほ同院の事業中特記すべきものは、齒科看護婦若くは齒科衛生手と稱せらるゝ妙齡の婦人を養成する施設なり、此等の婦人の仕事は、同院供給の器具を携帶して各小學校に赴き、學童の齒牙を清掃し且つ齒牙の攝生法を教授するにあり、此の施設は教育當局者の稱讚する所にして、齒科看護婦學校の設立は歓迎せらるゝ所なり、又紐育州齒科醫師會は齒科看護婦養成の法令制定の爲め大に運動する所あり、其の計畫に據れば、同看護婦の豫備資格は普通看護婦と等しく、其の上に一ヶ年間認定齒科診療院に於て専門職業の教習を受けたる者に限り州認可の試験を受けしめんとせり。

以上は歐米に於ける口腔齒牙衛生實行方面の一部の紹介に過ぎざるも、亦以て如何に深き留意が此の方面に拂はれつゝあるやを窺ふに足らん、尙ほ齒科衛生運動の盛なる狀況は、米國に於ける運動に徴して知るを得べし。

ブリヂポート市に於ける齒科衛生運動(ライオン、コスモスに據る)は、一九一四年五千

弗の資金を以て開始せられ、爾後毎年約五千弗を増加する計畫を以て、昨年は二萬一千弗にて所謂婦人の口腔衛生手(Oral Hygienist)二十名、齒科醫二名、之が監督者二名計二十四名を撰びて之を二隊に分ち、各十二名宛が組立齒科機械を携へ、州の學校を年三回巡回して第一年及び二年の兒童のみの齒牙を検査せり、而して第三年以后に生じたる齲齒は學校及び市衛生局の責任にあらずして、其の生徒自身及び兩親の責任に歸せしむるなり。

次に口腔衛生の普及方法は衛生講話・齒刷牙子教練・實地検査の三つにして、講話は掛圖の使用・幻燈・活動寫眞の應用等となす、齒刷牙子教練は、齒刷牙子の撰擇・齒刷牙子の種類は一定せずと使用法の教示なり、使用法は、圓形を描くものと上下に磨くものと二法あり、實地検査は口中の清掃と應急手當とにて、之には約一週間の時日を要す、即ち月曜日には衛生講話をなし、火曜日には生徒各自に右講演に就て自由に作文を草せしめ、水曜日には齒刷牙子教練をなし、木曜日には前日の教練に在りし如く齒刷牙子を使用するや否やを検し、金曜日には之が實地試験を課し、土曜日には成績優良なる者に對して褒美・胸間に掛くる圓形ボタンを與へて市の公園へ連れ行き、公衆の眼前にて齒刷牙子の使用法を實習せしめ、廣く一般人に齒牙清掃の要を知らしむ(口腔衛生週—Oral Hygiene week)。

紐育市にてはブリヂポートの如く常設の機關なく、同地口腔衛生協會長之を主宰す、即ち會長は市の各小學校に書面を發して豫め時間を定め、其の期間中其の學校に近き

齒科醫(會員)に交渉して此の衛生運動に参加せしむ而して齒科醫は如何に多忙なりとも此運動に盡すべき義務を有す普及方法はブリヂポート市と大同小異なり而して紐育市は毎年四萬八千弗を之の事業に向つて支出しつゝあり。

本邦に於ける口腔齒牙衛生運動は極めて近年の事なり此の方面の運動に率先して起ちしはライオン齒磨劑の製造家小林富次郎氏となす即ち氏は大正二年に於てライオン講演會なるものを組織し齒科専門醫を聘して其の講師とし掛圖・模型及び幻燈映書を應用して口腔衛生の普及に盡力せり既に日本内地の各都市は全般巡廻濟みとなり中には再巡廻の場處も存す故を以て大正六年の秋より巡講を二手に分ち一は北海道を二は内地を巡廻せしめ大正七年には臺灣・琉球に其の手を伸ばせり更に大正七年の夏口腔衛生に關する講習會を東京に開催して教育者の多數に此の特殊方面の智識を吹き込みたり。

右の如き個人經營の運動と並び起ちて此の方面に盡せるは日本聯合齒科醫師會衛生講演部の運動なりとす日本聯合齒科醫師會は各府縣齒科醫師會並に齒科醫會の聯合團體にして現今に於ては齒科醫師會及び齒科醫會四十四個の加盟を以て成り事務所を東京市に設置せり而して同會は齒科衛生普及に關して左の如き主旨を發表せり。 輓近文化ノ進歩ニ連レ一般衛生思想ノ發達セルハ明カナリト雖モ而モ吾人人類ノ生活ニ直接間接重大關係ヲ有スル口腔衛生ノ實際ニ至ツテハ世人未ダ深ク其注意ヲ

拂ハサルノ傾向アリ之レ實ニ口腔衛生ガ全身ノ健康ニ密接ナル關係アルヲ解セザルノ結果ニ外ナラス而シテ口腔衛生ガ各個人ニ注意セラレト否トハ各個人ノ生命ニ影響スル處尠少ナラザルハ勿論延イテ國民ノ社會活動ニ重大ナル關係ヲ有スルハ明カナリ思フニ國民ノ將來ハ小中學及女學校ノ健否ニ就テ左右セラルモノト言フヲ得ヘク此意義ヨリシテ學校生徒父兄母姉ニ向ツテ衛生ニ關スル周密ナル注意ヲ與ヘ最善ナル衛生的習慣ヲ附スルハ刻下ノ急務タルヲ信ズ現今歐米各國ニ於テハ既に此點ニ留意シ學齡兒童ノ口腔衛生ニ諸種ノ設備ヲ施シ且ツ實行シツ、アルナリ、翻テ試ミニ東京市ニ於ケル學齡兒童ノ齒牙検査ノ統計ヲ見ルニ齶蝕ヲ有スルモノ實ニ百人中八十八人ノ多キニセルモ如何ニ學齡兒童ノ口腔衛生力不良ノ状態ニアルカヲ想像スルニ足ラン此等ハ將來國民體育ノ健全ナル發達ヲ期スル上ニ於テ實ニ寒心ノ至リニ堪ヘス即其局ニアル者ノ國民衛生思想ノ發達ヲ促進スルノ切要ナルハ固ヨリ言フヲ待タズ本會ノ事業トシテ茲ニ齒科衛生普及ヲ實行シツ、アル主旨モ亦要スルニ此一點ニアルモノナリ。

この主旨の下に大正三年十一月以降口腔衛生に關する講演會は幻燈畫板及び衛生活動寫真等を使用して廣く世の需めに應ぜるのみならず同會は口腔衛生展覽會を開催し又は其標本模型を貸與しつゝあり而して大正三年十一月より七年十月に至る期間内に展覽會を開催すること一四回にして其の入場者總數四〇一、二、三七九人に達

せり、又前記講演會は開催數四八二回にして、入場者總數三九四、〇九四人なりと云ふ、尚ほ同會は學校生徒及兒童の通俗讀み物として、小學兒童用は、齒の養生と題せる小冊子を約五十萬部印刷して二回に配布し、中學校生徒用としては、齒の衛生と題せる冊子二十一萬部を配布せり。

茲に著者は個人及團體が右の如く衛生普及の運動に著手せる間に、法規による學童齒牙監督上には如何なる變遷をなせしやを一言せん。從來本邦に於ける學生生徒及兒童の齒牙は、毎年四月に行ふ身體検査に際して診査さるゝとなるが、明治四十四年迄は、齒牙は齲齒の有無を検査すべしとの規定に基づきて、極めて簡單に學校醫の手にて執行せられ居たり。此の規定を以てしては、齒牙の検査は被檢者をして必ずしも開口せしむるの要なし、即ち相當年齢に達せし者にして、信頼し得べき被檢者に就きては、君は齲齒を有するやとの問を發して、然り或は否との答へを得れば、規定の事項だけは事済みとなる可し。勿論斯の如き事實は之れ無からんも、推論し得る丈には何人も否定せざる可し。然るに右の規定は明治四十五年省令第一號を以て改正せられて、齒牙は齲齒に就き検査すべしとなり、更に身體検査票中齒牙の欄には、齲齒數を上下顎に分ちて記入し、之を被檢者若しくは其の父兄に交付するのみならず、本人に對する注意事項を指示するの欄を設けたり。此の改正を従前の規定に比せば、齒牙に關しては検査者の手數は著しく繁雜となりしが如し、然れども之を歐米に於ける學校齒牙の検査手續若しくは

検査票等と對比せんか、其の間著しき差違あり、吾人は身體検査規定が、時の推移と共に次第に改善せらるゝの趨勢に在るを喜ばざるを得ず。然れども本邦の學校にて行ふ齒牙の衛生監督は、猶未だ充分ならず、現在の狀態にては身體検査は生徒の身體狀態を知るに止まり、其の處置と治療と教育上の利用方面には徹底せざる所尠ならず、例へば齒牙検査に關する現行規程の實際の現はれば、兒童の家庭は其の兒が上下顎別に齲齒幾個ありとの通信を受くるに止まり、其の處置に就きて何等の指示をなさず、又よし特に注意事項欄に記載ありとも、其の指示に従つて家庭が如何なる程度に順應するやの監視を缺ぐを以て、恐らく一ヶ年を経過したる翌年の検査に際して、始めて前年の指示事項が新たなる注意を惹くに非らざるなきか。斯くて齲齒は年毎に數へられし儘にて殘さるゝ嫌あらん要するに現時の身體検査は、其の検査の後始末に於て完からず、殊に齒牙に關しては一般世間が善良なる衛生的習慣を有せざるを以て、更に數歩を學校生活時代に於て進むの必要あるを認む、別言せば學校には齒科専門家の接近を必要とし、齒科運動の波濤が猛烈に打ち寄せざる可からず、若し夫れ將來の學兒が齒科専門家の手によりて検査も處置も行はるゝに至らば、兒童の享受する幸福は蓋し甚大なるものあるべし。學校齒科治療所の施設の如きに至つては、現狀打破の最良法として、一日も速かに實行せられんことを希望して止まず、彼のロヂェスター治療院の幹部が發表したる希望と實行方法こそ、吾人が就きて學ばんとする所なり、吾人が齒牙衛生に關して

進む可き途は既に開かれたり、其の方法は學び得べく、其の組織は轉化し得べし、然るに我が學童の齒牙乃至口腔衛生が、進む可くして進まざる所以は將して何に原因するか、同人の活動鈍き爲めなりや、公衆の未だ醒めざるによるか、將た又法規上の新轉を缺ぐに基づくか。

本邦に於ける、都會病は既に顯著なる事實として認めらるるに至れり、而して都會兒童の口腔は彌が上にも悪化せんぞす、此の時に當り都會地に於ける齒科専門醫の員數は最早や此の方面の運動と其の方面の施設とに應ずべく手不足を感ずることなし、唯必要なるは當事者の英斷ある理解のみ。

學校看護婦——學校衛生監督の歴史を按ずるに、學校醫と學校看護婦との制度は、國によりて其の發達に前後あり、英國に於ては看護婦は校醫に先んじて學校に立ち入りたるものゝ如し、而して米國に於ては正に其の逆なり、而して學校看護婦なる制度の濫觴は看護婦の家庭訪問なりと云ふ可く、看護婦の家庭訪問は英國にては一八六〇年頃に起り、米國にては一八七七年に生まれり、即ちニコロフ教會が熟練看護婦をして貧民訪問をなさしめたるは、恐らく米國に於ける最初の事件なるべし、然れども一九〇五年以前に於ける此の種の運動は蓋し散在性のものたるに過ぎず、其の以後に至りて始めて可なりとの進歩を爲せしなり。

現今の學校看護婦制は一八八七年リバープールに創まりしが、當時は皆有志者の事

業なりき、然るに一九〇一年に至りて初めて倫敦にて有給學校看護婦を採用せり、是れ實に現制度の嚆矢と云ふべし。

倫敦の先例は其の後廣く英國及米國に於て襲踏せられて、遂に此の慣例は獨逸及瑞西にも擴がり行きたり、而して獨逸にてはプレストラウの<sup>(1)</sup>エベック及びシヤルロッチンブルグの<sup>(2)</sup>ポルコーによりて創めて推稱せられ、遂に一九〇八年五月にはシヤルロッチンブルグ市廳は學校看護婦を任用するに至れり、次で一九一一年ドレスデンにて開催せられたる獨逸學校醫會の席上にては、ポルコーは學校看護婦制度の優良なる成績に就きて開陳する所ありき、其の後スツトガルト・マンハイム・プレストラウ其他大小都市に於て、本制度の實施は擴張せり、而して此等の學校看護婦は兒童の家庭内にも入り込み、人の母の顧問となり、或は虱を取る方法を教示し、或は耳だれを注射器にて洗ふ方法を教へ、又は兒童を施療院に伴ふ事あり、要するに看護婦は校醫の勸告する治療其の他の方法が實行せらるゝやう監視し、費用の負擔に堪へざるもの又は經濟上其の力有るものに相應して、夫々の處置をなすものとす、斯くて學校兒童の衛生監督事業は此の學校看護婦の設置によりて、一段の進歩を劃したりと云ふ可し、理論に偏し看板に流れんとせし學校衛生は、本制度に依りて實行方面の開拓に一便法を見出したるなり、之を要するに學校に於ける衛生法は、常に其の法則の教示にのみ止まらしめず、進んで教練せしめ、實地に習得せしめ、其の日常生活に實際上の應用を見て始めて始めて満足なる效果

(1) Oebecke  
(2) Poalkou

を望み得可し、故を以て學校醫の萬般の努力と勸告とは、兒童の肉體精神上に事實上の變化を結果せずんば、校醫の勤勞は眞に報わられたるものと云ひ能はず、茲に於てか學校看護婦の制度は、此の實行方面の利益を收め得る點に於て、偉效ある制度と見做さる。標準以下の兒童―學校には所謂學校病なるものありと認められし事は、學校醫を置くに至りし一原因なりしが、其の後學校醫の仕事も次第に擴大し、獨逸にては未だ學校に入學せざる兒童に對しても亦た入學前の身體検査を行ふ事となれり、一八九八年より一八九九年に至るウースバーデンの學校記録を検するに、學校に入る九七〇名の兒童の中、五割は普通の健康状態に在りし事を證せり、然るに一九〇一年より一九〇二年に至る間に於ては、八三三名の中六割四分は普通の標準以下なりき、嘗てドレスデンにては、父兄に就きて其の兒童の健康状態を確かむる事を慣例とせしが、學校に入り來る兒童の一割六分は病的なりしこと知られたり、然るに衛生監督の始まり以來、此の割合は甚だしく上りたり、例へば一九〇一年にはドレスデンの第三學區に於ける六六四名の兒童の中、其の四割四分二厘七毛は病的なりしと云ふ、又一九〇二年には入學兒童四七九名中、七割九分一毛は標準以下なる事知られたり、斯の如く割合の次第に上昇するは結局年を追ふて検査の十分に行はるゝに至りし爲めなり、而して是れ却つて兒童の健康を保持し且つ之を増進せんが爲め、各般の施設を講ずるの必要を立證するものと云ふ可し、多數の兒童が教室の仕事に不適當なる身體を有する事の發見せらるゝは、

是れ身體検査の賜なり、此の結果を收めてこそ身體検査も有意味となるなり、一九〇〇年初めて伯林の諸學校にて身體検査を行ひし時には、二五〇〇名中三〇〇名は在學に適せざるものなりき、而して其の不適當なる兒童の多數は、例へば猩紅熱の如き重症より恢復の後未だ一般的虚弱の状態を脱せざるものか、或は佝僂病若くは貧血等に罹れるものゝみなりき、換言せば醫師ならでは診定し難き身體状態を有するものゝみなりしなり、學校衛生監督の一面は、如斯にして醫師の手を離れ能はざるなり。

## 第四編 教師の衛生

### 第一章 概論

教師の衛生中には各種の學校と各般の事情とを論せざる可からざるを以て爰には唯大體の考察に止めんと欲す。抑教師の職たる主として精神的作業にして之を他の精神的作業と比較するに其の勞甚だ多きものなり。教師が多數の兒童を受持ちて其の精神を啓發調養する間には世人の窺ひ知り能はざる精神の緊張は不斷に行はる。而して生徒の外其の父兄に對し或は校長並に同僚關係の下に或は視學・學務委員等に對しての心勞も加はり且つは社會的の事情によりて加重せらる。然かも學校教師の職は學校一日の授業を終へたりとも猶ほ幾多の殘務あり例へば生徒の誤りを正し或は教案を作製し又は宿題・試験其他の處理をなさざる可からず之に加ふるに智識慾の最も旺盛なるべき職業柄として教育・心理・病理乃至は衛生等あらゆる方面の智識の補成を止むる能はず。况んや進んで新地位を獲得せんと志望するものに於てをや斯くて教師の間には過勞の問題起り疾病對抗力の減退を結果し果ては肺結核の問題も惹起せらる。なり彼の塵多き教室に多數の兒童對手に長き年月を通じて發聲し長き期間に亘りて屋内生活に沈み良からぬ空氣を呼吸して其の精神を勞す強健なる人に非ずして何ぞ教

職に堪へんや是れ吾人が常に強健を以て教員資格の第一に置く所以なり然らずんば教職は教師自身を斃し其の害は遂に生徒に迄及ぶべきなり。從來歐米にて教師の疾病として數へ擧げられしものは神經衰弱症・呼吸器病殊に咽喉病及び肺病等なり又男女教師間の罹病率の如きも各國區々にして或は男子の疾病缺勤は女子を凌駕すと説き或は月經の攝生困難なるが爲めに罹病率は男子よりも女子高しと論せり。このコーパーの記述によれば、パツリアに於ける結核の死亡率は男教員一・三%にして女教員は一・五%なり。但し此の率は一般平均よりも遙かに低位に在り然れどもこのシユミットの説によれば、教職に在るものは之を他の精神作業者に比して結核に罹り易し是れ通氣不良にして塵埃多き戸内生活に歸因すと吾人をして言はしむればシユミットが擧げたる原因以外に猶ほ幾多の加害原因の存するを認む。就中重要なるは教職者の榮養及び休憩の問題なり。別言せば教員の過勞問題は是れなり。然れども茲に此等の諸問題を詳細に論せんには猶ほ材料の足らざる恨みあり吾人は將來に向つて攻學上の希望を保留せざるを得ず。

### 第二章 小學校教員の身體狀態並に肺結核

小學校教員の身體狀況並に肺結核關係を知らんが爲めに特に試みられたる身體検査は二回に分る。第一回は明治四十五年六月より七月に亘りて行ひたるA縣下の小學

(1) G. M. Kober.  
(2) Schmidt.

教員身體検査にして、醫學士藤井靜英・丸茂猛・太田正雄三君と著者の共同作業に係はるものなり、第二回は大正元年十月より十一月に亘りて行ひたるB縣下の小學教員身體検査にして、岡山醫學專門學校醫學士松本真治・三浦賢柳・横山繁・芳賀正則四君と著者の手によりて遂行せられたり、其の検査の成績を左に掲ぐ。

第一 A縣下小學教員の身體検査成績

一、ピルケー反應を本検査に採用したる理由

本小學校教師身體検査は、教師の疾病検査特に結核症就中肺結核症の検査を主眼として行へり、然れども本検査の實施に當りては、右結核症の検査なる主意を示すことなくして検査すべき要約を有せり、故を以て喀痰検査の如きを行はず、臨牀的診斷法を主とし、之にピルケー皮膚反應試験を添加せり、但し結核の早期診斷法として茲にピルケー皮膚反應試験を採用せしことには、左の理由を有す。

昔は全身の羸瘦・淋巴腺の腫脹を以て肺結核の特徴なりとせり、然れども解剖上著明の結核にして然も淋巴腺の腫脹を缺くものあり、殊に腋下腺に於て然り、又全身の羸瘦も結核の診斷に對して何等の目標を與ふるものにあらず、蓋し體軀強大にして筋肉或は脂肪組織の發育旺盛なるも尙ほ結核を有すること頗る多ければなり。

次に體重の減少・全身倦怠・夜間の盜汗或は變化し易き氣分等を以て結核の初期を診斷せる時代ありしも、直ちに之を以て肺結核を診斷すべからず、蓋し此等臨牀的症候は單純なる胃腸の障害或は神經衰弱に於ても屢々遭遇する所なればなり。

(1) v. Pirquet.

更に進んで顔貌の蒼白・咳嗽或は咯血等を來すに至れば臨牀的には明に結核症狀を呈せるものなれども、之を以て亦直ちに肺結核なりと連斷すべからず、蓋し咯血は單純なる氣管支加答兒にも來ることあり、或は氣管支擴張に因することあり、或は血栓生成・肺臟デストマに來ることあり、又咯血を稱して其實吐血なることも多ければなり。

次に(1)クレイニツヒ或は(2)ゴールドシャイデル等の案出せる打診法あり、抑も打診の法たる之を以て唯一の診斷に資する價值ありませば、最も簡易なる良法なれども、其の技術たる頗る困難にして大なる熟練を要するのみならず、實際何等の變化なくして然も打診音に變化を來すことあるは諸大家の既に相繼で報告せる所なりとす。

呼吸音殊に呼吸の延長並に水泡音を以て肺結核の唯一の聽診的診斷法とせる時代あり、元來呼吸の延長は肺組織に浸潤あるに來り、水泡音は氣管支内に蓄積せる分泌物が呼吸の爲に分裂さるる際に起るものなり、故に此等の症狀は氣管支加答兒に於て最も多く聽取する所、亦之を以て肺結核の診斷を下すべき寸毫の差誤なき標準とするに足らざるなり。

喀痰中に結核の病原たる結核菌を検出するを得ば、其の診斷最も確實なり、然れども喀痰中に結核菌を容易く證明し得るが如き場合に於ては、患者は既に末期にありて、到底之を治癒せしむること能はざるは勿論、其の周圍に對する危険も亦頗る恐るべきものなり、而して肺結核の初期に於ては、喀痰中に結核菌を證明すること能はざるを通例とす。

茲に於てか動物試験法或は幾多の増殖法なるもの相次で案出せらるるに至れり、動物試験法は其の成功せる場合に於ても、其の診斷は之れを二週間以上に待たざるべからざるの不便あり、増殖

(1) Krönig.  
(2) Goldscheider.



法には(1)ランゲ、ニツシエ法或ハ(2)ウーレンフートの「アンチフォルミン、リグロイン法」(3)レフレルの「アンチフォルミン、クロールホルム法」(4)エルランドセンの「ペブシン消化法」(5)スベンダレルの「トリブシン消化法」及びX光線診定法等あれども、此等の方法は常に時間を要するのみならず、又試薬・諸種の器械或は孵卵器等を備へざれば以て其の結果を見る能はず、然かも右の諸法中には其の結果に於て別に何等の優點なきを實驗せる諸士の報告も存す。

(6)カルメットの「コブラ毒反応は結核診断に一新紀元を劃したるものなり、同氏は結核患者の血清中には「コブラ毒の溶血作用を能動性とする一種の物質あることを發見し之を以て結核の診断に資すべきことを主張せり、然れども結核ならざる他の患者の血清も亦此の反応を呈するものあり故に之を以て特種の反應とすこ能はず。

其他凝集反應或は補體結合試驗等幾多方法の提出せらるるあり、雖も是れ亦特種の反應とす能はず、蓋し現時の詳細なる研究に依れば、凝集素並に「アンチツベルクリン」の存在は疑問に屬すればなり。

然らば結核の診断法上本調査に添加すべきものはなきか、茲に一縷の望みを窺ち得たるものは「ツベルクリン」の過敏症反應なり、ツベルクリン反應は(7)コッフの注射法に創まり、(8)モーローの皮膚反應、(9)カルメットの眼瞼反應或は(10)ビルケイの皮膚反應あり、コッフの注射法は局所の炎症・全身の發熱等を惹起して患者に苦痛を與ふるこも多し、モーローの皮膚反應は皮膚の抵抗力如何に依て反應の程度を異にし、結核病竈を有するにも拘らず時として陰性に終るこもあり、ビルケイの皮膚反應は必ずしも現在の結核病竈に關せず、又現在の結核病竈が能動性なるや否やを判定するに足らず

- (1) Lange-Nische.
- (2) Uhlenhuth.
- (3) Löffler.
- (4) Erlandsen.
- (5) Spengler.
- (6) Calmett.
- (7) Koch, R.
- (8) Moro.
- (9) Pirquet, v.

させらるるも、臨牀的に疑はしき變化を見出したる場合に於て、之れが果して結核なるや否やを區別する資料を得んには、危険な苦痛なくして最も鋭敏なる試薬たり、且つ該反應は皮膚に分布せる表在性淋巴管に達するを得ば、別に觀血的處置を要せざるの利あり、是れ何人にも適用し易き所以にして且つツベルクリンの濃度に正比例して現はるる反應なるが故に、斯かる場合に際して其の結核性なるや否やを定むるには一部の参考資料たらずんば、是れ余等が結核診断を確定せんとする場合に於てビルケイ反應試験を添へたる所以なりとす。

一、検査箇所

検査日数等の關係より縣下全體に互るこも能はざるを以て、検査箇所をA縣下に於てはA市並A郡一郡とせり。

一、検査學校數

検査を施行せし學校數はA市に於て四校、A郡内に於て三十三校なり。

一、検査人員

被検査教師數はA市に於て男三十九人、女二十三人、計六十二人、A郡に於て男百四十八人、女三十七人、計百八十五人。

一、年齢

被検査教師の年齢は、男教師にありては十六歳より七十歳に互り、女教師にありては十八歳より五十八歳に互る。

一、勤続年數





|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 九 | 八 | 七 | 六 |
| 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 |
| 六 | 五 | 四 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 |
| 六 | 五 | 四 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 合 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 計 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |
| 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 | 十 |
| 六 | 五 | 四 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 | 年 |

備考 括弧内の数字は薄弱者に係るものを再掲したるものとす。  
 右の表は勤続年数と年齢との関係及薄弱者の勤続年数と年齢の關係を示すものなり而して勤続年数を毎五年に区分し之に對する薄弱者の百分比例を示せば左の如し。

|          |               |
|----------|---------------|
| 勤続年数     | 検査人員百ニ對スル薄弱者  |
| 五年以下の者   | 男 一・一五 女 一・二八 |
| 六年以上の者   | 男 一七・九 女 一六・七 |
| 十一年以上の者  | 男 二〇・〇 女 三三・三 |
| 十六年以上の者  | 男 一三・一 女 一八・八 |
| 二十一年以上の者 | 男 一八・八 女 六・三  |
| 二十六年以上の者 | 男 六・三 女 一・一   |

之に依りて考ふるべきは勤続年数の多き者は最初の五箇年以下の勤続者に比し比較的薄弱者の増加を示すが如し、雖も検査人員の少数なることよりして未だ俄かに断定し能はざるものあり。

一、教師ノ疾病

検査の際発見したる疾病は左の如し。

| 病名                | 市  |    | 郡  |    | 計  |
|-------------------|----|----|----|----|----|
|                   | 男  | 女  | 男  | 女  |    |
| 脚氣                | 二  | 一  | 三  | 三  | 六  |
| 助膜炎(慢性症及恢復後ノ者ヲ含ム) | 三  | 二  | 一  | 四  | 二二 |
| 肺腫                | 八  | 四  | 五  | 一  | 一五 |
| 喉病                | 九  | 七  | 〇  | 一  | 一六 |
| 恢復後ノ盲腸炎           | 一  | 一  | 九  | 一  | 一二 |
| 肺結核(肺炎加答兒ヲ含ム)     | 三  | 一  | 一  | 一  | 一五 |
| 鼻疾                | 一  | 一  | 一  | 一  | 四  |
| 耳疾                | 一  | 一  | 一  | 一  | 二  |
| 氣管支加答兒疾           | 一  | 一  | 一  | 一  | 二  |
| 頸指腸               | 一  | 一  | 一  | 一  | 二  |
| 十指腸               | 一  | 一  | 一  | 一  | 二  |
| 温疹                | 一  | 一  | 一  | 一  | 二  |
| 計                 | 二二 | 一四 | 二二 | 一四 | 二二 |

| 病名   | 市 | 郡 | 計 |
|------|---|---|---|
| 神經衰弱 | 一 | 一 | 二 |
| 胃病   | 一 | 一 | 二 |
| 貧血   | 一 | 一 | 二 |
| 骨節痛  | 一 | 一 | 二 |
| 合計   | 二 | 二 | 四 |

右疾病中助膜炎は多くは既に経過したる助膜炎にして、即ち郡部男十三人の内四人、市部男三人の内一人、郡部女四人の内一人を除くの外は皆恢復後の助膜炎にして、現在症として認むべき者の體格年齢並にビルケイ反應成績は左の如し。

| 市郡別 | 體格 | 年齢 | 勤続年數 | 對照 | ビルケイ反應 | 性別 | 患者 |
|-----|----|----|------|----|--------|----|----|
| 郡   | 強健 | 二〇 | 二    | 一  | (+)    | 男  | A  |
| 同   | 中等 | 四二 | 三    | 一  | (+)    | 同  | B  |
| 同   | 同  | 二八 | 四    | 一  | (+)    | 同  | C  |
| 同   | 同  | 二七 | 二    | 一  | (+)    | 同  | D  |
| 市   | 同  | 二五 | 二    | 一  | (+)    | 同  | E  |
| 郡   | 同  | 二一 | 一    | 一  | (+)    | 女  | F  |

注意 表中(+)ノ附號ニ關スル解説ハ後文ニアリ。  
次に既に助膜炎の経過したり認めたるものに於ける同一關係は左の如し。  
第二章 小學校教員の身體狀態並に肺結核

| 市郡別 | 體格  | 年  | 勤続年數 | 對 | ビ<br>ル<br>ケ<br>ー<br>反<br>應 | 性<br>別 | 患<br>者 |
|-----|-----|----|------|---|----------------------------|--------|--------|
| 同 郡 | 中 等 | 三六 | 一三   | — | (+)                        | 男      | G      |
| 同 同 | 中 等 | 三九 | 二    | — | (+)                        | 同      | H      |
| 同 同 | 同 同 | 二四 | 四    | — | (+)                        | 同      | I      |
| 同 同 | 同 同 | 二一 | 二    | — | (+)                        | 同      | J      |
| 同 同 | 同 同 | 二二 | 四    | — | (+)                        | 同      | K      |
| 同 同 | 同 同 | 三三 | 二    | — | (+)                        | 同      | L      |
| 同 同 | 同 同 | 二二 | 一    | — | (+)                        | 同      | M      |
| 同 同 | 同 同 | 二五 | 四    | — | (+)                        | 同      | N      |
| 同 同 | 同 同 | 二一 | 一    | — | (+)                        | 同      | O      |
| 同 同 | 同 同 | 二七 | 七    | — | (+)                        | 同      | P      |
| 同 同 | 同 同 | 三〇 | 五    | — | (+)                        | 同      | Q      |
| 同 同 | 同 同 | 一八 | 一    | — | (+)                        | 女      | R      |
| 同 同 | 同 同 | 二四 | 三    | — | (+)                        | 同      | S      |
| 同 同 | 同 同 | 一九 | 一    | — | (+)                        | 同      | T      |
| 同 同 | 同 同 | 二五 | 四    | — | (+)                        | 同      | U      |
| 同 同 | 同 同 | 二六 | 三    | — | (+)                        | 同      | V      |

如斯にして肋膜炎患者の多くに於てビルケー反應の陽性なるを観るを得べし而して同患者十二人中反應の陰性なりしは僅かに三人に過ぎず且全被檢者に對する肋膜炎の百分比例は八九に當るを以て本病は注意すべき疾病の一に屬す。

次に肺氣腫(二名)は常に高聲を發する職業の人に屢々見る所の疾病にして、教職に在る者の中體操教師の如きは屢々本病を發す、猶ほ教室の餘りに長大なるか、或は學校が街路に近く市街の響音に依り靜肅を妨げられ、教師は常に餘儀なく高聲を發するが如き状態にある場合にも亦屢々本病を見るを得べし。

次に腺腫の多きは二四・七%の多きを示す、但し腺腫中には齶齒によりて誘發せられたるものも含めり。

次に咽喉病は實に三六・八%の多數に達せり、本病中主なるものは咽喉加答兒にして、尙扁桃腺炎等を含む而して本病は恐らく教職に附隨する一職業病と看做すべきものにして、各教師に食鹽水の含嗽を切に勸誘せし所なり、結核豫防上扁桃腺の注意を促す所の學説は少なからず、況んや教室内塵埃多き場合或は氣象不順にして氣温竝に湿度が時に隨て急變するA縣下の如きに於ては尙一層の注意を要する所以なりとす。

次に肺結核は本身體體検査の主眼とする所なれば、茲に項を分ちて記述せん。

一 肺結核  
本検査の際肺結核として診断せしもの十五人あり、即ち全被檢者に對し六・〇七%に當る而して此等十五人の體格・年齢・勤続年數竝にビルケー反應成績は左の如し。

| 市郡別 | 體格  | 年  | 勤続年數 | 對 | ビ<br>ル<br>ケ<br>ー<br>反<br>應 | 性<br>別 | 患<br>者<br>略<br>號 |
|-----|-----|----|------|---|----------------------------|--------|------------------|
| 同 郡 | 中 等 | 四五 | 五    | — | (+)                        | 男      | I                |
| 同 同 | 同 同 | 二六 | 一    | — | (+)                        | 同      | II               |



れたり而してビルケイは二五%の稀釋液を以て三百六十人の小兒に接種し其成績により哺乳兒より漸次年齢の進むと共に反應陽性の率の増加を認むるを得べく大人は殆ど總てが其の生涯中結核菌の感染を蒙りて感應過敏状態に在るものならんとの説明をなせり其後多數の學者相次で同一の研究報告をなし(1)マイニニ(2)は舊ツベルクリン八十倍の稀釋液を以て二百八人の患者に就きて試験を實施せり氏は被檢者を三別して左の如くせり。

- 第一類 結核菌を證明せる結核患者 二三人
  - 第二類 結核の疑ある者 七四人
  - 第三類 結核を認むべき點なき者 一一一人
- 而して反應の成績は左の如し。

|      |     |    |       |
|------|-----|----|-------|
| 反應陽性 | 第一類 | 一九 | 八二・六% |
|      | 第二類 | 六七 | 九〇・八% |
|      | 第三類 | 八九 | 八〇・一% |
| 反應陰性 | 第一類 | 四  | 一七・四% |
|      | 第二類 | 七  | 九・二%  |
|      | 第三類 | 二二 | 一九・九% |

故を以て第三類即臨牀上毫も結核を認む可らざる者にして八〇・二%の多數が陽性の反應を呈せる事實は注意すべき事柄にして(3)ネーグリー等の屍體解剖成績が屍體の九〇%は現存結核若くは既に経過せる結核病變を發見す云へる實見例證に一致するの事實なりとす我國に於ては本

(1) Maini.  
(2) Nigeli.

ビルケイ反應試験の發表と共に幾多の學者は其の研究に従事し各々其の成績を報じたりしが醫學博士佐多愛彦氏は明治四十一年に於て本反應の實見成績を報告して(東京醫學新誌第千五百二十八號)左の摘要をなせり。

- (一) 本反應症は結核と一定の關係あること疑なきに似たり。
- (二) 本反應は年齢と密接の關係あり、一年未満の幼兒には之なく、一年以上十五歳迄少數の發現あり、十五歳より二十歳に及び頓に加はり殆ど半數に在り、二十歳以上は殆ど全部に現はる。
- (三) 初生兒に該反應を缺くは非結核を證するものなるべし。
- (四) 小兒の年齢と共に反應者の増加するは恐らく結核傳染の時期を示すものならん。
- (五) 大人に於て其最大數に反應を起すは生死者の結核に對する近年の統計と其成績相一致するものなす。
- (六) 健康人の壯者にして之を缺くものは體格榮養共に結核の潜在を否定すべきものに於て見たり。
- (七) 初期肺結核患者にして此反應なきものは極めて稀にして、其一部は寧ろ陳舊結核の治癒を認むべきものなるに似たり。
- (八) 末期の重症結核に反應を缺くもの多き事實は豫後の判定に資すべし、而して其の由來或は凝集反應等の同關係と同じかるべき乎。
- (九) 本反應の眞價を判するには尙ほ多數の小兒及び健康成人並に結核病者に之を試用し、解剖の成績と對照して慎重の觀察を加へんことを要す。





如斯なるを以てビルケイ反應陽性の者實に七一・七%の多きに達せり而して明治四十四年醫學博士伊東祐彦氏が福岡市に於て行ひたる成績は、小學教員百人中七十五人の割合に陽性の反應を呈するこゝを報せるに(兒科雜誌第)偶然にも略ほ一致せる成績を示せり然れども本成績七一・七%を以て直ちに現に結核に罹れる者なりとすは不可なり伊東博士の言を藉りて解説を試みば現在其者が結核に罹り居らざるも嘗て結核に罹りて全治したるか又は殆き治療或臟器に結核菌を有するも結核組織より嚴重に包圍せられて現在はその活動を爲す能はざる所謂非働性の状態に在る者したる者にも陽性反應を呈すればなり又ノートマンの説に従へば年齢六歳以上に至れば非働性の結核増加す云へり故にA縣下の成績亦實に非働性の者又は全治したる者を混ぜるは疑ふべからず然れども伊東博士は働性云ひ非働性云稱するも亦皆結核たるこゝは同一なり即ち非働性のものも雖も或る機會に遭遇するときは直ちに働性に變じ得べきなり故に其の働性も非働性を論せず苟もツベルクリンの反應ある者は結核性の者認め常之に對する注意を怠らざる事極めて緊要なりと警告せり而して同一なる場合を論ぜる醫學博士柴山五郎作氏の説は其の實見を基礎として左の結論をなせり(細菌學雜誌)

- 一、反應陽性なる者は其の悉く結核なりや否やは猶ほ進んで精査するを要す殊に皮膚反應に於て然りしす而して之を解決するには幾多の精細なる剖檢に併せて此の反應發現の理由に關し多くの研究を要す即該反應は免疫反應なるか更言すれば特異反應なるか將た又單に過敏性の然らしむる所なる乎を決するに在りこす。
- 二、然れども高度の結核を除きて反應陰性なる場合には結核を否定し得べし。

三、以上の理由に據りて此反應は之を結核の診斷上に利用し得べし細言すれば彼の略痰中に結核菌を検出せざる場合閉鎖結核に肺結核を否定するこゝ能はざるも之を検出し得るこゝには確定に結核を診定し得ると同様の程度に於て此の反應を診斷上に利用し得可し之を以ての故に該反應陽性の者を以て悉皆結核視するは非なり。

此に於てかA縣下の七一・七%を以て直ちに皆結核視せざらんこゝを望む元より全數の二八・三%即A市男教師の二七・二%女教師の四七・八%A郡男教師の二七・一%女教師の三七・八%男女別合計にて男教師の二七・八%女教師の三〇・%は臨牀上に於てもビルケイ反應試驗に於ても正に結核を否定し得る程度のものたり而してビルケイ反應陽性にして臨牀上亦結核症ありとせし六〇七%十五人を以て本身體體検査の際発見したる結核患者なりと決定す尙ほ此等の十五人を含めるビルケイ反應陽性者即全教員數の七一・七%のものに向ては閉却し去る能はざる注意程度のものとなすを學校衛生上必要なりと信ず然れども驗本試驗の際使用せしコッホ氏舊ツベルクリン液は二種なり即原液並に二十五%稀釋液是なり故を以て全ビルケイ反應陽性なるものの中二五%液にて反應陰性なりしもの二十三人ありしこゝを記せざるべからず。

A市 男三人 女六人 A郡 男一〇人 女四人 計二十三人  
即全教師の九・七%は舊ツベルクリン二五%稀釋液にては反應陰性なるも原液を以てせば其の反應は陽性なりしものなり。

次にビルケイ反應が年齢増加に従ひ陽性者を増加するこゝは多數の學者によりて認められたる事實にして本身體體検査の際には左の如き關係を示せり。

| 年 齢   | A 市   |       | A 郡   |       | 合 計   |       | 總 計   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       | 男     | 女     | 男     | 女     | 男     | 女     |       |
| 二十歳未満 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 二十歳   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 二十歳以上 | 2,352 | 1,500 | 2,352 | 1,500 | 4,704 | 3,000 | 7,704 |
| 合計    | 2,352 | 1,500 | 2,352 | 1,500 | 4,704 | 3,000 | 7,704 |

即ち全數に就き考ふるべきは年齢の増加に従て次第にベルケイ反應の増加を示し、只五十歳以上にて少しく増加率の減少を見得べし。雖も、猶ほ二十歳未満に比し二倍以上に止まれり。然れども更に男女に分ち更に又市郡の男女別として表示する所を見るに、女子に於ては年齢の増加に反應關係の増加に並行せず。雖も男子に於ては其の相並行して増加する状態を窺ふを得べし。女子の如斯關係を示せるは検査人員の少數なる爲めか或は又其の他に原因する所あるか俄かに定め能はざる所なり。

第二 B 縣下小學校教員身體検査成績

一、検査方法

検査方法はA縣下に於ける同一なり。想ふに此の種の調査は、検査者と被検査者間の承諾關係によりて初めて検査を實行し得べき性質のものにして、此の間一の法規なく又檢身を強要し得可か

らざるを以て調査は困難なり。雖も幸ひにして各地の小學校教師は此の機會を利用して自衛上の資料を得んごし、寧ろ進んで本検査に應ぜしかば非常なる困難を感じることも無くて完了するを得たり。

一、検査箇所及検査學校數

一市一郡を選定し、市にて六校、郡部にて三十校、之に師範學校を加へて三十八校なり。

一、検査人員

市内にて小學男教員一四名、女教員三三名、郡部にて男一三八名、女六九名、師範學校男教員六三名、女一三名、合計四〇三名なり。

一、年齢

被検査者の年齢は、男は十九歳以上五十八歳に亘り、女は十九歳以上四十七歳に至る。

一、勤続年數

被検査者の勤続年數は、男の最多年數三十八年にして、女は三十三年なり。

一、體格種別

A縣下の場合と等しく、體格を強健・中等・薄弱の三種に分ち、其の評定の基礎は主としてビーネ式に據り、之にオッペンハイマー式の要素たる上膊圍をも參照し、未丁年教員に向つては全國學生を徒の中等發育度を基礎とし、之にビーネ及びオッペンハイマー兩氏の要求する率に従ひ、我が國の標準體格表を作成せしものを應用して評價をなしたり。

以上の如くにして検査したるB縣下の小學校教員の體格は左の如し。









(二)小學校女教員に在りては、最多の人員を占むる年齢は二十歳以上二十九歳迄の間に於て、其の薄弱者は一三・〇%強なり。

(三)小學校男教員にして四十歳以上の者の薄弱者は比較的減少するものゝ如し。

第三 在職年數と體格

(一)小學校男教員の在職年數中、薄弱者を最も多く有する年數は、六年以上十年に至る間に於て、二二・五%の薄弱者あり。

(二)小學校女教員の在職年數中、薄弱者を最も多く有する年數は、六年以上十年に至る間に於て、一三・三%の薄弱者あり。

第四 肺結核

(一)小學校全教員中肺結核患者は六・二%なり。

(二)小學校男教員中肺結核患者は六・四%なり。

(三)小學校女教員中肺結核患者は五・六%なり。

(四)小學校全教員薄弱者中肺結核患者は二四・四%にして、中等者中の肺結核患者四・七%に比し五倍以上に當れり。

第五 ビルケ―皮膚反應

(一)小學校全教員中ビルケ―反應陽性者は六三・九%なり。

(二)小學校男教員中ビルケ―反應陽性者は六九・二%なり。

(三)小學校女教員中ビルケ―反應陽性者は四九・四%なり。

第六 ビルケ―反應陽性者と肺結核

(一)小學校全教員中のビルケ―反應陽性者に對し全教員肺結核患者は九・六%なり。

(二)小學校男教員中のビルケ―反應陽性者に對し男教員肺結核患者は九・二%なり。

(三)小學校女教員中のビルケ―反應陽性者に對し女教員肺結核患者は一・三%なり。

第七 疾病

(一)小學校教員中疾病を有する者は五六・九%あり。

(二)小學校教員にありて最も多き疾病は咽喉病二四%にして、次は腺腫一四・六%、肺結核六・二%、肋膜炎四・三%等主なるものなり。

以上の成績によりて、小學校教員の身體狀況に結核症との關係は、其の大體を知り得たり、同時に教員の採るべき自衛上の方向は稍々明瞭となれり、尙ほ此の方面に關しては荒井醫學士の臺灣學校教員の身體検査成績及び北博士の大阪市小學校教員其他の身體検査成績等あり、而して北博士の検査は男女合計一六九五名、内男一〇八五名、女六一〇名にして、明治四十年に著手し、翌年七月に終了されたり、其の検査の結論左の如し。

一、本市小學校裁縫學校及幼稚園ノ教員保姆(以下是等ヲ單ニ教員ト稱ス)年齡十七歳ヨリ六十二歳ナルモノ、平均身長ハ男ニ在リテハ、一五七・一仙、(女ニ在リテハ、一四七・五仙、(四九)ニシテ、



- 其體重ハ男ニ在リテハ、五三・七(一四)一八四(女ニアリテハ四七・〇(一五)一五〇(一)ナリ
- 二、中年ノ本市教員ハ、文部省直轄學校學生々徒ニ比シ、身長約男ニ於テ一寸、女ニ於テ五分少ナク、體重ハ男女共ニ約二七・八(多シ、即チ後者ニ比シ體格良ナリ)
- 三、二十一歳ノ本市男教員ハ本市徵兵壯丁ニ比シ、身長同等ナルモ、體重約四百目多キヲ見ル、即チ本市教員ノ發育狀態ハ劣等ナルモノニアラズ
- 四、本市教員ノ胸圍ハ、男ニアリテハ常時七八・九(充盈八三・七、空虛七五・九、差七・八、女ニ在リテハ常時七五・七(充盈八〇・四、空虛七三・〇、差七・四ニシテ、辛シク身長ノ半バ以上ニ達ス)
- 五、中年ノ本市教員ノ胸圍ハ、文部省直轄學校學生々徒男女ニ比シ男ニ在リテハ少ナク、女ニアリテハ多シ、是レ前者ハ肺及胸部ノ運動不足ニ基キ、後者ニ既婚婦多ク乳房ノ發育良ナルニヨルナルベシ
- 六、本市教員ノ胸圍ハ、比較的少ナク、即チ胸部ノ發育良ナラザルモノト認ム
- 七、男女共ニ二十歳以前ハ胸圍少ナキモ、充盈空虛ノ差大ナリ、即チ彈力ニ富ムヲ示ス、以後年齢ヲ増スニ從テ之レニ反ス
- 八、肺活量ハ平均男二七九三・八(女一九三八・二ニシテ、二十歳前及四十歳以後ニ少ナク、其中間時代ニ多シ)
- 九、本市男教員ノ肺活量ハ、其生命保險會社被保人ノモノニ比スルニ概シテ少ナシ
- 七以上ノ成績ヲ見ルニ、本市教員ハ身長體重其當ヲ得ルモ、肺活量及胸圍少ナクシテ、屋内ニ於テ精神的業務ニ從事シ、新鮮ナル空氣ヲ吸入スルコト、及ビ肺ノ活動少ナキ教員ニ對シテハ、

不良ナル現象ニシテ、將來大ニ其増法ヲ圖ルノ必要アリト認ム

十一、本市教員ノ體格ハ、男ニ在リテハ強健ナルモノ、四二・二(中等ナルモノ五六・三、薄弱ナルモノ一・五)ナリ、女ニ在リテハ男ニ比シ成績著シク不良ニシテ、強健僅ニ二九・一(中等六八・四)弱、薄弱二・五%ヲ算ス

十二、男ニ在リテハ二十年代、女ニ在リテハ十年代ニ於テ強健者多ク、薄弱少ナク、最モ體格ノ良好ナル時代ナルヲ示ス

十三、男女共ニ五十年代ニ至リ薄弱者ナク、強壯者若シクハ中等ナルモノ増加ス、是レ生存競争激シカラザルニヨルナランカ

十四、本市男教員ノ兩眼正視者ハ七一・七%、近視者ハ二五・三%、女教員ノ兩眼正視者ハ八〇・五%、近視者ハ一七・四%ナリ

十五、兩眼正視者ハ男ニ在リテハ高等學校、其他高等教育ヲ受クル生徒ヨリモ多ク、師範學校中學校生徒ヨリモ少ナシ、乃チ中等教育ヲ修了シタル以後ノモノトシテハ、約普通ノ成績ナル可シ、之ニ反シ女教員ニ在リテハ、女子高等師範學校女學校生徒ヨリモ少ナクシテ成績不良ナリ

十六、トラホーム患者ハ男八・八%、女七・五%ヲ算ス、是レ女ハ比較的體格清潔ニ保チ、細心個人衛生ニ注意スル結果ナランカ

十七、トラホーム患者ハ男女共ニ二十歳以前ニ多シ、是レ生徒時代ノ多數、トラホームノ繼續スル爲メナルガ如シ、二十歳以後ニハ頓ニ減ズ、是レ感染ノ機會減ズルト、充分ナル治療ヲ施シ

得ルトニヨルナル可シ

十八、本市教員、トラホーム患者數ハ、本邦小學校、中學校及ヒ高等學校程度ノ諸學校生徒ニ於ケルヨリモ少ナシト雖モ、獨逸諸學校或ハ一、二地方住民ニ比シ遙カニ多シ

十九、本市教員中肺結核、肺炎加答兒、極輕症ヲモ含ムニ罹カレルモノ男ニ於テ一、八%、女ニ於テ三、一%ニシテ、女子ニ著シク多數ナルヲ見ル

二十、前項肺炎加答兒ノ殊ニ二十歳以前ニ多キハ、恐ラク春機發動ノ影響ナル可シ、以後二十年代ニ於テ、頓ニ減ズルモ、再ビ年ヲ經ルニ從フテ漸次増加ス

二十一、前項肺炎加答兒ノ多キト、胸圍若シクハ肺活量ノ少キトハ、共ニ大ニ注意ス可キトス

二十二、本市男教員ニシテ既往ニ肋膜炎ニ罹レルモノ二、八%、女ニシテ同既往症ヲ有スルモノ一、六%ナリ、如斯クニ少ナキハ、其誘因少ナキニヨルナル可シ

### 第三章 教員の肺結核に因る死亡

本邦の死亡原因中最も注目せらるゝものは肺結核なり、而して今や肺結核は、年齢・性・階級・職業等を超越せる問題と見做さる、爰に一章を設けて教員の肺結核を説くも亦、教育方面の事業に關與するもの、間に本病に斃るる者の著しく多き事實を闡明ならしめ、以て大に衛るの要を知らしめんが爲めの爲。

文部省年報及び内閣統計局の調査せる諸統計を案するに、教育に關する業務者の肺結核死亡は、有業者一般の肺結核死亡の二倍半乃至三倍に相當し、有業者各職業別肺結核死亡中の第二位に在り、同時に教員死亡諸原因中の第一位を占む、即ち左表の如し。

肺結核死亡者調査

| 第一 人口ト結核          | 明治四十四年     | 同四十三年      | 同四十二年      | 同四十一年      | 同四十年       |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| (一) 人口            | 五、一四、三三〇   | 五、〇四、〇〇〇   | 四、九三、七〇〇   | 四、九、五八、三三七 | 四、九、〇九、二〇〇 |
| (二) 死亡者實數         | 一、三三、〇六六   | 一、〇六、三三三   | 一、〇九、二六六   | 一、〇二、九四七   | 一、〇六、七九九   |
| (三) 肺結核死亡者實數      | 八、〇、七六六    | 八、二、六五三    | 八、二、六三三    | 七、六、五八九    | 七、五、五四四    |
| (四) 人口千中死亡者比例     | 二、〇一       | 二、一        | 二、二        | 二、〇八       | 二、〇七       |
| (五) 人口千中肺結核死亡比例   | 一、六        | 一、六        | 一、七        | 一、五        | 一、五        |
| (六) 死亡者千中肺結核死亡比例  | 七、七        | 七、六        | 七、七        | 七、四        | 七、三        |
| 第二 教員ト結核          | 明治四十四年     | 同四十三年      | 同四十二年      | 同四十一年      | 同四十年       |
| (一) 教員            | 一、八六、七七六   | 一、八〇、三三八   | 一、七二、一〇六   | 一、六〇、八七八   | 一、四七、〇八六   |
| (二) 教員死亡者實數       | (一、五七、三三六) | (一、五三、〇一一) | (一、四七、三〇六) | (一、三三、三三七) | (一、三三、〇三六) |
| (三) 教員肺結核死亡者實數    | 一、一、五      | 一、一、〇      | 一、一、三      | 一、一、一      | 一、一、三      |
| (四) 教員千中死亡者比例     | 四、二八       | 四、八六       | 三、七七       | 三、五三       | 三、五三       |
| (五) 教員千中肺結核死亡比例   | 七、七        | 七、八        | 七、一        | 七、二        | 七、七        |
| (六) 教員死亡千中肺結核死亡比例 | 三、〇〇       | 三、三        | 三、二        | 三、二        | 三、二        |
| (七) 有業者死亡千中比例     | 一、一七       | 一、一        | 一、一        | 一、一        | 一、一        |

(本表教員ト稱スルハ教育ニ關スル業務者ヲ總稱スルモノトス)

第三章 教員の肺結核に因る死亡

教育に關する業務者死因別 (死亡比中各病)

| 死 亡 原 因              | 明治四十四年 | 同 四十三年 | 同 四十二年 | 同 四十一年 | 同 四十年 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| (一) 肺 結 核            | 三〇〇・四  | 三四四・七  | 三〇七・八  | 三〇五・九  | 三一〇・五 |
| (二) 結 核 性 腦 膜 炎      | 九・八    | 一一・三   | 一六・三   | 一三・〇   | 一一・四  |
| (三) 肺 結 核            | 四四・九   | 二二・七   | 二二・一   | 三七・二   | 三二・五  |
| (四) 他ノ腦器ノ結核          | 一二・六   | 二四・一   | 二五・三   | 二・六    | 六・二   |
| (五) 出 血 及 腦 軟 化      | 四四・二   | 六五・二   | 五五・五   | 六四・〇   | 七二・二  |
| (六) 腦 膜 炎            | 三一・六   | 二七・〇   | 三一・〇   | 三二・八   | 三六・九  |
| (七) 他ノ神經系ノ疾患         | 三〇・二   | 三四・〇   | 三一・八   | 一一・二   | 七・九   |
| (八) 肺 炎 及 氣 管 支 肺 炎  | 五六・八   | 五〇・四   | 四九・〇   | 五一・九   | 四一・三  |
| (九) 慢 性 氣 管 支 炎      | 二二・五   | 八・五    | 一六・三   | 一〇・四   | 一一・〇  |
| (一〇) 他ノ呼吸器疾患         | 三三・〇   | 三〇・五   | 四二・五   | 五三・六   | 四九・三  |
| (一一) 腹 腔 炎           | 三九・三   | 三二・六   | 三〇・二   | 四〇・六   | 四三・一  |
| (一二) 腸 瘻 及 腸 疝       | 五〇・五   | 三七・六   | 三〇・二   | 二六・八   | 二二・八  |
| (一三) 下 痢 及 腸 炎       | 三二・三   | 二七・〇   | 二九・四   | 二五・一   | 三六・九  |
| (一四) 胃 疾 患           | 一九・七   | 二二・七   | 二二・二   | 二七・六   | 二八・二  |
| (一五) 心 臟 ノ器質的疾患      | 三三・七   | 二七・〇   | 二六・九   | 二八・五   | 二九・〇  |
| (一六) 腎 臟 炎 及 プライト氏 病 | 二九・五   | 二二・七   | 三六・七   | 二五・一   | 二九・〇  |
| (一七) 腦 氣 腫           | 四〇・〇   | 三一・二   | 二六・九   | 二五・九   | 三〇・八  |
| (一八) 脚 氣             | 七・七    | 一四・二   | 二六・一   | 二四・二   | 一五・〇  |

各職業別死亡者中肺結核死亡者 (各職業死亡比千中)

| 職 業 別                             | 明治四十四年度 | 同 四十三年  | 同 四十二年  | 同 四十一年  | 同 四十年   |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (一) 彫 刻 版 石 版 木 版 等ノ 刷 版 及 寫 眞 業  | 四二二・〇   | 四三九・二   | 四三二・四   | 三八七・二   | 四三一・九   |
| (二) 教 育 關 スル 業                    | 三〇〇・四   | 三四四・七   | 三〇七・八   | 三〇五・九   | 三一〇・九   |
| (三) 綿 糸 織 物 編 物 等 製 造 業           | 三二二・二   | 二七三・〇   | 二九二・三   | 三〇〇・三   | 二九四・三   |
| (四) 機 械 器 具 製 造 業                 | 二六二・四   | 二七一・一   | 二七二・〇   | 二三五・二   | 二三一・五   |
| (五) 列 記 外 ノ 工 業                   | 二七六・一   | 二六三・七   | 二六六・八   | 二三八・〇   | 三五二・九   |
| (六) 製 服 及 身 ノ 廻 リ 品 造 洗 滌 湯 熨 斗 業 | 二九一・五   | 二八〇・七   | 二五九・〇   | 二六四・五   | 二六〇・一   |
| (七) 金 屬 關 スル 製 造 業                | 二二二・五   | 二二二・三   | 二一八・五   | 二一六・〇   | 二二四・二   |
| (八) 紙 皮 革 製 履 關 スル 製 造 業          | 二二六・〇   | 二二六・一   | 二〇九・〇   | 二〇七・〇   | 二二二・四   |
| (九) 公 務 及 自 由 業 (二) 及 (五)ヲ 除ク     | 一八一・五   | 一八六・三   | 一八四・七   | 一八五・五   | 一七八・九   |
| (一〇) 土 石 類 ノ 採 取 及 製 造 業          | 一七九・二   | 一八一・六   | 一八二・九   | 一六七・四   | 一八一・六   |
| (一一) 海 産 物 其ノ準備消色錠ニ懸業             | 一八二・〇   | 一七八・九   | 一七七・六   | 一七八・二   | 一七八・五   |
| (一二) 藥 物 其ノ準備消色錠ニ懸業               | 一九五・六   | 一八三・〇   | 一七七・五   | 一七五・二   | 一九九・五   |
| (一三) 交 通 業 (六) 及 (八)ヲ 除ク          | 一八五・六   | 一八一・八   | 一七一・四   | 一八三・四   | 一七三・〇   |
| 合 計                               | 一、〇〇〇・〇 | 一、〇〇〇・〇 | 一、〇〇〇・〇 | 一、〇〇〇・〇 | 一、〇〇〇・〇 |
| (一) 自 不 明                         | 一八・九    | 二〇・六    | 一九・六    | 二二・五    | 一五・〇    |
| (二) 他ノ 診 察                        | 二二・九    | 二〇・六    | 三一・八    | 五一・九    | 四四・九    |

第四編 教師の衛生

| 職業                              | 有業者一般肺結核死亡比例 | 五三〇   |
|---------------------------------|--------------|-------|
| (一) 礦業及冶金業(六)ヲ除ク                | 一七三・〇        | 一五五・九 |
| (二) 飲食料品及嗜好品製造業                 | 一六二・一        | 一八二・四 |
| (三) 船 舶 運 輸 業                   | 一三七・二        | 一二六・三 |
| (四) 木竹類ニ關スル製造業                  | 一五八・三        | 一六八・四 |
| (五) 人力車挽及乗用馬車業                  | 一六〇・一        | 一四八・一 |
| (六) 現 役 陸 軍 及 海 軍               | 一二九・一        | 一三二・六 |
| (七) 土 木 建 築 業                   | 一五七・一        | 一五九・八 |
| (八) 化學的製品及類似品製造業                | 一六六・七        | 一七八・八 |
| (九) 無職業及職業ヲ申告セザル者               | 一四四・六        | 一五二・二 |
| (一〇) 列記外ノ有業者及有業者ニシテ職業ノ申告詳カナラザル者 | 一七二・四        | 一五七・七 |
| (一一) 漁 業 及 製 鹽 業                | 九九・八         | 一〇五・七 |
| (一二) 農 業 及 畜 養 業                | 九五・四         | 九八・〇  |
| (一三) 林 業 及 狩 獵 業                | 九七・一         | 一〇七・〇 |
| (一四) 石炭及石油ノ採取及精製業               | 一一七・四        | 一一九・〇 |
| 有業者一般肺結核死亡比例                    | 一一七・四        | 一一九・〇 |
|                                 |              | 一四・七  |
|                                 |              | 一〇九・四 |
|                                 |              | 一〇六・三 |

右の驚くべき事實に徴して、教職者各個が自個の職業上に起る萬般の害惡に遠ざかり、其の健康保持上に細心なる注意をなすべきは言ふ迄もなけれど、職業の繁多と時間の餘裕なきと、容赦なき社會の影響とに押されて、知らず／＼自個の健康を破ることあらば、國家の爲め大に憂慮せざるべけんや、故を以て教職者就中國民教育の衝に當れる教職者に對して吾人が常に考慮する所のものは、其の疾病と老後の場合に於ける保證

是なり、而して此の二つの保證は目下如何なる狀況に在りや、疾病に對しては各地に互助會の設立せられたるものありと雖も、未だ以て完からずと聞く、其の多くは極めて小區域に限局せられたるものにして、縣若くは市に通ずる如き施設、否一步を進めて國家的の施設は、之を今後に待たざる可からず、吾人は敢て言ふ、國家保險の制度は必ずしも教師を辱しむものに非らずと。

次に肺結核は早期に之を診定して早期に療養する時は、決して不治の疾患に非ざる事を附言せざるを得ず、教員の肺結核に處するの方法も亦之の手段に出づべきなり、然れども此の療養の手段は今日の所理想に留まるが如き觀なくんば、あらず、教育基金令中には、公立小學校教員の疾病療治料なる使途は開けたりと雖も、初期結核に處する現狀は、猶ほ吾人の理想と甚た懸隔せり、然れども此の間の關係は、唯一に教員のみに限られたる事情には非ずして、本邦に於ける結核療養上の全般の施設に缺くる所多きにも歸因す、昨今結核豫防法案が中央衛生會の手によりて正に審議中に在るの狀態より推せば、教員の結核豫防上の施設も、將來に於ては數歩を進むるに至るべきや勿論なり、第二の老後の保證をなすべき施設に關しては、本書の論外に屬するを以て記せず。

(參照)

小學校教員肺結核病ニ關スル訓令(大正二年六月九日)

發文四〇號

第三章 教員の肺結核に因る死亡

肺結核ノ恐ルベキハ言フ俟タズ殊ニ小學校教員中同病ニ罹ルモノアルトキハ兒童ニ感染スルノ虞アルヲ以テ其ノ豫防ノ方法ヲ講ズルハ學校衛生上忽ニスベカラザル所ナリ客年醫員ヲ派遣シ福島岡山兩縣下ニ於ケル若干ノ學校ニ就キ教員ノ體格検査ヲ施行セシメタルニ小學校教員ニシテ肺結核ニ罹レリト認ムベキモノ百人中六人強ニ當リ體格薄弱者ニ就キテ之ヲ見レバ實ニ百人中二十四人強ノ多キニ當ル是固ヨリ一地方ニ於テ施行シタル検査ノ結果ニ過ギズト雖亦地方當局一般ノ留意スベキモノタルヲ信ズ故ニ自今小學校教員タルベキモノニ就キテハ特ニ身體ノ薄弱ナルモノヲ避クルハ勿論左ノ諸項ヲ實行シ以テ其ノ健康状態ヲ改善シ肺結核患者ノ増加ヲ防過セムコトヲ力メラルベシ

一 師範學校ニ於テ生徒入學ノ際體格検査ヲ施行スルニ當リテハ特ニ肺結核ニ注意セシメ必要アル場合ニハ喀痰検査及ビルケール氏皮膚反應試驗ヲ用ヒテ參考ニ資セシメラルヘク又毎年施行スル生徒ノ體格検査ニ際シテモ同様ノ方法ニ依ラシメ肺結核ニ罹レルモノアルトキハ之ヲ退學セシメラルヘシ

二 小學校教員ノ檢定代用教員ノ採用ニ際シテモ亦前項ニ準シテ體格ヲ検査セシメラルヘシ但シ代用教員採用ノ場合ニ限リ貴官又ハ郡市長ノ指定シタル醫師ノ診斷書ヲ以テ之ニ代ヘシメラル、モ差支ナシ

三 主務官吏小學校觀察ノ際ハ教員ノ健康状態ニ十分留意セシメラルヘシ  
右訓令ス

## 第五編 學校病及身體發育

### 第一章 學校病

茲に記述せんごする學校病ニハ學校特有の疾病を指すに非ず學校生活に比較的關係多き疾病を謂ふなり然れども此の時期に現はる、一切の疾患を詳論する時は他の項目との均り合ひを失する憂あり故を以て二三の主要なる疾病を擧ぐるに止めんごす。

學校傳染病一學校衛生なるものは、直接社會生活と關係ありと認めらるるが如き肉體的状態を矯正するの必要上よりして起りしものなりとの説あり、猩紅熱・實布埤利亞・麻疹・百日咳の如き強烈にして傳染力ある疾患が、最も屢々學校にて傳染するは一般に認められたる事實に屬するを以て、右の説も強ち理由なしとは謂ひ難し、而して此等の諸病が學校内にて傳染するは、此等の疾病に感染し易き兒童等が多數に集合せるのみならず、共用の校具・室内の空氣(塵埃を含む)等を介して傳染を容易ならしむ、即ち學校は彼等が日々の接觸を機とし、一人の疾病を容易に他に傳べしむるに最も都合宜き場所たるの觀あり、蓋し疾病の傳搬は學校の完全に防ぎ得ざる所に屬すと雖も、然かも豫防法を講ずる時は大に之を減じ得可きなり。

學校傳染病の豫防法は、自づから二方面に分かる、第一は一般的衛生状態の保持にし

て、校地・建築・給水・排水・廢棄物等に對する衛生上無非難の状態を保持せんこと是れなり。第二は特種學校衛生とも稱すべく、患者を中心として傳染豫防の手段を講ずることなり。就中必要なるは、傳染の危險ある兒童を隔離することなり。故を以て教室の採光・通風及び掃除を十分にし、一教室の人員を減じ、運動場及び洗面所乃至浴場特種學校の如き等を設くるは、是れ學校傳染病豫防上より云ふも緊要なり。若し此等の事が衛生上重要の意義あること十分に認めらるゝに至らば、其の費用の支出は今日の如く困難を感ずる事無きに至る可し。今日の學校にて疾病傳播の媒介物中特記す可きものは、水飲み、共用・不良の掃除・人員過多・二部教授の教室・不良の便所・手洗場並に洗面所の不足等なり。猶ほ、貧困も亦疾病傳播に與りて力あるものなり。百軒長屋の陰濕なる家屋に住する貧民の家庭に於ては、疾病に感染せる兒童は醫師の手當も受くる能はざるもの多し。此等の兒童は引き續き學校に出席する間に、他の兒童に其の病を傳ふるのみならず、其の兄弟姉妹にも亦之を傳搬するに至るなり。此の如く病禍既に家庭を侵せる場合には、其家族の一人は縦令健全の状態を呈して學校に出席せることも是れ、スパイの如きものなり。菌保有者の危險に至つては正に爆彈を抱いて教室に臨めるに等し。故を以て學校傳染病豫防法の勵行には家庭・家庭醫・學校醫・學校並に衛生官權との密接なる聯絡を得るに非らずんば、其の目的を達し難し。殊に學校にては傳染病の初徴に留意し、速かに其の隔離をなし、必要期間は病中の登校を禁じ、以て傳染を防止せざる可からず。且つ疾病の

種類によりては、其の兒童と同家庭の兒童も亦登校を禁す可きなり。而して學校に於て隔離されし兒童が運動場にて他の兒童と交らざる様注意を怠るべからず。此の隔離の期間は、全く感染の虞なきに至る迄續かざる可からず。其の期間の長短は一に疾病の種類に因る。

學校醫をして屢々檢診せしむるが如きも亦豫防の一方法なり。又教師をして初發の病症を熟知せしむる時は、其の傳染を防ぐに與つて力あるものとす。特に教師が其の病兒の平素の状態を知れる場合に於て然かりとす。又激しき傳染病の發生したる際には、全校若くは一部の閉鎖を必要とす。其の必要な迄も、十二分の消毒は何れにしても、缺く可からず。

次に生徒及兒童も亦傳染の事に就きて教示を受け、之を避くるの方法をも教示せられん事を要す。普通の健康状態と少しく異なる所ある時には、直ちに之を報告する様兒童を訓練し置く可し。傳染病流行時には特に之の必要あり。即ち教師は此の報告を受け、其の生徒を監視し、初發の病兆と共に適當なる處置に出づるを得可きなり。又傳染病流行時に於ける全生徒の體温檢測の勵行は、倣效を奏することあり。夏期休暇後寄宿舎に復歸する生徒の檢身乃至隔離的處置並に炊夫の檢糞等は、傳染病豫防上重要な事に屬す。

本邦に於ける現行學校傳染病豫防法の適用を受くべき傳染病は、之を三類に區別し、

第一類は之を甲乙に分ち、甲には痘瘡及假痘・實布埜利亞・猩紅熱・發疹室扶斯・ペスト・流行性腦脊髓膜炎を擧げ、乙には百日咳・麻疹・流行性感冒・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・肺結核・癩病を掲ぐ、第二類には赤痢・虎列刺・腸室扶斯・バラチフスを、第三類には傳染性皮膚病・傳染性眼炎を指定せり、而して此等の疾病は其が確定せられしものみに對して其の適用あるを原則とす、然れども未確定の時機に於ても其の處措を逸すること事無らんが爲めには、疑似症に對する考慮を要す、而して第一類甲及第二類の疾病は、明治三十年法律第三十六號傳染病豫防法の疑似症に關する規定あるを以て別に取り立て、言ふを要せず、而して學校傳染病第一類甲並に二類の傳染病に罹りたる職員生徒の昇校禁止は、既に法律三十六號ある以上は當然の議にして、職員生徒の家族又は同居人中に此等の傳染病を發したる場合又は學校内に傳染病發生したる場合に於て其の患者・屍體又は病毒に汚染し若くは汚染の疑ある物件に觸接したる者に對しての昇校禁止も亦傳染病豫防法の隔離及交通遮斷の規定に司裁せらる、故を以て學校傳染病豫防法中法定傳染病に對しては、茲に深く論ずるの必要を認めず、其他の學校傳染病に對してのみ少しく述ぶる所あらんとす。

學校傳染病發見手續に關しては、學校傳染病豫防法中には、教員舎監等學校内に於て第一條の傳染病者若くは其疑ある者を發見したるときは、直ちに之を當該學校長に申告すべし、學校長は醫師をして診斷せしめ相當の處置をなすべしと規定せり、歐米の規

定中には學校が被動的に傳染病の發生を知悉する方法として、特定人に對し届出の義務を命せるあり、現今の我が學校は寧ろ自動的方法に據れり、即ち學生々徒身體検査規程第一條に基づき學校長に於て必要と認むるときは、學生々徒に就き臨時身體検査の全部若くは一部を施行することを得るなり、然れども學校は自動的方法のみを以てしては、其の完きを期し難し、吾人は流行性耳下腺炎或は流行性感冒等の兒童が、別段醫師によりて適當なる處置を施さるゝことも無く、傳染の處なしとの證明も無くて登校せるもの無きを保し難しとなすなり、是れ家庭の不注意に基づくこと雖も、學校傳染病豫防の趣旨が各家庭に徹底せざるにも因るべし、次に學校傳染病の登校禁止期間に對しては、醫師の證明を基準となせるも、多くの家庭の事情を見るに、病兒は離牀と共に醫師の手を離れ、父兄が適宜と認むれば直ちに學校に送り遣るを常とす、別言せば醫師の證明を請ふて登校するが如き家庭は然かく多からざるもの如し、故を以てペンシルバニアに於ては登校禁止期間の規定を設けて、此の間の關係を有効に作爲せしめつゝあり、消毒方法は學校傳染病の種類に應じて、適宜省令中より其の方法を決定すべきものにして、百日咳若くは流行性耳下腺炎の如きと、ペストとは共に第一類に屬すれども之を同一に消毒す可しとの意味には非らず。

(参照)

學校幼稚園傳染病豫防及消毒方法(明治三十一年九月二十)

學校傳染病豫防及消毒方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

學校傳染病豫防及消毒方法

其一 豫防方法

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スベキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類

甲 痘瘡及假痘 實布垚利亞 猩紅熱 發疹室扶斯 ベスト 流行性腦脊髓膜炎

乙 百日咳 麻疹 流行性感冒 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 肺結核 癩病

第二類

赤痢 虎列刺 腸室扶斯 バラチフス(明四五番 二號追加)

第三類

傳染性皮膚病 傳染性眼炎

第二條 第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ昇校スルコトヲ得ス

前項ノ職員生徒等其傳染病治癒シタル後昇校セントスルトキハ先ツ全身浴ヲ行ヒテ衣服

ヲ更メ且ツ醫師ニ於テ傳染ノ虞ナキコトヲ證明スルコトヲ要ス

第三條 第一條第一類乙又ハ第三類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ其病況ニ依リ醫師ニ

於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタルモノニアラサレハ昇校スルコトヲ

得ス

第四條 職員生徒等ニシテ家族又ハ同居人中ニ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リ

タル者アルトキ又ハ學校内ニ傳染病發生シタル場合ニ於テ其患者屍體又ハ病毒ニ汚染シ  
若クハ汚染ノ疑アル物件ニ觸接シタルトキハ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキ  
コトヲ證明シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 教員舎監等學校内ニ於テ第一條ノ傳染病者若クハ其疑アル者ヲ發見シタルトキハ

直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スベシ學校長ハ醫師ヲシテ診斷セシメ相當ノ處置ヲナスヘシ

第六條 學校内、學校所在地及其近傍若クハ生徒通學區域内ニ於テ第一條ノ傳染病發生シタ

ルトキハ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ全校若クハ其一部ヲ閉鎖スヘシ(明三二番四 四號改正)

第七條 學校所在地若クハ其近傍ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シタルト

キハ明治三十年文部省訓令第一號ニ從ヒ充分ノ清潔方法ヲ施行スヘシ但第一條第二類ノ

傳染病發生シタルトキハ校舍内ニ於テ使用スル飲料水ハ煮沸シタルモノヲ用フヘシ

第八條 生徒通學區域内ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必

要ト認ムルトキハ其局部ヨリ通學スル生徒ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得此場合ニ於テハ當

該學校長ヨリ二十四時間以内ニ其旨ヲ管理者ニ届出ツヘシ

第九條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若クハ其舎室ハ再ビ之ヲ使用スルニ先チ明治三十年

文部省訓令第一號定期清潔方法ノ各項ヲ施行スヘシ

其二 消毒方法

第十條 學校ニ於テ第一條第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ屍體排泄物又ハ病

毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ對シ左ノ區別ニ依リ消毒方法ヲ施行スヘシ但第一



條第三類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ適宜本條ノ消毒方法ヲ應用ス

ヘシ

一 第一條第一類及第二類ノ傳染病患者ノ屍體第一類ノ傳染病患者ノ用ヒタル睡室第二類ノ傳染病患者ノ上リタル圍房其他障壁牀疊建具寢臺器具等ハ石炭酸水ヲ以テ消毒スベシ

二 第一條第二類ノ傳染病患者ノ吐瀉物其他ノ排泄物ハ生石灰ヲ以テ消毒シ強亞爾加里性反應ヲ呈スルニ至ルヘシ(明三九省一) 一號改正

三 食器被服寢具等ハ煮沸又ハ蒸汽消毒ニ附スヘシ

四 消毒困難ニシテ廉價ナルモノハ之ヲ燒却スヘシ

五 前各號ノ消毒ニ適セザルモノハ「フオルムアルデヒド」ニ依リ消毒スルカ又ハ刷掃シテ數日間日光ニ曝スヘシ(明三九省一) 一號改正

第十一條 消毒ニ供スル藥劑其應用ハ左ノ如シ

一 石炭酸水(二十倍) 結晶石炭酸五分鹽酸一分水九十

本品ハ屍體吐瀉物其他ノ排泄物器具居室手足等ノ消毒ニ用フ又衣類等ヲ消毒スルニハ鹽酸ヲ加ヘサルモノヲ用フヘシ

二 生石灰末生石灰ニ少量ノ水ヲ澆ギ崩壊セシメタ

本品ヲ以テ吐瀉物其他ノ排泄物ヲ消毒スルニハ其分量ノ五十分ノ一ヲ用フヘシ又溝渠芥溝林下等ヲ消毒スルニ用フ

石灰乳十倍 生石灰一分ニ水九分ヲ攪拌混和シタルモノ

本品ノ應用ハ生石灰末ニ同シク吐瀉物排泄物等ニハ其分量ノ四分ノ一以上ヲ用フ(明三九省一) 一號改正

(明三九省一) 一號改正

三 格魯兒石灰水ノ應用並用量ハ石灰乳ニ同シ但用ニ臨ミテ製スヘシ

四 「フオルムアルデヒド」

「フオルムアルデヒド」ニ依リ消毒スルニハ消毒函又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付日本藥

局法「フオルマリン」四十瓦以上ヲ噴霧スルカ又ハ適當ノ裝置ニ依リ「フオルムアルデヒド」

瓦斯十五瓦以上ヲ發生セシメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處

置シタル後七時間以上密閉シ置クベシ但シ消毒函又ハ室ハ使用前約十二時間寒冷ニ保

持スルコトヲ要ス若シ室ニ缺陷アルトキハ昇末液中ニ浸漬セル綿ヲ以テ之ヲ栓塞スベ

シ(明三九省一) 一號追加

第十二條 此省令ハ幼稚園ニ適用ス

近視眼―學校生活と近視眼とは相離れざる關係に立てり蓋し學校生活中は視力を勞すること甚だ大なるものなり抑も近視眼者の數及其の近視の度の増加が學級の進むにつれ學校の程度の高まるに従つて甚だしきは既に科學的研究調査の成績に徴しても明白なり此の事實は四十年前ブレスラウのヘルマン、コーンが學童の視力検査を行ひし結果によりて知られし所にして其の後多數の研究者の同意する處に屬す而し

て學級の進むに従つて近視眼者の増加する事實は、モータイス之を例證せるあり、氏は中學の下級生五〇〇名中一人の近視眼者を見ざりしものが、中學二・三年級にて一七%となり、上級にて三五%、最上級にて四六%に上れるを見たり、又年齢の増加、別言せば視力を使用する操作の進むにつれ、近視眼者は増加す、之の事實は、バリーに於ける検査成績に明かなり、即ち七歳乃至九歳の學童には一・九%、十歳乃至十一歳の者にて六・九%、十二歳乃至十三歳にて一四・八%の近視眼者ありき故を以て、小學校に入學する頃の年齢にては、近視眼は稀なるを知るべし、ヘルンハイゼルの調査によれば、初生兒の眼は悉く遠視眼にして、平均 $+2.00$ なるが、一歳乃至六歳に於ては近視四・四%、正視二四・〇%、遠視七一・六%なり、次で六歳乃至二十歳に至りて近視は著しく増加すと云へり、然れども先天性の近視が絶對に無しとは早斷す可からず、要は學校生活の最初に於ては、近視は稀なるにも係らず、其の後年齢と學級の進むにつれて、近視が増加することを記憶せば足るなり、又、ロイスは九歳乃至十二歳三五%、十三歳乃至十六歳四六%、十七歳乃至二十一歳五四%の近視眼者ありと報せり、此等は皆何れも年齢の増加によりて近視眼者の増加することを立證せるものなり。

次に學校生活が長きに亘るに従つて近視眼者を増す事に關しては、プレスラウの統計あり、こは、ミュンヘン市の學校に就きて一八八九年より調査を開始せしものにて、即ち同年に於て第一年級生千名中三六名、第二年級四九名、第三年級七〇名、第四年級九四

- (1) Motais.  
(2) Herzhiser.  
(3) v. Reusz.

名、第五年級一〇八名、第六年級一〇四名、第七年級一〇八名と視力は次第に弱はり來れりと報す、猶ほ、コーンが中學生徒に就きて行ひたる検査成績によれば、近視眼者は第一年級二七%、第二年級三六%、第三年級四六%、第四年級五五%、第五年級五八%と増加せり、而して此の總平均は三七%に相當す、氏は別に都市と地方の學校間には、近視眼者の數に差違ある事を證せり、即ち一〇〇六〇名の學童を検して、地方の學校在籍者には一・四%の近視眼者あるに對し、都市の學校兒童には實に二六・二%の多數に及ぶと謂へり、本邦に於ける學校近視眼の調査成績も、以上の諸説を證據立てつゝあり、中泉醫學士の信州に於ける調査は、一四町村の兒童に就き就學者と不就學者との間に近視の相違を調査せしものにして、就學者は一四〇〇名中二・五%の近視ありしに對し、不就學者は一四五名中〇・七%の近視を検出せしに過ぎずと云ふ、又、中尾氏が靜岡中學校に於ての近視眼検査成績に徴すれば、第一學年七・九%、第二學年一・七%、第三學年一四・二%、第四學年二〇・八%、第五學年一九・四%なり、猶ほ最近文部省年報によれば、學校の程度進むに従つて近視眼者の著しく増加するを見るべく、又之を年齢増加の關係より觀察するも同一なる結論に達す、而して近視眼者の最多なる學校は東京帝國大學にして、五七・一%に達し、兩眼正視者は僅かに三八・二%に過ぎず、又左表は大體に於て右眼は左眼に比して近視の多き狀況をも窺ひ得可し。

文部省直轄學校學生生徒視力百分比例細別 (男) 大正五年度

| 校名         | 検査人員  | 左眼   |     |      | 右眼  |     |     |
|------------|-------|------|-----|------|-----|-----|-----|
|            |       | 正視   | 遠視  | 近視   | 正視  | 遠視  | 近視  |
| 東京帝國大學     | 三〇三〇  | 三八・二 | 〇・一 | 五七・一 | 〇・四 | 〇・五 | 〇・六 |
| 京都帝國大學     | 九四七   | 五四・八 | 〇・三 | 四三・五 | 〇・五 | 〇・六 | 〇・六 |
| 東北帝國大學     | 一、二四八 | 五一・〇 | 〇・六 | 四一・五 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 |
| 九州帝國大學     | 三一七   | 四二・九 | 〇・六 | 五二・一 | 〇・六 | 〇・五 | 〇・六 |
| 東京高等師範學校   | 四二一   | 五四・九 | 〇・三 | 三八・七 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 |
| 慶應高等師範學校   | 四三三   | 五八・二 | 〇・三 | 三五・九 | 〇・六 | 〇・三 | 〇・三 |
| 盛岡高等農林學校   | 二七一   | 六八・三 | 〇・三 | 二七・三 | 〇・四 | 〇・四 | 〇・四 |
| 鹿兒島高等農林學校  | 一七〇   | 六八・二 | 〇・三 | 二四・七 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 |
| 上田醫科專門學校   | 一五七   | 七七・一 | 〇・三 | 二一・七 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 |
| 東京高等醫科專門學校 | 一四二   | 七二・五 | 〇・三 | 二六・八 | 〇・七 | 〇・三 | 〇・三 |
| 京都高等醫科專門學校 | 一四五   | 八二・八 | 〇・三 | 一五・二 | 〇・四 | 〇・三 | 〇・三 |
| 東京高等商業學校   | 九〇〇   | 五九・〇 | 〇・二 | 三六・九 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 神戸高等商業學校   | 五九五   | 五三・三 | 〇・二 | 四二・〇 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 長崎高等商業學校   | 三九七   | 六九・三 | 〇・二 | 二八・二 | 〇・八 | 〇・八 | 〇・八 |
| 山口高等商業學校   | 三四四   | 五一・五 | 〇・二 | 三七・八 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 小樽高等商業學校   | 三四七   | 五四・五 | 〇・二 | 三八・九 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 第一高等學校     | 八三三   | 六一・五 | 〇・一 | 三六・一 | 〇・六 | 〇・六 | 〇・六 |
| 第二高等學校     | 六四六   | 五四・五 | 〇・五 | 四二・一 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 第三高等學校     | 六九三   | 五一・一 | 〇・二 | 四五・五 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 第四高等學校     | 七〇二   | 五一・九 | 〇・二 | 四二・五 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |

| 校名            | 検査人員 | 左眼   |     |      | 右眼  |     |     |
|---------------|------|------|-----|------|-----|-----|-----|
|               |      | 正視   | 遠視  | 近視   | 正視  | 遠視  | 近視  |
| 第五高等學校        | 七六六  | 六三・八 | 〇・四 | 三五・〇 | 〇・四 | 〇・八 | 〇・五 |
| 第六高等學校        | 五六五  | 五二・七 | 〇・三 | 四三・〇 | 〇・五 | 〇・四 | 〇・八 |
| 第七高等學校        | 六二一  | 五二・〇 | 〇・八 | 四三・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 第八高等學校        | 五九二  | 四九・〇 | 〇・八 | 四〇・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 千葉醫學專門學校      | 四九九  | 六一・七 | 〇・七 | 三三・九 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 岡山醫學專門學校      | 四五八  | 七一・六 | 〇・七 | 二六・六 | 〇・九 | 〇・九 | 〇・九 |
| 金澤醫學專門學校      | 五一三  | 五三・〇 | 〇・二 | 四四・八 | 〇・八 | 〇・八 | 〇・八 |
| 長崎醫學專門學校      | 三六五  | 八三・八 | 〇・三 | 九・六  | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 |
| 新潟醫學專門學校      | 三七一  | 四三・九 | 〇・三 | 四六・九 | 〇・五 | 〇・五 | 〇・五 |
| 東京高等工業學校      | 六四四  | 六一・七 | 〇・三 | 三四・六 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 大阪高等工業學校      | 五二一  | 五三・七 | 〇・三 | 三三・二 | 〇・六 | 〇・六 | 〇・六 |
| 京都高等工藝學校      | 二二二  | 五四・七 | 〇・八 | 三八・〇 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 名古屋高等工業學校     | 三一一  | 六五・〇 | 〇・三 | 三〇・五 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 熊本高等工業學校      | 三〇四  | 六八・四 | 〇・三 | 二六・六 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 |
| 米澤高等工業學校      | 二一一  | 六二・一 | 〇・三 | 三二・二 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |
| 秋田鐵山專門學校      | 九二   | 六三・〇 | 〇・三 | 三三・七 | 〇・一 | 〇・一 | 〇・一 |
| 東京外國語學校       | 四一七  | 六〇・九 | 〇・三 | 三六・五 | 〇・九 | 〇・九 | 〇・九 |
| 東京美術學校        | 五三五  | 七五・〇 | 〇・四 | 二四・七 | 〇・四 | 〇・四 | 〇・四 |
| 東京音樂學校        | 八二   | 七三・二 | 〇・四 | 二四・四 | 〇・四 | 〇・四 | 〇・四 |
| 東京高等師範學校附屬中學校 | 三六三  | 八二・七 | 〇・三 | 一二・七 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 |
| 廣島高等師範學校附屬中學校 | 三五七  | 七四・〇 | 〇・三 | 二一・〇 | 〇・二 | 〇・二 | 〇・二 |

| 校名              | 検査人員 |      | 正視  |    | 遠視   |     | 近視  |     | 其他  |     |
|-----------------|------|------|-----|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                 | 正視   | 遠視   | 正視  | 遠視 | 正視   | 遠視  | 正視  | 遠視  | 正視  | 遠視  |
| 東京高等工業學校附屬工徒第學校 | 二四六  | 八〇・一 | 一・二 | 六  | 一〇・三 | 四・一 | 三・三 | 三・三 | 三・三 | 四・一 |
| 農業教員養成所         | 二九   | 六二・一 | 一・〇 | 三  | 六・九  | 三・八 | 六・九 | 三・三 | 三・三 | 四・一 |
| 工業教員養成所         | 七二   | 五二・八 | 四・〇 | 三  | 四・二  | 二・八 | 六・九 | 三・三 | 三・三 | 四・一 |
| 商業教員養成所         | 三一   | 四八・四 | 四・八 | 四  | 四・二  | 二・八 | 六・九 | 三・三 | 三・三 | 四・一 |
| 總計              | 二一九  | 九三七  | 五・六 | 四  | 三・八  | 二・二 | 一・七 | 三・二 | 二・八 | 三・八 |
| 大正四年度           | 二一七  | 七三五  | 五・八 | 一  | 三・六  | 二・一 | 一・〇 | 二・二 | 一・九 | 三・三 |
| 同三年度            | 二〇七  | 七〇六  | 五・九 | 〇  | 三・五  | 二・二 | 一・〇 | 二・二 | 一・九 | 三・三 |
| 同二年度            | 二〇〇  | 五三八  | 六・〇 | 〇  | 三・四  | 一・九 | 一・七 | 二・〇 | 一・九 | 三・三 |
| 大正元年度           | 二〇〇  | 三二四  | 六・一 | 〇  | 三・三  | 一・八 | 一・七 | 二・〇 | 一・九 | 三・三 |

文部省直轄學校生徒視力百分比例細別(女) 大正五年度

| 校名                | 検査人員 |      | 正視  |    | 遠視  |     | 近視  |     | 其他  |     |
|-------------------|------|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|                   | 正視   | 遠視   | 正視  | 遠視 | 正視  | 遠視  | 正視  | 遠視  | 正視  | 遠視  |
| 東京女子高等師範學校        | 三八三  | 六〇・一 | 三・二 | 六  | 〇・五 | 三・四 | 二・九 | 〇・五 | 三・四 | 〇・三 |
| 奈良女子高等師範學校        | 二五六  | 七一・一 | 一・〇 | 九  | 一・三 | 三・三 | 〇・八 | 一・六 | 二・〇 | 〇・三 |
| 東京音樂學校            | 一一九  | 八〇・六 | 一・七 | 一  | 一・七 | 一   | 二・六 | 〇・四 | 一・六 | 〇・三 |
| 東京高等裁縫學校          | 三八   | 八四・二 | 一・三 | 二  | 一・三 | 二   | 〇・二 | 〇・四 | 一・六 | 〇・三 |
| 東京女子高等師範學校附屬高等女學校 | 六一五  | 八三・九 | 〇・二 | 二  | 一・一 | 二・〇 | 〇・二 | 〇・二 | 一・五 | 〇・五 |
| 奈良女子高等師範學校附屬高等女學校 | 三三九  | 八六・七 | 二・四 | 〇  | 一・二 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 | 一・九 | 〇・二 |
| 第六臨時教員養成所         | 五〇   | 八六・〇 | 八・六 | 八  | 八・六 | 〇・三 | 〇・三 | 〇・三 | 一・九 | 〇・二 |
| 總計                | 一八一〇 | 七六・三 | 二・〇 | 一七 | 一・七 | 一・八 | 〇・二 | 〇・二 | 一・五 | 〇・五 |
| 大正四年度             | 一八〇  | 七九・〇 | 一・八 | 一四 | 〇・九 | 二・一 | 〇・二 | 〇・二 | 一・五 | 〇・五 |
| 同三年度              | 一七九  | 八一・四 | 二・〇 | 一三 | 〇・三 | 一・七 | 〇・一 | 〇・一 | 一・五 | 〇・五 |
| 同二年度              | 一六四  | 八〇・三 | 三・七 | 一一 | 〇・四 | 一・九 | 〇・三 | 〇・三 | 一・九 | 〇・二 |
| 大正元年度             | 一六五  | 八二・二 | 二・四 | 一〇 | 〇・二 | 二・一 | 〇・一 | 〇・一 | 一・九 | 〇・二 |

右の表に就き注意す可きは、文部省直轄學校學生生徒の兩眼近視眼者は男女を通じて逐年増加の趨勢を呈せる點なり、而して公私立の諸學校に在りても亦同一の現象を男女の間に認むるを得べし、附録參照、猶ほ中學校及師範學校に於ける近視眼者の増加に就き累年觀察をなす時は、明治三十七、八年を劃して一階段あるが如し、即ち中學校に在りては、明治三十三年より三十六年に至る期間は、九・二乃至九・五%の率にして、各年〇・一乃至〇・二%の増加に過ぎざりしが、三十七年に於て〇・八%の増加をなして遂に一〇%臺の近視眼を突破し、其の後四十二年に至る間は増加の勢力頓挫せしも、四十三年以後に於ては更に第二の増加となり、毎年約〇・八乃至〇・九%の増加をなし、大正二年に入りて一五・五%に達せり、次に師範學校に在りては明治三十九年以前に於ては、逐年の増加は〇・二乃至〇・五内外にして、其の間著明なる段階を認めずと雖も、三十九年には一・六%の急増となり、同年の近視眼者は約一五%に達せり、其の後四十二年に至る期間は中學校と等しく増加の趨勢頓挫せしも、四十三年及四十四年には再び約一・七%宛の増加となり、近視眼者は一八%に近づき來り、大正三年迄少し宛増加し、大正四年に入りて三

%以上の著明なる増加を呈して、二二%臺を突破せり。次に専門學校に於ては、明治三十八年に於て五%以上の増加をなして二三%に近づき三十九年に一%内外の増加をなし、四十年に於て三五・七%に達せり、其後四十二年に至る間頓挫し、四十三年に入りて約二%の増加をなし、三一%臺を越えしも、大正二年に至る迄は再び頓挫し、大正二年に二%強、大正四年に七%強の増加により遂に三七%前後に到着せり、又直轄學校に於ては、三十八年に二%前後の増加をなし、其の後大なる段階を造ることなくして次第に増加し、大正四年に於て三八%強に達せり、以上を通過して、中等以上の男子の學校に於ける近視眼は、明治三十七、八年、四十三年及び大正四年に格段なる増加をなせるが如し。

學生生徒近視眼累年百分比列表

| 年      | 中學校  |      | 師範學校 |      | 專門學校   |        | 直轄學校 |      |
|--------|------|------|------|------|--------|--------|------|------|
|        | 左眼   | 右眼   | 左眼   | 右眼   | 左眼     | 右眼     | 左眼   | 右眼   |
| 明治三十三年 | 九・二  | 九・二  | 一〇・三 | 一〇・一 | (一〇・四) | (一〇・六) | 三六・〇 | 三六・三 |
| 同 三十四年 | 九・一  | 九・二  | 一〇・三 | 一〇・一 | (一〇・四) | (一〇・六) | 三四・六 | 三五・二 |
| 同 三十五年 | 九・二  | 九・三  | 一一・四 | 一一・七 | (一〇・二) | (一〇・二) | 三三・九 | 三四・五 |
| 同 三十六年 | 九・五  | 九・五  | 一一・九 | 一二・三 | (九・四)  | (九・五)  | 三三・六 | 三三・九 |
| 同 三十七年 | 一〇・三 | 一〇・四 | 一二・三 | 一二・五 | 一七・一   | 一七・六   | 三三・五 | 三三・九 |
| 同 三十八年 | 一〇・八 | 一〇・八 | 一二・三 | 一三・六 | 二二・九   | 二二・六   | 三五・〇 | 三五・三 |

| 年      | 同 三十九年 |      | 同 四十年 |      | 同 四十一年 |      | 同 四十二年 |      | 同 四十三年 |      | 同 四十四年 |      | 同 四十五年 |      |
|--------|--------|------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|        | 左眼     | 右眼   | 左眼    | 右眼   | 左眼     | 右眼   | 左眼     | 右眼   | 左眼     | 右眼   | 左眼     | 右眼   | 左眼     | 右眼   |
| 同 三十九年 | 一〇・四   | 一〇・四 | 一四・九  | 一五・二 | 二二・四   | 二四・二 | 三五・五   | 三五・七 | 三三・四   | 三三・七 | 三五・五   | 三五・七 | 三五・五   | 三五・七 |
| 同 四十年  | 九・八    | 一〇・〇 | 一四・二  | 一四・六 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・七   | 三五・七 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・四   | 三五・四 | 三五・七   | 三五・七 |
| 同 四十一年 | 一〇・一   | 一〇・二 | 一四・一  | 一四・三 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・七   | 三五・七 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・四   | 三五・四 | 三五・七   | 三五・七 |
| 同 四十二年 | 一〇・五   | 一〇・六 | 一四・三  | 一四・七 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・七   | 三五・七 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・四   | 三五・四 | 三五・七   | 三五・七 |
| 同 四十三年 | 一〇・三   | 一〇・三 | 一四・三  | 一四・三 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・七   | 三五・七 | 二二・四   | 二二・九 | 三五・四   | 三五・四 | 三五・七   | 三五・七 |
| 同 四十四年 | 一一・一   | 一一・二 | 一六・二  | 一六・三 | 二九・八   | 二九・七 | 三五・一   | 三五・一 | 三一・四   | 三一・六 | 三四・一   | 三四・一 | 三五・六   | 三五・六 |
| 同 四十五年 | 一二・一   | 一二・二 | 一七・六  | 一八・〇 | 三一・六   | 三一・一 | 三五・三   | 三五・三 | 三一・六   | 三一・一 | 三四・一   | 三四・一 | 三五・六   | 三五・六 |
| 大正元年   | 一二・九   | 一三・〇 | 一七・七  | 一八・〇 | 三一・六   | 三一・一 | 三五・三   | 三五・三 | 三一・六   | 三一・一 | 三四・一   | 三四・一 | 三五・六   | 三五・六 |
| 同 二年   | 一三・九   | 一四・一 | 一八・四  | 一八・四 | 二七・六   | 二七・六 | 三五・六   | 三五・六 | 二七・六   | 二七・六 | 三五・〇   | 三五・〇 | 三五・七   | 三五・七 |
| 同 三年   | 一五・五   | 一五・五 | 一八・三  | 一八・九 | 二九・三   | 二九・五 | 三五・八   | 三五・八 | 二九・三   | 二九・五 | 三七・八   | 三七・八 | 三五・九   | 三五・九 |
| 同 四年   | 一六・八   | 一六・九 | 二二・一  | 二二・四 | 三六・六   | 三七・四 | 三八・五   | 三八・五 | 三六・六   | 三七・四 | 三八・五   | 三八・五 | 三五・九   | 三五・九 |

以上の如く學校生活と近視眼は密接の關係ありと雖も、其の責任が全然學校に在る譯には非ず、非衛生的なる事情の下に往々行はるゝ所の家庭に於ける仕事の如きも亦其の一原因たらすんばあらず、學校と家庭との共働に待たずして何ぞ近視の豫防を完くせんや、更に又印刷不良の圖書も亦近視助長の一原因たり、之の方面の不祥事は寧ろ家庭に多しと云ふ可し。

世に説をなすものあり、曰く、教育有る人に取りては近視は不便に非ず、彼等は近き物を見て仕事を爲す人にして、之を見るには別に困難を感ぜざるを以てなりと、咄、何等の怪氣焰ぞ、近視眼者が普通の視力ある者の如くに遠くを見る能はざるは明白なり、且つ

此等の近視の生徒の悉くが教師・書記又は勝筆の吏を志望せんや、其の或る者は軍人を望み或る者は船員又は林務官を志願する事あるべし、何を近視眼者に不便なしと云ふぞ、知らずや中等度の近視は視力の三分の一を減じ、高度のものは實に其の三分の二を減ずることを、ブロスカウエルが二千餘名の近視眼者の計測は正に左の如し。

近視の度

平均矯正視力

- |           |       |
|-----------|-------|
| 〇・二五乃至一 D | 〇・九七九 |
| 一乃至二 D    | 〇・九二九 |
| 二乃至三 D    | 〇・八五七 |
| 三乃至四 D    | 〇・八四一 |
| 四乃至五 D    | 〇・七六六 |
| 五乃至八 D    | 〇・六五二 |
| 八乃至一一 D   | 〇・四四一 |
| 一一乃至二〇 D  | 〇・二五八 |

更に又「ツイスは言はずや、視力缺ぐる時は感覺も概念も随つて減すべし、故に近視眼者の學校に入る者は、普通の兒童と全く異なる心像を懷きて入校するなり」と、之に加ふるに近視は他の諸弊害の原因となるものなり、例へば不良の姿勢を作り、其の結果は近視を一層激しからしむるに非ずや、余が茲に近視不便論を八ヶ間敷く述ぶるは、曾に兵

(1) K. E. Weist.

殺關係の爲めのみには非らず、人としての一生を思へばなり。

嘗てクレイフェルド(獨逸)のベルゲルは、近視は初期に於ては矯正し得べく、視力も鋭敏となし得可し、生活法を一變して遠くを視る様に努むるが如きは、其の一方方法なりと言へり、又クニッドリンプルグ(獨逸)のケルチも、田舎に行きて遠方を視るを可とすと言へり、斯くせば少くも眼筋の調節は樂になるべし、然れども大體に於て近視に對する豫防の方策は消極的なり、即ち近視は正視に復へす能はず、其の進行を停止し其の續發症を防止して視力障害を除く手段を講ずるに過ぎず、故に曰く、全矯正眼鏡を使用せしむ可し、内直筋作用の有無を検すべしと、又曰く、讀書寫字を衛生的ならしむべし、戸外の運動を奨勵す可しと、然かも直接最大の關係ある全矯正の眼鏡使用さへ不充分なる我が現況に於ては、ムアーフィールズ(英國)に於ける學童の眼保護事業の如きは、以て吾人の鑑となすに足らん、即ち學童の爲め眼科病院との連絡を取りて一別科を開かしめ、豫算を附して醫師一人一日の分擔量を定め、眼鏡を必要とする兒童に向つては眼鏡師の指導は醫師之に當つて、兒童個々に適合する眼鏡を支給せしめ、其の價額には一定の範圍を設けしめて不要の消費を防止し、貧にして支拂ひ能はざるものには特別の取扱ひをなす様にせり、此等の用意ありてこそ眞に全矯正眼鏡の使用も行き渡るなれ、幾度の眼鏡を使用すべしとの指示は、將して幾何の實行を收め得べき、眼鏡は眼鏡屋任せなるが如き我が現況は、今數歩を進むるに非らずば所期の目的を達し難しと云ふ可し、更に我が逐

(1) Berger.  
(2) Kertzsch.

年増加の近視眼統計を以て之を費府の夫れと對比せんか正に汗は脊を潤はすものあらん、即ち彼に於ては近視眼の率は減少しつつあり、其の遞減の割合は比較的急速にして、三十九年間に一割七分二厘二毛に當れり、其の斯の如くなるは何ぞや、近視眼に對する方策の立脚點が、彼我の間に著しく相違せるに因る、彼の主張に曰く、「近視眼の發生は學校に於ける衛生的豫防の不行届に原因するよりも、先天性の缺陷に歸因する場合多し、而して此等の缺陷は學校教育に進む以前に於て療養と諸般の注意を始むべし、別言せば眼の検査を了らざるものは教育の途に入る可からず」と、進み來る敵に備ふるは之れ、智將の技なり、敵起らざるに先立ちて備ふるは正に良將の心なりと云ふ可し。

脊柱彎曲——レオ、ブルゲル、スタイン曰く、學校生活の最初の年の間に脊柱彎曲を生ずる兒童は比較的多し、而して此の數は第二年目に於て著しく増加す、而して學校が之に對して一部の責任有ることは否定すべからず、然れども自然の傾向も亦其の一因たらざるに非ず、又近視の場合と等しく家庭にも其の責めあり、自宅に於ける自修は學校以外の著坐姿勢を要求し、疲勞の上に疲勞を重ねしむ、是れ余が先きに教授衛生の條下に於て宿題を論じたる所以なり、而して一度脊柱彎曲症を發すれば、之を矯正するには常に大なる困難を覺ゆ、世には初めに豫防すべきを豫防せずして、後に至りて其の矯正に多額の費用と無限の苦心を経験する父兄も少なからざる事なり。

脊柱彎曲の割合に就きて學者等が報じたる數量は、比較的其の開き大なるものなり。

(1) L. Burgerstein.

(1) Krug.  
(2) Meyer.  
(3) Guillaume.  
(4) A. Key.  
(5) Peter.

のクルーグがドレスデンにて調査せし所によれば、一四一八名の男女中、男は二六%にして、女は二二・五%、男女合計にて二五%なり、マイエルがフルトにての三三六名の調査は五六%なりと報じ、ギョーヨムがエシヤートルにての七三一名の検査は、男女通計にて二九%、内男は一八%、女は四一%なりと云ふ、其他ハグマン、カルバツ、バ、アキセル、キ、ロ、ペーテル、ウツサー等の統計あり、其の内ペーテルの成績は、五一五名の男女通計にて五二・八%、男にて五五%、女にて四五・六%と云ふ夥しき率を示せるに反し、アキセル、キ、ロ、ペーテルは男女通計にて一〇・八%の割合を報せり、然るに我が文部省に於て發表する年報記載の脊柱彎曲は、其の率に於て非常に低位に在り、即ち公私立諸學校に於ては明治三十三年より大正五年に亘る十七年間の平均に於て、男は左彎一・七九%、右彎〇・九六%、前屈〇・〇六%、後屈三・四三%にして、女は左彎一・三八%、右彎〇・九一%、前屈二・〇七%、後屈五・二六%なり、何ぞ其の率の低きや、余は之の率の低きが故に慶すべしとは俄かに斷定し能はざる一八なり、何となれば、四月に於ける體格検査の多數を傍觀して脊柱彎曲検査の狀況を目撃せしのみならず、特に此の方面に就きて調査せる報告の多くは常に遙かに高率を示せるに徴して、幾多の疑惑なき能はざるなり、三島博士が高等工業學校の入學志願者に就きての検査成績には、二七・七%に達し、安西茂太郎氏の成績は二一・五%を示せり、之に加ふるに文部省年報を辿るに、明治四十三、四年頃に於て脊柱後屈者四〇%を越え居たる第三高等學校が、大正に入りて五%以下に急落し、大正五年度の成績は後屈者一・五%、脊

柱正者九二・一%となれり、而して明治四十四年の成績は脊柱正者僅かに三一・二%なるに非ずや、此の激烈なる變化は本邦に於ける脊柱彎曲率の統計上に棚曳ける疑雲をして益々濃厚ならしめずんば止まず。

余は明治四十四年七月、文部省年報を基礎とし、日本學童の脊柱彎曲を顯微鏡學會に報告せしことあり、其の折の結論は左の如し。

- 一、我が國學童の脊柱彎曲は外國に比し少數なり
  - 二、小學校に於けるよりも他の進みたる學校に於て脊柱彎曲者多し
  - 三、小學校に於ては年齢の増加に伴ふ脊柱彎曲の増加を認む
  - 四、中學校高等女學校に於ては小學校在學の同一年齡者に比し脊柱彎曲者増加せり
  - 五、中學校高等女學校内年齢増加は脊柱不正者を減少する傾きあり
  - 六、師範學校に於ける脊柱不正者は同一年齡に於ける中學校生徒の夫れよりも少數なり
  - 七、師範學校生徒の脊柱不正者は中學生徒の夫れよりも少數なり
  - 八、實業學校専門學校生徒は中學校の生徒に比し脊柱不正者少し
  - 九、女子は男子に比し脊柱彎曲多し
  - 十、脊柱彎曲の形を多數なるものより擧ぐれば後屈左彎右彎前屈の順序なり
- 右の結論中女子が男子に比して脊柱不正者多き事例は、歐米の文献に徴するも其の

- (1) Mayer
- (2) Schilthess
- (3) Schuller
- (4) Weiss
- (5) Combe

例多し、是れ主として筋骨の薄弱なるに因るか、猶ほ後屈の多くして左彎右彎の之に亞ぐは、我が服裝が幾分の前屈みを要求せること、平面なる履物を穿てる上に、著坐姿勢の影響を受けるが爲めに非らざるなきか、兎まれ少しく後屈せる姿勢は却つて左右の彎曲を阻止せるやも量り難し、然るに歐洲にては、マイエルが擧げたる脊柱彎曲の形は、左彎二三名に對し右彎二なり、又ボン大學外科ボリクリニクの成績は、左彎七〇・三%、右彎二一・二%、前屈八・五%、後屈一二・七%なり、此の彼我の相違は、非常の興味を湧かしむるに共、我が國に於ては或は脊柱彎曲は少數なるが原則なるに非ずやとの感じさへ起さしむるものあり、此等の疑點は之を他日に譲らん。

次に脊柱彎曲の形態及其部位に關し、余は大正七年二月、日本學校衛生誌上に左の發表をなしたり。

脊柱彎曲ノ形態及其部位ヲ論セントセバ、先ヅ脊柱彎曲ノ大家シユルテスノ説ヲ聞カザル可カラズ、氏ガ擧ゲタル形態上ノ分類ハ左ノ如シ。

(a) 全彎曲 (Totalscoliose) ハ其ノ彎曲ガ全脊柱ニ亘リテ平等ニ分布セラレタル場合ニシテ、年少者間ニ多キ一型ナリ、即チシユルゲー、ワイス、及ビコムベガラウサンノ學童約二千三百人ニ就キテ検査シタル成績ニ據レハ、八歳ヨリ十四歳ノ兒童ニ於テ發見シタル總脊柱彎曲症ノ五六%ニ相當ス。

本型ノ脊柱彎曲ハ多クハ輕度ノ屈曲ニシテ、眞ニ整形外科的ノ治療ヲ必要トスルモノハ僅



カニ百、中十五ニ過ギズト云フ、シヨルテス、

(b) 腰部彎曲 (Lumbalscoliose)

(c) 腰背部彎曲 (Lumbodorsale Scoliose) ハ彎曲ノ頂點ガ胸椎ト腰椎トノ境界部ニ位スルモノヲ云フ。

(d) 背部彎曲 (Dorsalscoliose) ハ其ガ單獨ニ出現スルコトアルモ、多クハ腰椎部ニ於テ反對ノ方向ヲ示セル彎曲ヲ伴フモノトス。

(e) 複性脊柱彎曲 (Kombinierte Scoliose)

(f) 頸背彎曲 (Cervico-Dorsale Scoliose)

以上ノ分類ハ極メテ稀ニ學校身體検査上ニ應用セラル、吾人ハ學校身體検査法上ニ呼ビ慣レタル左彎又ハ右彎或ハ前屈後屈等ノ呼稱ニハ、之ニ對スル一般觀念ノ極メテ抱括的ナルモノアルヲ認ムレドモ、尙ホ其ノ呼稱ガ單性ナルカ或ハ複性ナルカヲ區別シ能ハザルナリ、況ンヤ其ノ部位ノ觀念オヤ、是レ吾人ガ今日ノ學校身體検査成績ノ通知簿ニ接シテ常ニ感ズル不滿ノ第一ナリ、世人或ハ曰ハン、國ガ指示シタル身體検査法中ニハ何等如斯細別ナシト、然レドモ國トシテ脊柱彎曲ノ検査ノ必要ヲ認メ、之ガ検査成績ヲ徵スルト同時ニ、之ヲ家庭ニ通知セシムル所以ハ、其ノ矯正ヲ目的トセルコト火ヲ見ルヨリモ明カナリ、國ガ必要トスル所ハ恐ラク個々ノ場合ニアラズシテ大數ノ統制ニアリ、然レドモ家庭ニ向ツテ通知ヲ發スル場合ニハ個體ヲ常ニ對照物トナスナリ、茲ニ於テカ細ニ入り微ニ亘リテ周到ナル注意ヲ惹カンコトヲ要ス、是レ余ガ學校身體検査ノ通知簿ニ不足ヲ稱フル所以ナリ。

脊柱彎曲ノ單純ナル彎曲ハ各々特種ナル原因又ハ發生律ヲ有スルモノノ如シ、又複性彎曲ノ場合ニ於テハ二個以上ノ彎曲ハ其ガ互ニ關聯ヲ有スル場合ト然ラザル場合トアリ、所謂第一(次)彎曲又ハ主彎曲及ビ第二(次)彎曲ノ區別ヲナスヲ常則トス、斯クテ背部後屈ハ其レト反對ノ方向ヲ有スル腰部前屈ニ第二次的ニ現ハルル場合多シ、時トシテ此ノ現象ハ全彎曲ニ附隨シテ現ハルルコトアリ、而シテ第一次彎曲ハ第二次彎曲ニ依リテ調節セラレ又ハ制限セラレ、尙背部ノ彎曲ガ第一位トナリ腰部ニ第二次的ノ彎曲ヲ來スコトノ有リ得ベキハ明確ナリ、又頸背部彎曲及ビ脊椎下部又ハ薦腰部ノ彎曲ガ屢々副彎曲トシテ第二次的ニ續發ス、而シテ薦腰部彎曲ノ第一次的ニ現ハルルコトハ極メテ稀ナレドモ其ノ例アリ。

次ニ脊柱彎曲ニ關シテ特ニ興味アル點ハ、各種ノ彎曲ハ何レノ側ニ多キカ又彎曲ノ好ンデ起ル部位ハ如何是レナリ、尙ホ脊柱彎曲ノ起ル年次ト其ガ男女間ニ於ケル比較ハ如何是レナリ、然レドモ脊柱彎曲ハ泰西ノ學校ニ於ケルモノトハ其ノ間自ラ差異アリ、是レ吾人ヲシテ深キ深キ興味ヲ起サシムル所以ナリ、乞フ少シク吾人ヲシテ先ヅ茲ニ泰西ニ於ケル検査成績ノ主要ナルモノニ就キテ類蒐ヲ試ミシメヨ。

ラウサンニ於ケル學校統計(二三一四人)ニレバ、八歳ヨリ十四歳ノ兒童ニ發見シタヤ左右ノ彎曲ノ總數ニ對シ百分ノ九一・四ハ單性彎曲ニシテ、内百分ノ七〇ハ左彎ナリ、詳言セバ七〇・三%ハ左彎、二一・一%ハ右彎ニシテ、八・五%ハ複性彎曲ナリ、故テ以テ左右ノ彎曲ヲ對比セバ、三・五對一ノ比トナル、更ニ之ヲ男女ニ區別スレバ、男子ニ於テハ四對一ノ比ニシテ、女子ニ於テハ三對一ノ比トナル、而シテ學級上ルニ從ヒ女子ニ於テハ右彎ノ腰椎部ニ現ハルルコト稍屢々ナ

右ト相似タル成績ハ(1)マイエルガ六歳ヨリ十三歳ニ至ル三百三十六名ノ女兒ノ検査成績ナリ。氏ハ學級ノ上ルニ從ヒ腰部及ビ胸椎下部ニ於テ左方ノ彎曲ハ増加ス、別言セバ複性脊柱彎曲ハ増加ス、而シテ腰椎部ノ左彎ニハ背椎ノ右彎ヲ附隨スルニ至ルト云ヘリ。英遮吾人ハ此等ノ成績ニ鑑ミテ學級ノ昇進ニ伴フ脊柱彎曲ノ形態ノ變化ニ注意ヲ向ケントス。

次ニラウサンニ於ケル成績ニハ複性彎曲ノ比較的ニ僅少ナリシニ對シ、(2)シヨルダールノ成績ハ著シク此ノ數ノ増大ヲ示セリ。即氏ノ說ニ依レバ二〇・八%ノ全彎曲ニ對シ、複性脊柱彎曲ハ實ニ四四・五%ナリト云フ。然レドモ吾人ヲシテ云ハシムレバ、シヨルダールノ取扱ヒタルハ是レ整形外科ノ目的ノモノナリシヲ以テ、俄カニ普通一般ノ學兒ニ現ハルル率ナリトハ目シ難シ。然レドモ整形外科的ニ取扱ヒタル脊柱彎曲ノ成績ニ就キテ一顧スルモ亦徒事ニハアラズ。殊ニシヨルダール及ビ其ノ助手等ガ年齢別ニ一般社會ニ於ケル各種ノ脊柱彎曲ノ形態ノ絕對數關係ヲ調査シタルモノノ如キハ價值大ナルモノナリ。即八歳ヨリ十四歳迄ノ例ニ於テ、左右ノ彎曲ヲ比スレバ三對二ノ比ヲ示セリ。(3)ミューラーガ整形外科的ノ治療ヲ施シタル一四〇例ニ就キテノ觀察ニ依レバ、八歳ノ脊柱彎曲ハ總例ノ六八%ニ於テ主彎曲ハ左側ニシテ、三二%ハ右彎ナリキ。蓋シ各年齢ヲ通ジテノ比例ハ五四對四六ノ割合ナリ。而シテ左右彎曲ハ年齢ノ進ムニ從ツテ其ノ比例ヲ異ニシ、次第二左彎ヲ減少スルノ傾向ヲ示シ、十四歳ニ達シテ左右ノ彎曲相半バシ、十四歳以後ニ於テハ右彎却ツテ左彎ヲ凌クニ至ル、即チ十七歳ニ於テハ左彎三七%ナルニ對シテ右彎ハ六三%ヲ示セリ。即八歳ニ於ケル左彎ノ超過數三六%ハ十七歳ニ於

(1) W. Mayer.  
(2) Scholder.  
(3) E. Müller.

テ二六%丈ケノ右彎超過トハナルナリ。故テ以テ學校期ノ初メニ於テハ脊柱ヲシテ左彎タラシム可キ傾向アルモノト目セザルヲ得ズ。學校ノ最初ノ學年ニ於テ兒童ニ加害的ニ働クタモノノ影響ハ此ノ左彎ノ形態ヲ探リテ表顯シ、或ハ既存ノ場合ニハ増大ス。然ルニ學校ノ終リノ學年ニ及ベバ、此間ニ病院治療ノ結果或ハ此ノ事無クトモ、再ビ復歸シテ彎曲ノ數ヲ減ズ。唯比較的少數ノモノノミガ定性トナリ或ハ増悪ス。尙前述ノ如ク學校期ノ初メニハ左彎著シク多カリシニ反シ、次第二其ノ個所ニ右彎現ハレ、先キノ主彎曲タル左彎ハ副彎曲タル右彎ニヨリテ置換セラレ、而シテ新ナル主彎曲ノ現ハルルハ稍々高キ脊椎部位ニ於テ起ルコトモ亦注意ニ値ス。但シ彎曲ノ頂點ハ第八ヨリ第十胸椎ノ間ニ在ルモノノ如シ。

予ハ學友三名ノ助力ヲ得テ東京市麴町區ニ於ケル小學校二校ト本郷ニ於ケル中學校二校ニ於テ身體検査ヲナシタリ。此ノ際ニハ別段ナル検査器械ヲ使用スルコトナク、唯次ノ如キ普通一般ノ方法ヲ以テ検査ヲ行ヘリ。

検査ニ際シテハ被檢者ノ身體ヲ臀部ノ近ク迄露出シ、無理セザル姿勢ヲ探ラシメタリ、即チ安靜ニ兩手下下垂セシメ、兩踵ヲ附ク、窓ノ方ニ脊ヲ向ケテ立タシメタリ。次テ検査者ハ示指ト中指ニテ脊椎ニ添フテ棘狀突起ノ兩側ヲ撫降ロシツツ其ノ高サノ變化ニヨリテ轉軸若クハ轉位ヲ搜ルコトトセリ。次ニ上體ヲ前方ニ屈セシム、但シ此ノ際垂レタル指ノ尖端ガ膝蓋骨ニ達スル程度ニ屈セシム、斯クシテ左右ノ體側ノ高サヲ觀察シテ彎曲ヲ明確ニセリ。尙此等ノ検査ヲ行フ間ニ左右ノ肩胛骨ノ位置、間隔並ニ背部ニ對スル其ノ次列ヲ注視シ、且ツ肋骨ノ觀察ヲナセリ。此場合ニハ手ヲ頭上ニ伸バサシメ、或ハ自然ニ兩手下下垂セシメタル儘兩肩ヲ前方

ニ壓セシメ、次デ指ヲ以テ肋骨ヲ觸診セリ、斯クシテ彎曲ノ初期ニ於テ棘狀突起ガ未ダ位置ノ變化ヲ示サザル場合ニテモ尙肋骨ハ凸側ニテ比較的急傾斜ナル穹隆ヲ造ルノ事實ヲ見ントシタルナリ、尤モ肩胛骨ノ上昇ト脊椎線ヨリ遠ザカルノ事實ハ參照シタリ、又高度ノ彎曲ニテ脊部ノ一側ガ豐充シテ見ユルコトナキカ、又左右彎曲ノ凸部ニ相當スル胸ノ半分ガ前方ニ平坦トナレルガ如キコトナキカ、肋間ノ距離ノ變ナキカ等ハ常ニ検査者ノ注意ヲ置キシ所ナリ、而シテ左右彎曲ノ強中弱ニ關シテハ左ノ如キ規約ノ下ニ検査ヲナセリ。

(1) 弱度—彎曲ガ尙ホ顯著ナラズ、被検査者ノ注意ニ依リテ直チニ脊柱正ノ状態ヲ保ツモ此ノ努力止メバ背筋ハ弛緩シ再ビ脊柱彎曲現ハルル如キ程度ノモノ。

(2) 中等度—被検査者ガ強キ努力ヲナシテモ僅少時間内丈ケ脊柱正ノ状態ヲ示スモノ或ハ兩手ニテ懸垂セシメテ脊柱彎曲ノ消失スルモノ。

(3) 強度—彎曲ガ硬化セシモノ即懸垂ニヨリテモ其ノ彎曲ノ消失ザルモノ、要スルニ脊椎又ハ靱帶ガ持續的ノ變化ヲナシタリト認ムルモノ。

斯ノ如クシテ余等ガ行ヒシ検査成績ノ發表ヲ數年ニ亘リテ躊躇セシハ、其ノ際發見セシ脊柱不正者ヲ統計的ニ觀察センニハ尙ホ數ニ於テ足ラズトナシ、之レニ基キテ論斷センコトノ餘リニ大膽ナル可キヲ思ヒシニ由ルナリ、且ツ此ノ數年間ニハ更ラニ多數ノ學校ニ就キテ検査ヲ續行セントノ希望ヲモ有シキ、然レドモ此ノ希望ハ今後容易ニ滿タサレ難キヲ考ヘ且ツハ汎ク本稿ヲ江湖ノ諸彦ニ寄セテ其ノ足ラザルヲ補ヒ誤レルヲ訂サレンコソ眞ノ調査成績ヲ舉グル所以ナル可キヲ思ヒ、敢テ本稿ヲ起シタルナリ、要ハ本問題ノ導火線トナレバ足ルナリ、即チ左ノ如シ。

(I) 脊柱彎曲ノ年齡並ニ性的觀察—被検査者約二千名ノ小學兒童ノ脊柱不正者ハ之ヲ男女ニ別テ學年ニ大別シテ集計スルニ左ノ成績ヲ見ルナリ。

| 年     | 左   |     | 右   |     | 後    |      | 屈     |      | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|------|-------|------|---|
|       | 男   | 女   | 男   | 女   | 男    | 女    | 男     | 女    |   |
| 一、二年級 | 一・八 | 一・六 | 〇・九 | 〇・八 | 五・六  | 六・四  | 八・三   | 八・八  |   |
| 三、四年級 | 二・九 | 二・九 | 一・五 | 一・六 | 七・七  | 八・九  | 一・二・一 | 一三・四 |   |
| 五、六年級 | 四・四 | 四・五 | 一・四 | 二・五 | 一〇・二 | 一一・九 | 一六・〇  | 一八・九 |   |
| 總計    | 三・一 | 三・〇 | 一・三 | 一・六 | 七・八  | 九・一  | 二二・二  | 二三・七 |   |

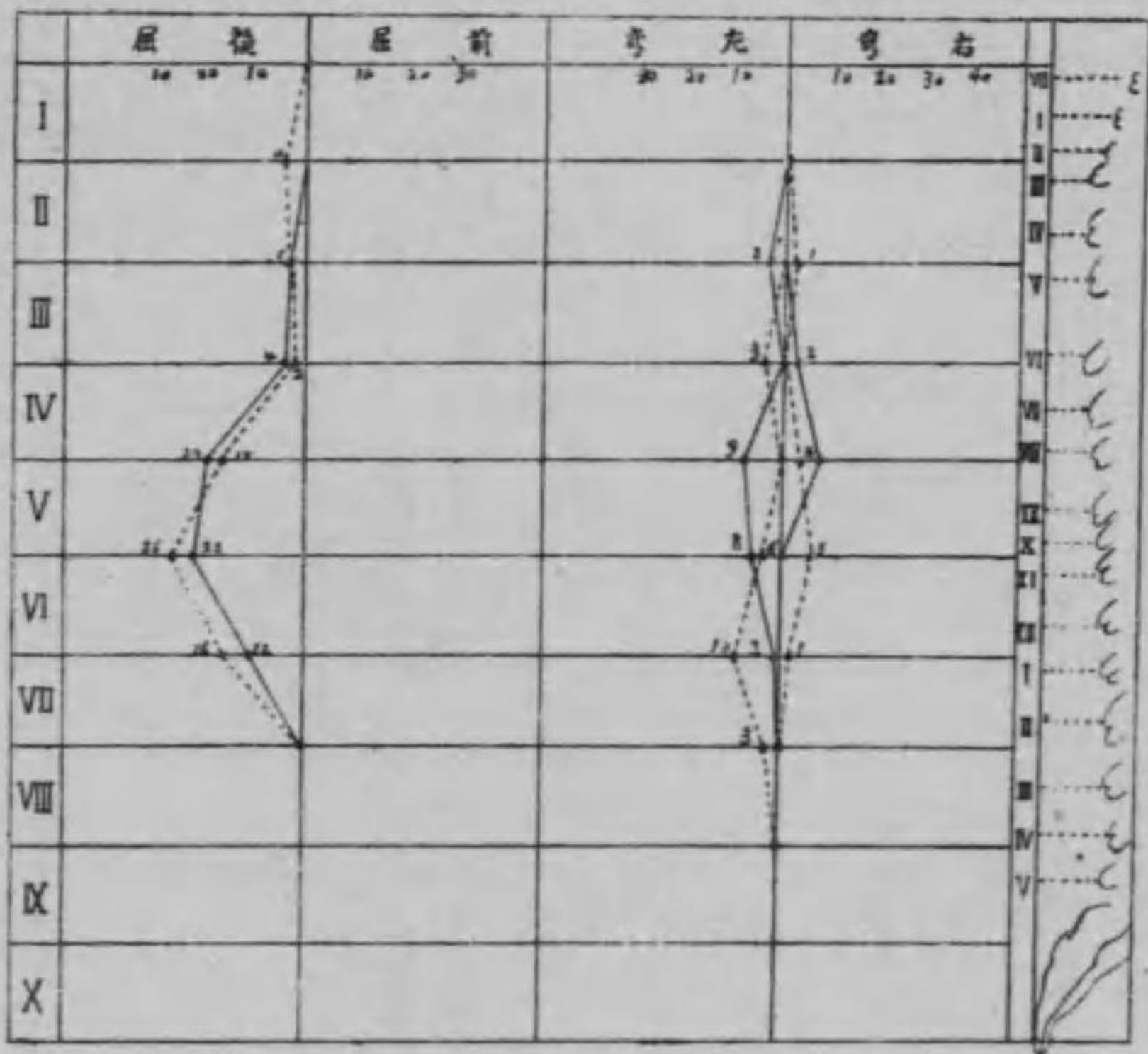
右ノ表ハ之ヲ各學年別トナスカ或ハ別ニ年齡別トシテ觀察ス可キ性質ノモノナリト雖材料ノ關係上已ムナク右ノ如キ集計ヲ試ミシナリ、而シテ右ノ成績ヨリ左ノ推定ヲ爲サントス。

- 一、女兒ハ男兒ニ比シ脊柱不正者多シ。
- 二、脊柱彎曲ノ多キハ後屈ニシテ左彎右彎之ニ亞ク。
- 三、學年又ハ年齡ノ進ムニ從ヒ脊柱彎曲者ハ増加ス。
- 四、學年ノ進ムニ從ツテ後屈及左彎ノ増加ハ顯著ナルモ右彎ノ増加ハ緩慢ナリ。
- 五、女兒後屈ノ學年の増加ハ極メテ急速ナリ。
- 六、學年ノ増加ニ伴ヒ女兒ノ腰部左彎ノ増加スル傾向アルガ如シ。

(II) 脊柱彎曲ノ形態的觀察—前表ニ示ス如ク本邦學兒ノ間ニ起ル背柱彎曲ハ後屈ヲ以



圖九〇百第



次二年齡ノ増加ニヨリテ全彎曲ノ變化竝ニ副彎曲ノ發生等ヲ觀察センハ極メテ興味アルコトナルモ、本調査ガ連續的ノモノナラザルヲ以テ如何トモ爲シ難シ。

以上ノ検査成績ハ唯一回ノ検査成績ヲ概括セシニ止マリ、粗漏ノ責ハ免レ難シ然レドモ吾人ノ希望ハ本問題ニ關シ一般ノ注意ヲ喚發シテ脊柱彎曲ノ検査ガ動モスレバ検査時間ノ制限ニ餘儀ナクセラレテ粗ニ流ルルコトヲ警告シ、同時ニ脊柱彎曲ニ對スル教師及ビ父兄ノ注意ヲ惹キテ現狀ヨリ一步ヲ進マシメ、決シテ之ヲ自然ノ手ニ放任スルコトナク、或ハ生徒ニ姿勢矯正ノ注意ヲ類發スルカ、設備ノ缺點ヲ改良スルカ、或ハ更ニ進ンデ矯正體操ヲ課スルカ、又ハ整形外科醫ノ手ニ委スルカ、何レカノ方法手段ニヨリテ矯正ノ目的ヲ達センコトニアルナリ、要ハ不良ナル姿勢ガ脊柱彎曲ノ一因ヲナシ、脊柱彎曲ハ體テ人體ノ全活力ヲ減弱スベキヲ

以テナリ、歐洲ノ大亂以降泰西ノ學者殊ニ佛蘭西ノ學者ハ口ヲ揃ヘテ姿勢ノ不良ハ戰闘力ヲ弱クストノ理由ノ下ニ、極力姿勢矯正ヲ力説セルヲ聞カズヤ。

本邦に於ける脊柱彎曲の率の多少に關する論議は暫く措くも、脊柱彎曲の矯正は如何なる狀況に在りやを一言せん、本邦に於ける吾人の日本服は脊柱彎曲を隠すに都合よきものなり、之の故を以て日本婦人の姿勢矯正は餘りに問題となる事なし、従つて從來我が學校に於ける脊柱彎曲の矯正法は、之を歐米の諸學校に比す可くもなく、整形外科の保護の手は達せんに中々の距離ありき、然れども近時漸く此の方面の注意も識者の熱心に動かされ、各地に矯正の聲を聞くのみならず、矯正體操の必要も次第に認めらるゝに至れり、近くは島根縣に於て熱心なる藤原校醫の主張を誌上に聞き、熊本縣教育會は左の表を作製せり。

不正發育矯正表

| 不正發育ノ種類 |        | 矯正運動(體操療法)                                |  |
|---------|--------|---|--|
| 頸椎部ノ前屈  | 頸椎部ノ側屈 | 體操中ノ運動                                    | 特殊ノ運動  |
| 頸椎部ノ前屈  | 頸椎部ノ側屈 | 頭ノ運動特ニ後屈ニ依リ矯正セラルルモ胸椎ト關聯スルモノハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ | 一、開脚ニテ手ヲ腰ニ舉ゲ體ヲ前ニ屈ゲタ<br>一、ル後頭ヲ後ロニ屈ク掌ヲ後頭部ニ當テ抵抗ヲ與ヘシメツ、頭ヲ後ロニ屈ク |
| 頸椎部ノ側屈  | 頸椎部ノ側屈 | 頭ノ運動特ニ側屈ニ依リ矯正セラルルモ胸椎ト關聯スルモノハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ | 一、補助者ヲシテ其ノ掌ヲ頸部ニ當テ抵抗ヲ與ヘシメツ、頭ヲ側ニ屈ク                           |

| 姿   |  | 勢  |  |   |  |  |  |
|---|--|--|--|---|--|--|--|
| 胸椎部ノ(後)屈                                    | 胸椎部ノ側屈                                       | 腰椎部ノ(前)屈   | 腰椎部ノ側屈   | 肩ノ高   | 肩ノ前  | 肩ノ出  | 脚  |
| 胸及背ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ腹及懸垂運動モ亦効果ヲ有スハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ | 胸椎ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ胸・背及ルモノハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ         | 腹ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ胸椎部ト關聯スルモノハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ   | 胸椎ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ懸垂運動モ亦効果ヲ有スハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ             | 背ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ胸椎部ト關聯スルモノハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ  | 背及背ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ胸ノ運動モ亦効果ヲ有スハ同部ノ矯正運動ヲ併用スベシ  | 背ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ胸及背ノ運動モ亦効果ヲ有ス  | 背ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ胸及背ノ運動モ亦効果ヲ有ス  |
| 一、助木平行棒ヲ應用シテ矯正ス                             | 一、平行棒ヲ側腹部ニ當テ矯正ス<br>一、開脚ニテ片手ヲ頸ニ片手ヲ膝下ニ當テ體ヲ側ニ屈ク | 一、腰掛及助木ヲ應用シテ矯正ス<br>一、仰臥脚ヲ懸テ膝部ヲ十分屈ク<br>一、片足ヲ前屈シ腰ヲ平行棒ニ依テ片手ヲ上ニシテ體ヲ側ニ屈ク<br>一、助木ニ片足ヲ掛ケ體ヲ側屈スル運動ヲ行フ | 一、輕度ノ懸垂運動及助木ヲ使用シテ矯正ス<br>一、平行棒ヲ頭高以下ニ定メ脚ヲ後ロニ斜ニ懸垂シ體ヲ側屈ク | 一、平行棒ヲ頭高以下ニ定メ脚ヲ後ロニ斜ニ懸垂シ體ヲ側屈ク<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ腰掛等ニ依テ片手ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ腰掛等ニ依テ片手ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ腰掛等ニ依テ片手ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ腰掛等ニ依テ片手ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ腰掛等ニ依テ片手ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ腰掛等ニ依テ片手ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ腰掛等ニ依テ片手ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス |

| 備考  | 關節   |   |  |  |  |  |
|---|--|---|--|--|--|--|
|   | 足關節ノ凝固   | 膝關節ノ凝固  | 股關節ノ凝固   | 腕關節ノ凝固   | 肘關節ノ凝固   | 肩關節ノ凝固   |
| 一、本矯正表ハ陸軍ニ於ケルモノ及從來熊本縣師範學校等ニ於テ實施セルモノ等ヲ參考トシ是ヲ定メタリ | 脚ノ運動ニ依リ矯正セラルルモ跳躍運動モ亦効果ヲ有ス<br>脚行運動(特ニ足尖行進)及跳躍運動ニ依リ矯正セラル | 脚及跳躍運動ニ依リ矯正セラル                                | 臂及懸垂運動ニ依リ矯正セラル   | 臂及懸垂運動ヲ以テ矯正セラル   | 臂ノ諸運動ニ依リ矯正セラルルモ胸及背ノ運動モ亦効果ヲ有ス   | 臂ノ諸運動ニ依リ矯正セラルルモ胸及背ノ運動モ亦効果ヲ有ス   |
|   | 一、腰ヲ掛ケ足ヲ内外轉屈伸運動ス(要スレバ之ヲ補助ス)                            | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス | 一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス<br>一、片足ヲ前ニ出シテ之ヲ物ニ依テ片手ヲ脚ヲ約三足長ニ開キ手ニテ膝ヲ壓シツツ交互ニ之ヲ伸バス |

矯正上ノ注意

一、右表ニ於テ矯正法トシテハ専ラ體操療法ノミヲ示スモ其矯正ニ當リテハ發育不正ノ根本第二章 學校病

原因ヲ探究シテ之ガ芟除ニ努ムルヲ以テ第一要義トナス

抑々不正發育ハ一般ニ通學時ニ於ケル偏倚セル負荷・教室席次ノ關係・机腰掛ノ構造乃至  
課尺ノ適否等ニ關係スルハ云フ迄モナク進ンデハ家庭ニ於ケル營養・運動・生活狀態等ノ影  
響ヲ受クルコト極メテ大ナルモノアルヲ以テ體操療法ノ實施ト相俟ツテ如上諸項ノ適否  
ヲ常ニ考覈商量スルヲ必要ナリトス若シ夫レ發育不正ノ未ダ著シカラザル早期ニ於テ之  
ヲ發見シ完全ナル豫防矯正ノ途ヲ策スルガ如キハ矯正上ノ根本方法トシテ最モ歡迎スル  
所ナリトス

二、兒童生徒不正發育ノ矯正ヲ分チテ二トス姿勢ヲ矯正スルコト竝ニ關節ノ凝固ヲ解クコト  
是ナリ姿勢ハ骨骼及關節ノ形狀ト筋力ノ平均トニヨリ維持セラルルモノナルヲ以テ之ガ  
矯正ニ當リテハ關節ノ柔軟ヲ得セシムルト共ニ筋力ノ調和ヲ圖リ所要筋群ノ増育養成ニ  
勉ムルヲ要ス又關節ノ凝固ハ多クハ常習的ノ偏頗ナル使用又ハ運動ノ不足ニ因リ生ズル  
モノナルヲ以テ之ヲ解クニハ適當ナル運動ノ間斷ナキ實施ニ依リテ漸次生理的領域ニ到  
達セシムルコト肝要ナリトス

三、不正發育ノ矯正ニ方リテハ學校體操中ニ於ケル適當ナル運動ノ實施ニ依リテ其ノ目的ヲ  
達シ得ベシト雖モ其ノ狀態ニ依リテハ他ノ特殊ナル運動ヲ課スルヲ必要トス然レドモ身  
體ノ機能構造ハ相互ニ密接ナル關係ヲ有シ局所ノ不正發育モ其ノ由來スル所頗ル複雑ナ  
ルモノアルヲ以テ之ガ矯正ハ學校體操ノ普遍的實施ト相俟ツテ始メテ其ノ完成ヲ期スル  
コトヲ得ベシ

四、兒童生徒ノ不正發育就中生徒ノ不正發育ハ入學以前長年月ニ亘リ習成セラレタルモノ多  
キヲ以テ一朝一夕ニ矯正ノ效果ヲ收ムル能ハザルヤ言テ俟タズ故ニ之ガ實施ニ際シ徒ニ  
奏效ヲ急ギ急激ナル運動ヲ課スルガ如キハ却テ生理ノ法則ニ悖リ延テ器官ニ障害ヲ及ボ  
スノ虞アルヲ以テ教師ハ克ク身體發育ノ遲速ト其ノ不正ヲ來シタル原因トニ鑑ミ漸ク以  
テ之レヲ馴致矯正シ久シキニ亘リ中絶スルコトナカラシムルヲ要ス

五、矯正ノ效果ハ又一ニ本人ノ熱心ナル希望ニ基キ意識ノ集中ニ負フ所極メテ大ナルモノア  
ルヲ以テ教師ハ之ヲシテ克ク不正發育ノ種類運動ノ效果等ノ理論ヲ理解セシメ時ト處ト  
ヲ問ハズ自ラ進ンデ之ガ矯正ニ努ムベク指導スルヲ要ス

トラホーム！大正五年度文部省年報に據れば、トラホームの率は小學校にて男は一  
五・八六%、女は一八・三二%にして、中學校にては七・二二%、高等女學校にて七・四一%、師範  
學校にて男は五・六一%、女は五・二三%、專門學校にて男は六・三四%、女は六・七二%なり。  
即ち一般に女子は男子よりも患者の率高し、而して此の關係は累年の比較に於ても同  
様なり。

次に實數上より云へば小學校男にて一八七・六九一名女にて一八二・九七一名中學校  
にて九・六八六名、高等女學校にて五・八九三名、師範學校男にて九一・三名女にて三九・一名、  
實業學校にて男二・八五五名、專門學校にて男一・三九名、女八名あり、別に直轄學校に於て  
男七・三名、女四・二名あり、以上の總計は實に三九一・三二〇名に達す、此等多數のトラホ

一ム患者は學校以外に更に多數に存す故を以て本病の豫防撲滅は實に大事業と云ふべしトラホーム豫防法案の審議さるゝ又故なきに非ず

大正三年十一月十五日大日本學校衛生協會主催の下に學校醫協議會を開催するや、文部省は學校に於ける、トラホーム豫防上適切なる方法如何の諮問を發せり、之に對して會員は協議の結果、左の答申をなしたり、(日本學校衛生ニ據ル)

學校ニ於ケル、トラホーム豫防上適切ナル方法如何

一、眼衛生思想ノ喚起

(イ)兒童ニ眼衛生ニ關スル必要ナル知識ヲ與フルコト

(ロ)保護者ニ眼衛生思想ヲ喚起セシムル方法ヲ講ズルコト

二、豫備治療

(イ)就學年齡ニ達スル一年前ニ於テ市町村ヲシテ豫備検査ヲ行ヒ、トラホームノ治療ヲナサシムルコト

三、校舍ノ改良

(イ)手洗鉢ヲ廢シ龍吐口ノ裝置アルモノノ設備ヲナスコト

(ロ)換氣採光其他學校醫ニ於テ不適當ト認メタル場所ノ改築修繕

四、平時ノ注意

(イ)兒童ニ對シ每學期壹回以上眼検査ヲナスコト

(ロ)兒童入學ノ際眼検査ヲ特ニ注意スルコト

(ハ)兒童ノ衣服身體殊ニ手指ノ清潔ヲ保タシムルコト

(ニ)兒童各自ニ手拭又ハ手巾ヲ常ニ携帯セシムルコト

五、發病者ノ處置

(イ)學校ニ於テ、トラホームニ罹リタル兒童ヲ發見シタル時ハ兒童ノ家庭ニ通知シ治療ヲナサシムルコト

(ロ)眼分泌物アル時若クハ重症者ニシテ傳染ノ恐アル時期ハ登校ヲ禁ズルコト

(ハ)トラホームニ罹リ登校停止中ノ者再ビ登校ニ際シテハ校醫ノ診斷ヲ經テ其可否ヲ決スルコト

六、病兒ノ治療

(イ)市町村ヲシテ學童ヲ無料ニテ治療スル方法ヲ講ゼシムルコト

(ロ)無料治療ハ之ヲ強制セズ保護者ノ依頼又ハ承諾ヲ經ルコト

七、病兒ノ取扱

(イ)教室内ノ坐席ヲ區別スルコト

(ロ)整列ノ際ハ別列トシ周圍ニ適當ノ間隔ヲ置クコト

(ハ)携帶品ノ置場ヲ區別スルコト

(ニ)共用道具ノ混用ヲ嚴禁スルコト

(ロ)物品ノ貸借ヲ禁ズルコト



- (ハ)浴室ノ設備アル學校ニテハ手拭ハ自用ノモノトシ洗桶モ區別スルコト
- (ト)便所ヲ區別スルコト
- (チ)手洗器ヲ區別シ毎時間手ヲ洗ハシムルコト
- (リ)連手遊戯ヲ禁ズルコト
- (ヌ)級長及ビ當番等ノ諸勤務ヲ免除スルコト
- (ル)成績物ノ取扱ヲ區別スルコト

八、消毒

(イ)校具又ハ戸障子手摺等病毒汚染ノ虞アルモノハ毎日消毒的請拭ヲ行フコト  
以上

學校「トラホーム」の豫防撲滅に關しては、著者は年來左の意見を懐持し來れり、敢て茲に開陳して高教を江湖に乞はんぞす。

「トラホーム」豫防撲滅ニ關スル鄙見

「トラホーム」ハ本邦國民病ノ一ニシテ其ノ豫防撲滅ノ策ヲ講スルニ當テハ文部省・内務省・農商務省並ニ陸軍省等ト相提携シテ同一ノ步調ノ下ニ進ムヲ以テ最良トス唯一省ノミノ企圖ニテハ眞ニ撲滅ノ域ニ到著シ難シ

「トラホーム」豫防撲滅ニ關シ討究ス可キ必要ナル項目ハ左ノ如シ

- 一、貧民ニ向テ治療ヲナスコト
- 本問題ニハ勞働者ノ疾病保護問題ヲ含ム

一、「トラホーム」豫防醫ヲ任命スルコト

各縣ニ一定ノ眼科醫ヲ「トラホーム」豫防醫トシテ任命スルコトハ流行猖獗ナル地方ニ派遣シテ其ノ流行狀況ヲ確メ民間治療ヲ組織整理セシメ重病者ノ加療ヲナサシメ且ツ本病ノ治療ニ精通セザル開業醫・工場醫・學校醫等ヲ教導セシメンカ爲メナリ

三、治療所ヲ開クコト

之ハ必要期間内便宜開設スルモノトス

四、講習所ヲ開設スルコト

之ハ「トラホーム」ノ病理並ニ治療法ノ講習ナリ

五、賞金令ヲ設クルコト

之ハ「トラホーム」ノ病理並ニ治療ノ學術的完成ヲ期シ同時ニ開業醫・學校醫・工場醫ノ實績ヲ舉グルヲ獎勵センガ爲メナリ

六、「トラホーム」届出ノ義務ヲ附スルコト

七、豫防檢眼法ノ令ヲ布クベキコト

學校・工場・合宿所・雇人・在郷軍人・徵兵適齡者等ノ檢眼並ニ「トラホーム」ヲ出シタル家庭ノ檢眼及ビ一定ノ年次毎ニ汎ク一般ノ豫防的檢眼ヲ強要スルコト

八、「トラホーム」治療ノ中心ヲ定ムルコト

在來ノ開業醫・眼科専門醫ヲ治療ノ中心トシ新ニ任命セラレタル「トラホーム」豫防醫ハ除外例ニ置ク

- 九、醫師ハ其ノ仕事ニ應シ定額ノ報酬ヲ受クルコト
- 十、トラホーム豫防ニ關シ衛生思想ノ向上ヲ圖ルコト
- 十一、中央ニ統一的ノ指揮總理並ニ教導ノ機關ヲ設クルコト
- 十二、トラホーム豫防撲滅ニ要スル費用ハ國庫ト關係アラシムルコト
- 學校ハ「トラホーム豫防」上ニハ重要ナル位置ニアリ故ニ少クトモ左ノ諸項ヲ併セテ督勵スルコト

一、檢眼

- (イ) 學齡ニ達スル一年前ニ豫防檢眼ヲ行ヒ「トラホーム病兒」ハ治療セシムベシ
- (ロ) 學校醫ヲシテ檢眼ヲ充分ニ行ハシメ「トラホーム」並ニ其ノ類似症アル者ハ直チニ學校長ニ報ジテ其ノ父兄ニ治療ヲ命ズベシ
- (ハ) 學校醫ヲ設置セザル學校ニ於テハ職員兒童ヲ望診シテ眼疾アリト推スル者ヲ直チニ其ノ父兄ニ通告シ醫師ノ診療ヲ受ケシムベシ
- (ニ) 「トラホーム」兒童ノ家庭ハ其ノ學校醫ヲシテ「トラホーム」患者ノ有無ヲ檢セシムベシ
- 一、「トラホーム」兒童ハ其ノ病勢ニ應ジテ登校ヲ禁ズル等適當ノ處置ヲ爲スベシ
- 三、校舍ノ清潔法ヲ講ズベシ(「トラホーム」豫防事項ヲ含ム)
- 四、兒童身體ノ清潔法ヲ講ズベシ(同前)
- 五、兒童ノ衛生思想ノ向上ヲ圖ルベシ
- 六、家庭ニ於ケル「トラホーム」豫防思想ノ向上ヲ圖ルベシ

學校「トラホーム」ハ本省統計ガ示ス如ク極メテ多數ナリ其ノ甚クシキハ百パーセントニ達セシ學校(分教場)スラ存在セシコトアリ而シテ各學校皆力ヲ「トラホーム」ノ豫防ニ盡ス所アリト雖モ其ノ成績ヲ舉グルニ困難ナル所以ハ要スルニ學校ト同時ニ學校以外ニ盡ス所充分ナラザルニヨルナリ故ニ根本的ニ「トラホーム」ノ豫防撲滅ヲ企圖セバ社會ノアラユル方面ニ向テ同一ノ歩武ヲ進メザル可カラズ然レドモ本病ノ牙城ヲ顛ス能ハズ一時其ノ枝城ヲ討ツテ暫ク時機ヲ待ツベシト云ハバ別ニ劃策スル所アルベキナリ其ノ主ナル項目左ノ如シ

- 一、學校醫ノ普及ヲ圖ルベシ
- 二、學校醫ノ待遇ヲ増スベシ
- 三、學校醫ヲシテ今一層檢眼ヲ勵行セシムベシ
- 四、家庭ニ通知シテ治療ヲ強ユベシ
- 五、治療ハ在來ノ開業醫ヲ中心トスト雖モ眼科醫ヲ有スル地方ニテハ學校ト連絡セシメテ治療ヲ依頼スベシ但シ治療ニ從事セシ醫者ハ其ノ仕事ニ應ジテ報酬ヲ受ク
- 六、各縣一名ノ「トラホーム」豫防醫ヲ任命シテ前記ノ職務ヲナサシムベシ
- 七、「トラホーム」豫防醫ノ手當及ビ「トラホーム」治療費ハ國庫ト關係アラシムルコト
- 八、中央ニ於テハ學校「トラホーム」豫防ノ統一ヲナスベキ機關ヲ設ク可シ
- 次ニ「トラホーム」豫防醫ヲ設置スル能ハズトセバ「トラホーム」豫防並ニ治療費ノ補助ノ名ヲ以テ相當ノ金額ヲ頒配シ現時ノ豫防狀態ヲ佳良ナラシムル様奮勵セシムルコトトシ但シ之ノ場合ニハ前記九項目中ヨリ「トラホーム」豫防醫ニ關スル分ヲ削除ス(以上)

齲齒—本邦學童の齲齒検査の成績は入戸野・松井兩氏の調査を初めとし、芳賀・渡邊・中川・川上氏等の調査相踵いで出でしが、左に川上爲次郎氏が大正四年六月東京府下中野町桃園尋常小學校の兒童に就きて施行せし成績を抄録す。

(1) 口腔衛生思想の普及程度—大凡左ノ如シ。

- 毎朝齒磨ヲ使用スル者 三八%
- 唯口ヲ水ニテ洗フ者 五二%
- 顔ノミヲ洗フ者 一〇%
- ハザル者 ○

(2) 永久齒發生並に乳齒吸收不全の狀態—永久齒ノ出銀順序ハ第一大臼齒・中切齒・側切齒・犬齒・第一小白齒・第二小白齒・第二大臼齒ニシテ、犬齒ト第一小白齒トハ殆ンド同時期ノ如シ、而シテ小白齒ヲ除ク外ハ下顎齒ハ一般ニ上顎齒ヨリ先ニ出銀スルヲ見タリ、又女兒ハ男兒ヨリ出銀時期稍々早シ、今各齒ニ就テ記載スレバ左ノ如シ。

(一) 中切齒 男女共ニ下顎齒ニ於テ早ク出銀ス、出銀時期ハ下顎ニ於テ滿七歳、上顎ニテハ滿八歳ナリ。

(二) 側切齒 下顎ニ於テ著シク早ク出銀ス、出銀時期ハ下顎八歳乃至九歳、上顎ハ十歳乃至十一歳ナリ。

(三) 犬齒 下顎ニ於テ稍々早ク出銀ス、上下顎出銀時期共ニ十一歳乃至十二歳ナリ。

(四) 第一小白齒 上顎ニ於テ稍々早ク出銀ス、上下顎出銀時期ハ共ニ十一歳乃至十二歳ナリ。

(五) 第二小白齒 上顎ニ於テ稍々早ク出銀ス、男兒ニ於テ上下顎出銀十二歳、女兒ニ於テハ上顎ハ十一歳乃至十二歳、下顎ハ十二歳ナリ。

(六) 第一大白齒 下顎ニ於テ早シ、上下顎出銀時期ハ共ニ七歳ナリ。

(七) 第二大白齒 下顎ニ於テ早ク出銀ス、上下顎出銀時期ハ共ニ十三歳乃至十四歳ナリ。乳齒根ノ吸收不完全ニヨリテ齲亂期ニ於テ脱落スルナク後繼永久齒ノ出銀スルモ尙キ殘存スルハ概シテ男兒ニ於テ女兒ヨリ多數ナリ、又上下顎ニアリテ上顎ハ下顎ヨリ多シ、各齒ニ於テ之ヲ見ルニ第二乳齒及第一乳齒ハ最モ多クノ吸收不全ヲ有シ之ニ次グハ犬齒及中切齒ナリ、最モ少數ナルハ下顎前齒殊ニ下顎中切齒ニアリ、此關係ハ概シテ後述スル乳齒ノ齲齒數ト比例スルモノニシテ、即チ早期ニ齲齒ニ陥レル乳齒ハ失活齒トナリ從テ生理的ノ齒吸收ヲ杜絶スルガ故ナリトス。

(3) 齲齒ノ統計—千四百七十九名ノ兒童中齲齒ヲ有スルモノ實ニ千二百六十七名八十六%ニシテ、内男兒六百一名、女兒六百六十六名ナリトス。之ヲ昨年全川上ノ調査セル、東京市内六ヶ所ノ小學校兒童齒牙検査成績ニ比較スルニ、東京市ニアリテハ齲齒ヲ有スルモノ平均八十八%ナリシガ故ニ、今回調査セル桃園小學校ハ二%ダゲ少ク稍々齒牙ノ良好ナルヲ示セリ、サレド入戸野・松井兩氏ガ昨年千葉縣師範學校附屬小學校兒童ノ調査成績九八・九一%ニ比シテハ更ニ一層良好ナルヲ見ル、左ニ從來諸家ノ報告セル學童齒牙調査成績ヲ比較シ參考ニ資セン。

備考 男女ノ差ハ女子健者ノ多キ場合ヲトナシ少キ場合ヲトナセリ

各地兒童男女間ニ於ケル齶齒百分率

| 番<br>號 | 報告者及年度                              | 調査セル場所             | 齶齒ヲ有セザ<br>ルモノノ男% |      | 齶齒ヲ有ス<br>ルモノノ% |      | 男女齶<br>齒率ノ差 |
|--------|-------------------------------------|--------------------|------------------|------|----------------|------|-------------|
|        |                                     |                    | 男                | 女    | 男              | 女    |             |
| 1      | Jessen—1904                         | Strassburg         | 3.1              | 2.1  | 96.9           | 97.9 | - 1.0       |
| 2      | Klein—1900                          | Ulm                | 1.5              | 1.3  | 98.5           | 98.7 | - 0.2       |
| 3      | Körner—1899                         | Halle              | 7.5              | 5.1  | 92.6           | 94.9 | - 2.3       |
| 4      | Fricke—1899                         | Schleswig-Holstein | 7.9              | 8.5  | 92.1           | 91.5 | + 0.6       |
| 5      | Henle—1898                          | Hamar              | 8.6              | 9.2  | 91.4           | 90.8 | + 0.6       |
| 6      | Weestergaard—1900                   | Kopenhagen         | 8.4              | 7.0  | 91.6           | 93.0 | - 1.4       |
| 7      | Phys. med. Gesell.<br>Würzburg—1894 | Würzburg           | 18.7             | 15.4 | 81.3           | 84.6 | - 3.3       |
| 8      | Kühns—1898                          | Hannover           | 10.4             | 6.7  | 89.6           | 93.3 | - 3.7       |
| 9      | Vocerkl—1898                        | Eiberfeld          | 4.8              | 5.2  | 95.2           | 94.8 | + 0.4       |
| 10     | Weber—1898                          | Witten             | 3.8              | 5.7  | 96.2           | 94.3 | + 1.9       |
| 11     | Zahn. Wochenblatt<br>—1901          | Halberstadt        | 5.0              | 18.0 | 95.0           | 82.0 | +13.1       |
| 12     | Fenichel—1895                       | Hamburg            | 0.9              | 2.0  | 99.1           | 98.0 | + 1.1       |
| 13     | Fenichel—1895                       | Hamburg            | 2.5              | 5.0  | 97.5           | 95.0 | + 2.5       |
| 14     | Jochheim—1897                       | Kaiserslautern     | 0.9              | 1.5  | 99.1           | 98.5 | + 0.6       |
| 15     | Zahn. Rundschau<br>1902             | Rudolfstadt        | 6.5              | 7.0  | 93.5           | 93.0 | + 0.5       |
| 16     | Fchl—1911                           | Stockholm          | 3.1              | 2.4  | 96.9           | 97.6 | - 0.7       |
| 17     | Schweiz. V. I. Z.—<br>1903          | Zürich             | 2.7              | 3.4  | 97.3           | 96.6 | + 0.7       |
| 18     | Lewinski—1909                       | Holzwinden         | 6.0              | 1.6  | 94.7           | 98.3 | - 4.25      |
| 19     | 入戸野一大正三年                            | 千葉                 | 1.1              |      | 98.9           |      |             |
| 20     | 川上一大正三年                             | 東京                 | 12.0             | 13.0 | 88.0           | 87.0 | + 1.0       |
| 21     | 川上一大正四年                             | 中野                 | 15.0             | 13.0 | 85.0           | 87.0 | - 2.0       |

右表ニヨリ之ヲ觀ルニ歐洲各都市ニ於ケル兒童ハ概ネ九十%以上ノ齶齒ヲ有スルヲ以テ我國ノ兒童ヨリ遙ニ不良ナル齶齒ヲ有セリ、只ウニツブルグ及ハンノイヴァー兩市ニ於テ我東

京市ニ近キ齶齒數ヲ示スノミ。

(イ)男女兩性間ニ於ケル齶齒罹患率——男女兩性間ノ齶齒罹患率ハ男ニ對シテ女三ナリトハ普ク承認セラレ、ガ如シト雖、小學兒童ニ於テハ兩性ノ罹患率ニ大ナル懸差ナキヲ見ル、前表男女罹患率ノ差ノ項下ニ之ヲ照セバ一日瞭然タルモノアリ、諸家ノ統計ニ於テ男女ノ差ハ多クハ僅ニ〇・五乃至三%ノ間ニアリ、然モ是等ノ差ハ反テ女兒ニ於テ罹患率ノ小ナルモノ少カラズ、(全川上)ノ統計ニテモ東京市兒童ノ場合ハ男兒ニ於テ一%ダケ、多カリシガ桃園小學兒女ニアリテハ反對ニ女兒ニ於テ二%多カリキ、入戸野・松井兩氏ノ統計ニヨル男女兩性間ノ齶齒罹患率ハ略同數ニシテ、僅ニ却テ女兒ニ少カリシト云フ、(ローゼ)ハ兩性間ノ齶齒罹患率同數ナルヲ記載シ、(クレイ)モ亦兩性間ニ大差ナキヲ述ベタリ。

(ロ)健全齒ヲ有スルモノ、統計——健全齒ヲ有スルモノ桃園小學校兒童ニアリテハ千四百七十九名中二百二十二名(十四%)ニシテ男兒百九名(十五%)、女兒百三十三名(十三%)ナリ、而シテ年齢別ニ於テハ十二歳ニ於テ最モ健者多ク二十四%、男兒二十七%、女兒二十一%ニ達セリ、東京市兒童ノ場合ニ於テモ之ト等シク十二歳ニ於テハ二十五%ヲ占メタリキ、此事實ノ因テ起ルハ當該年齢ニ於テハ齶齒殆ド經過シテ齶齒乳齒ノ健全永久齒ト交換セラレ、ガ故ナリ、反對ニ齶齒ノ最モ多キハ平均八歳ナリトス、(男兒ニアリテハ八歳、女兒アリテハ九歳ナリ)、東京市兒童ノ場合モ之ト等シク八歳ニ又入戸野・松井兩氏ノ統計ニテモ八歳男兒八歳、女兒七歳ナリキ、年齢別ニ於テ健者ノ百分率ヲ示セバ左ノ如シ。

(1) Röss.  
(2) R. Klöser.